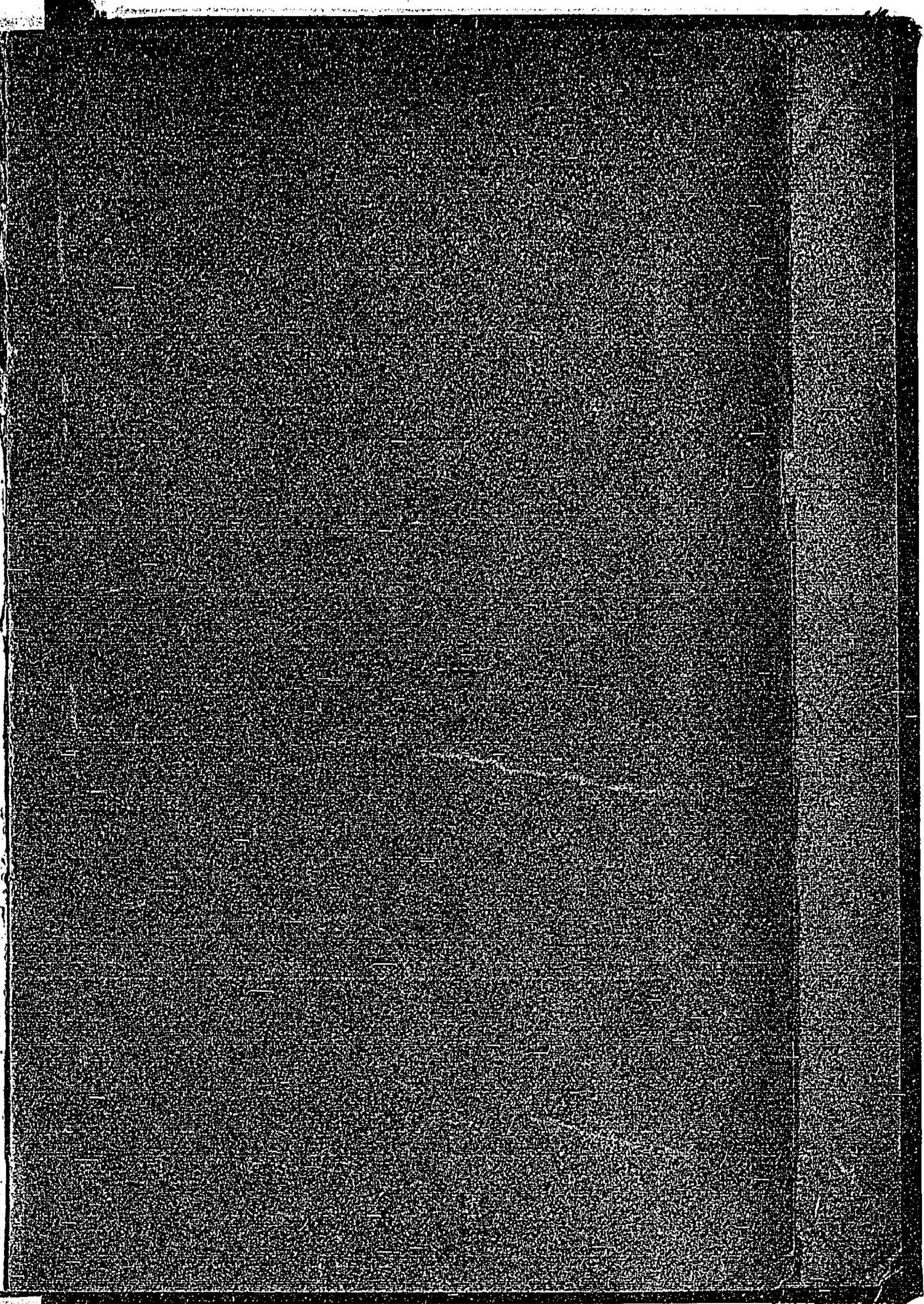
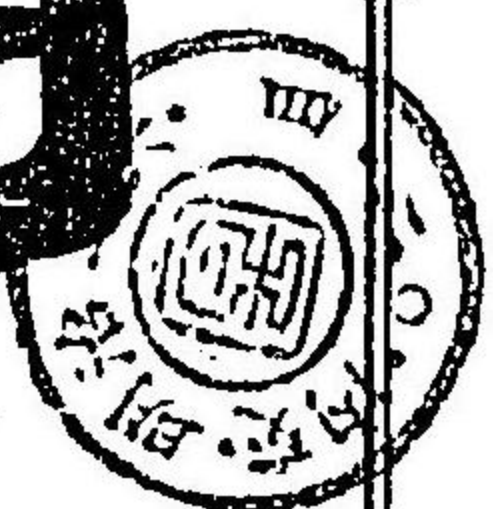
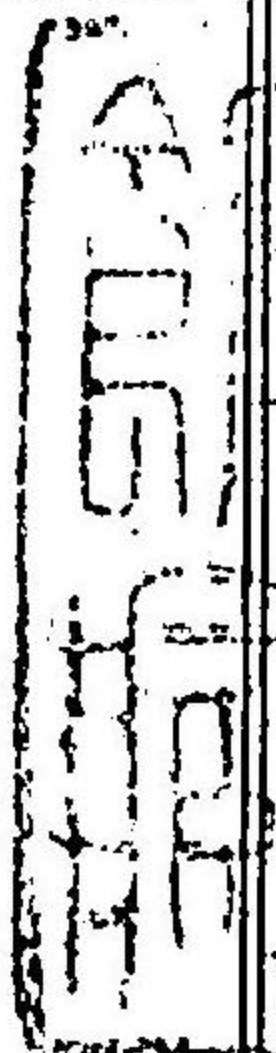


醫學博士吳秀三著

第一集

精神病鑑定例

太皞庵藏梓



精神病鑑定例
第一集

精神病鑑定例

第一集

醫學博士 吳 秀 三 著

第一例 放火犯人永吉力松精神狀態鑑定書

明治二十五年七月十三日福岡地方裁判所ニ於テ放火犯ヲ以テ死刑ノ宣告ヲ受ケシモノアリ八月中長崎控訴院ニ控訴シタルモ其理由ナキモノト認メラレテ其刑罰ハ遂ニ決定シ同裁判所ヨリ狀ヲ具シテ之ヲ司法省ニ出セリ而シテ司法省ニ於テハ右被告人ノ精神狀態ニ疑ヒヲ起シ同年十一月ヲ以テ遂ニ余ニ囑スルニ其鑑定ヲ以テシタリ
余ハ先ヅ之ニ關スル書類ノ一部ヲ舉ゲテ被告ノ罪狀及ビ事歴ノ如何ヲ示サントス

○福岡地方裁判所ノ判決書

福岡縣筑後國三池郡大牟田大字稻荷 平民農業

被告人 永 吉 力 松

明治二十五年七月齡滿二十六歲
右放火及ビ窃盜事件ノ公訴審理ヲ遂クル處被告力松ハ或ハ酒食ノ饗應ヲ受ケ或ハ村民ヲ騷動セシ

ハル目的ニテ所持ノ摺附木ヲ以テ左ノ數ヶ所ニ放火ヲ爲シ仍ホ其他數次左ノ窃盜ヲ爲シタリ

第一 明治十五年陰曆正月二十九日即三月十八日筑後國三池郡大牟田町大字永吉金五郎方肥料小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第二 明治十六年一月二十七日ノ夜右同斷永吉熊五郎方物置小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第三 同年三月八日ノ夜右同斷塚本岩五郎方住家ニ接續スル雪隠ニ火ヲ放チ其雪隠及ビ住家西側ノ屋根全面ヲ燒燬シ

第四 同夜同所下川初藏住家ニ接續スル雪隠ニ火ヲ放チ其雪隠及住家西側ノ屋根凡ソ二間横凡三間ヲ燒燬シ

第五 同年十月十七日右同所永吉茂八方馬小屋ニ火ヲ放チ其小屋及之ニ接續スル物置並ニ肥料小屋等ヲ燒燬シ

第六 右同月日不詳ノ夜同所永吉久平方馬小屋ニ接續スル肥料小屋ニ火ヲ放チ其肥料小屋及ビ馬小屋ヲ燒燬シ

第七 同年十二月四日ノ夜同所永吉清太郎方住家西側ノ屋根ニ火ヲ放チ該家屋半部ヲ燒燬シ

第八 明治十八年陰曆八月即九月中旬ヨリ十月上旬マデノ間日不詳ノ夜同所永吉惣太郎方肥料小屋ニ接續スル雪隠ノ屋根ニ火ヲ放チタルモ直ニ家人ニ消止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

第九 明治十九年二月二十二日ノ夜同所永吉茂八方糞等ヲ貯フル小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第十 同年十二月二十九日ノ夜同所永吉熊五郎方住家ニ接續スル物置小屋ニ火ヲ放チ其小屋及住家ヲ燒燬シ

第十一 明治二十年二月五日ノ夜同所永吉惣太郎方住家ニ延燒スルヲ豫知シ肥料小屋ニ接續スル雪隠ニ火ヲ放チ其雪隠并ニ肥料小屋及ビ之ニ接續スル住家ヲ燒燬シ

第十二 同年四月十六日同所永吉乙松方住家ニ接續スル小屋ニ火ヲ放チ其小屋并ニ住家及ヒ之ニ接續スル永吉茂八ノ明家ヲ燒燬シ

第十三 同年七月日不詳ノ夜同所永吉久平方住家ノ屋根ニ火ヲ放チ其西側凡九尺四方ヲ燒燬シ

第十四 同年九月二十九日ノ夜同所永吉茂八方住家ノ屋根ニ火ヲ放チタルモ他人ニ消止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

第十五 同年十月十七日ノ夜尙右茂八方住家ノ屋根ニ火ヲ放チタルモ直ニ他人ニ消止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

第十六 同年秋頃月日不詳ノ夜同所永吉市郎次方住家ニ接續スル釜屋ニ火ヲ放チタルモ直ニ他人ニ消止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

第十七 同年冬頃月日不詳ノ夜同所塚本孫四郎方住家ニ火ヲ放チタルモ前同様燒燬ニ至ラズ

第十八 明治二十一年一月十五日夜同所永吉森次方肥料小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第十九 同月二十四日ノ夜同所永吉金七方住家ニ火ヲ放チ其北側ノ屋根凡ソ九尺四方ヲ燒燬シ

第二十 同月二十六日ノ夜同所長崎千代治方住家ニ延燒スルヲ豫知シ同方肥料小屋ニ火ヲ放チ其小屋及之ニ接近スル住家ノ屋根凡ソ半部ヲ燒燬シ

第二十一 同年三月三日ノ夜同所永吉利作方住家ニ接續スル物置小屋ニ火ヲ放チ其小屋及住家ヲ燒燬シ且ツ其他近隣ヲ延燒シ

第二十二 同年七月十九日ノ夜同所永吉乙松方住家ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第二十三 右同夜同所松永榮造方住家ニ接續スル雪隠ニ火ヲ放チタルモ他人ノ爲ニ消シ止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

第二十四 同月二十日ノ夜同所吉田三郎方住家ニ接續スル雪隠ニ火ヲ放チ其住家及近隣森爲一方住家ヲ燒燬シ

第二十五 同年八月二十日同所松尾松平方住家ノ屋根ニ火ヲ放チタルモ直ニ他人ニ消シ止メラレ遂ニ燒燬ニ至ラズ

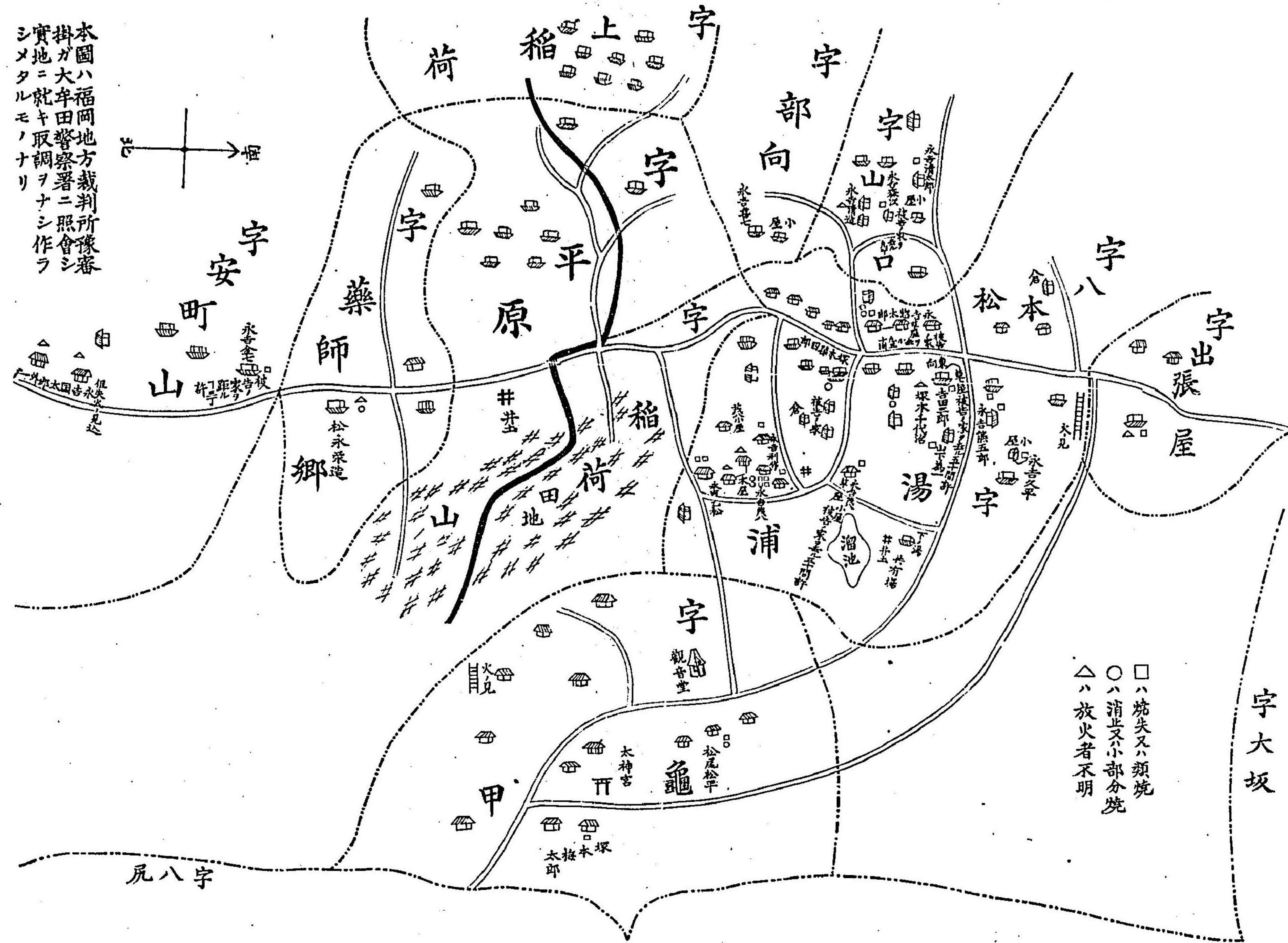
第二十六 同年十二月日不詳ノ夜同所永吉金三郎方住家ニ接續スル肥料小屋ニ火ヲ放チタルモ前同様燒燬ニ至ラズ

第二十七 明治二十二年八月十七日ノ夜同所永吉茂八方收納小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第二十八 明治二十三年九月二十三日ノ夜同所松永榮太郎方住家ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第二十九 同月二十六日同所塚本梅太郎方農具小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

永吉力松放火事跡參考圖



第三十 同年十二月三十一日ノ夜同所松尾松平方藥等貯フル小屋ニ火ヲ放チ之ヲ燒燬シ

第三十一 明治二十四年一月一日同所杉野四郎八方家外ニ於テ同家所有代價五圓未滿ノ鷄壹羽ヲ竊取シ

第三十二 同月日不詳同所熊本監獄出張所ノ柵外ニ於テ森田喜八郎所有代價五圓未滿ノ鷄壹羽ヲ竊取シ

第三十三 同月 七日同所坂井松藏方屋外ニ於テ同家所有代價五圓未滿ノ鷄壹羽ヲ竊取シタルモノナリ

而シテ被告ガ第一ノ所爲ハ犯時十二歳以上十六歳未滿ナルモ其所爲是非ヲ辨別シテ犯シタルモノ又其第二乃至第九ノ所爲ハ犯時十六歳以上二十歳未滿ナリ尙ホ被告ハ明治十八年五月二十五日山林盜伐ノ科ニ依リ重禁錮ニケケ月監視六月ニ處セラレシ者ニ付第一乃至第七ノ所爲ハ其餘罪ニ係リ第三十一乃至第三十三ノ所爲ハ再犯ニ係ルモノナリ

以上ノ事實ハ司法警察官ノ作リタル各火災檢視調書、復命書、警部渡邊素夫ノ申告書、之ニ添付スル圖面、各被害者ノ盜難届、證人永吉由太郎、永吉金七、吉田三郎、永吉喜七、松永榮太郎、松永クミ、松永ハツ、松永テイ、塚本梅太郎、藤吉梅太郎、永吉伍一、梅崎豐治、永吉茂八、永吉熊五郎、下川初藏、塚本岩五郎、永吉久平、永吉清太郎、永吉惣太郎、永吉千代松、永吉乙松、永吉市郎次、塚本孫四郎、長崎千代治、永吉利作、永吉武七、松永榮藏、松尾松平、天野安太郎、森爲一、立花小島、永吉嘉七、

ノ内ニ居リ衣食住ノ不自由ヲ感ズルモノニアラズ加フルニ家人ノ虐待ヲ受クルコトナシ殊ニ父母ハ隣祐合壁モ其人トナリヲ稱慕スル篤實ノ性ニシテ假リニモ他人ニ困難ヲ與ヘ迷惑ヲ來サシムルコトナク家庭嚴正注意甚勉メリ故ヲ以テ家庭ニ在リ恣ニスルヲ得ズ家人ノ目ヲ凌ギ他人ニ訛シテ己ノ慾望ヲ專ニスル所以ナリ

又先ニ明治二十三年十二月三十一日ノ夜三池郡大牟田町大字稻荷平民松尾松平ノ火災ニ罹リタル其顛末ヲ思考スルニ其怪訝ニ堪ヘザルモノ多シ以下現場及以後汲々探偵ヲナシタル要項ヲ詳記シテ事實ノ取ルベキヲ表明セン

抑松尾松平ガ火災タル發火ノ場所ヲ檢スルニ如何ナル時ト雖火ヲ持チ行ク所ニアラズ又罹災者ハ他人ノ怨恨ヲ受クル等ノ條件アルニアラズ盜賊惡漢等ガ放火スル程ノ必要ヲ感ズル所ニアラズ實ニ奇異ヲ懷クノ外ナシ然ルニ茲ニ風説ノ取ルベキモノアリ即チ永吉力松ハ火事毎ニ火先キモ知レザルニ能ク火災ノ場所ヲ知り必ズ先ツ自ラ報鐘ニ與ラザルナシト是ヨリ力松ガ素行ハ過去現在ヲ問ハズ探聞視察セシガ是迄放火ノ數甚多シト雖同宇内ニ日ヲ隔テズシテ或數度ニ及ビ時刻或ハ盜賊等ノナス時刻ト異ナリ就眠ノ期ニ至ラザルキ又ハ曙ントスル時ナド失火ニアラザルヨリハ怨恨ノモノアルナラン怨恨ノモノナキニ於テハ誰ノ惡戯ニカ出タルモノナルベシ殊ニ力松ガ親戚ニ限リ貧富ニ係ラズ此災禍ニ罹ルモノナシ且又罹災者ハ貧者ト雖初メ鎮消セシモノハ重テ再三ニ及ビ終ニ燒失セザレバ止ラズ豫メ防遏スルノ術ナキハ衆人ノ切齒慨嘆スル所ナリト又力松ガ昏醉大酩

スルモノ往々目撃スル所ナリ然シテ力松ハ過飲スレバ心氣狂亂シテ殆ト瘋癲人ト異ナラズ人モ亦酒癲ノ綽名ヲ與フルニ至ル以上ノ事實ヲ探リ得タルヲ以テ更ニ間接ニ力松ニ就テ探ラシム即チ左項ニ別タシ

一 三池郡大牟田町大字稻荷平民松尾松平ガ木屋ノ火事ヲ發見セシモノハ誰ナルヤ如何ニシテ速ニ知ルヲ得シヤ

力松答テ曰ク自分ハ明治廿三年十二月三十一日ノ夜、八尻ノ塚本嘉三郎方ニ午後七時頃行キテ一酌ヲ催シ九時頃同人方ヲ立去リ八尻ノ永吉熊吉方ニ泊スル様定メテ寢臥セントスルヤ龜ノ甲ニ當リ火事ノト婦人ノ叫ブ聲アリ熊吉方ノ老母ハ直ニ起キ出デ見テ急ニ自分ヲ喚ビ起セシニ因リ出見ルニ己ニ發燒セリ思フニ八本松ニ方位ス時ニ永吉熊吉ハ懦弱ニモ消防組員ナルニモ拘ハラズ現場ニ赴クニ意ナキガ如シ因テ自分ハ憾ヲ彼ニ遺シテ馳セ赴テ八本松ニ至リ見レバ八本松ニアラズシテ龜ノ甲ナル故火ノ見ニ登リテ警鐘ヲ鳴ラシ報ズト

二 松尾松平ガ火災ノ際ハ力松ハ龍吐水ヲ昇キ行クニハ與ラザリシヤ又昇キ行キタル者ハ知ラザルヤ

力松答テ曰ク自分ハ未ダ水ノ搬路充分ナラザル故ニ速ニ龍吐水ヲ持來レト叫ビ一面ニハ消防ニ盡カセリ

三 力松ハ火ノ見ニ行クニハ八尻ヨリ何レノ路ヲ馳セ來リシヤ又其途中永吉勘治ガ家ニハ消防

組員ノ居ルコトヲ知リナガラ何故ニ呼起サズヤ又途中火事ナルコトヲ叫ビ行カズヤ
力松答テ曰ク人ノ知ラザル前ニ警鐘ヲ鳴ラシ報ゼント思ヒタリ八尻ヨリ馳セ來ル途ハ大坂ノ東ナ
ル石橋ヲ渡リ島ノ中ヲ斜ニ馳セ來リタルガ鐘ヲ打ツノ器ナキヲ以テ墻ノ竹ヲ引壞シテ撲チタリ又
勘治ノ家ニ聲掛ケザリシハ稻荷ノ消防組員共ハ皆不熱心故呼ビ起スル直ニ起出ザルベシト思ヒシ
ニ因ルゾミ

以上力松ガ答辯ノ模様タルヲ以テ疑念愈固結シ探緒漸ク確カナリ
以下力松ガ虚罔ナルヲ順次述記スヘシ

第一 松尾松平ガ火災ノ日ハ八尻ノ塚本嘉三郎方ニハ決シテ行キタル事ナク又八尻ノ永吉熊吉方
ニハ鶏ヲ屠ルナドノ事ハ言ニ及バズ未タ姿ダニ見ヘシ事ナシ永吉熊吉ハ警鐘ノ聲ニ驚キ直ニ火先
ヲ標トシテ龜ノ甲ニ馳ケ付ケ専ラ消防ニ盡力セリ殊ニ最モ怪ム可キハ龜ノ甲ニ當リ婦人ノ聲云云
ナリ龜ノ甲ト八尻トノ距離ハ大凡四丁ニ近シ大聲強呼スルモ其或ハ達セサルノ疑ナシトセズ況ン
ヤ男女ノ音聲ヲ判別スルヲ得ンヤ尙且婦人ノ音吐ハ普通男子ノ音聲ヨリ低微ナリ殊ニ遠方ニ響カ
サルヤ極メテ明ナリ

第二 力松ハ松尾松平ノ火災ノ際ニハ成程消防ノ場ニハ來リ居レモ龍吐水ナドノ心配ヲナセシ事
ナク已ニ運水ノ場モ定マレリ龍吐水ハ永吉伊五郎永吉熊吉永吉千代松永吉彌三郎永吉嘉吉等ガ龜
ノ甲ノ火災ヲ聞クヤ直ニ昇キ行テ他人ノ指揮ヲ受ケシ事ナシ然ルヲ力松ハ他人ニ語ルニ自分誰々

ニテ昇キ行キタリト言ヒ又誰々ト云フ人ハ皆時ニヨリテ其人ヲ異ニセリ即チ現時昇キ行キタル人
ヲ列記シテ其虚ナルヲ證スルナリ

第三 力松ガ八尻ヨリ大坂ノ東手ナル石橋ヲ渡リ來レリト雖モ火ノ見ノ下マデ痕跡ヲ印セシヲ見
ルハ草履ノ痕ニシテ大神宮ノ方角ヨリ來リタルモノ、如シ而シテ力松ハ草履ヲ穿チシ如クハ云ハ
ズ然シテごめん(ごめん)トハ木履ノ上面ニ粗末ナル表ヲ裝シタルモノヲ穿チシ事ハ自モ言且擣鐘
ノ際モ竹片及ごめん(前段ごめん)ニテ擣チシ事ハ漏シタルヲ以テ茲ニ記載ス)ヲ以テ撲チント言ヒ
タリ然シテ又途中火事ト呼ハサリシハ今度ニ限ラズ常ニ黙走シテ警鐘ヲ報スル迄ハ決シテ豫メ呼
ビ走ル事ナシ故ニ消防組員ヲ起サザリシハ口實ヲ構フレモ事實決シテ然ルニアラズ一方ヨリ見
ルモ同組員ニ對シ實ニ不親切ノ誹ヲ免レズ況ンヤ警鐘臺ニ昇ルノ時間アルヲヤ是レ事實ト口實
ト照合スルニ符スル能ハザルハ力松ガ虚偽ノ然ラシムル所ナリ

然リ而シテ又之ニ怪ム可キモノアリ明治二十三年十二月三十一日ノ夜ハ明治二十三年十一月ニ開
始セル稻荷青年輩ノ企圖ニ係レル夜學會場ニ行キ夜學終リテ後十一時ニ近キ頃稻荷八本松江口利
三次方ニ至リ冷酒一合ヲ飲ミテ今ヨリ大牟田町ニのすかい(のすかい)ハ密賣淫ヲ唱フル俚語ナリ)ニ
ヲ買ヒニ行カント金五拾錢出シ戯言ニモアラズ言ヒ出デシヨリ江口利三次ガ妻娘等ヤ小兒モ待チ
居ルベケレバ速ニ歸ルベシト勸メシカバ其儘立去リ翌日即チ明治二十四年一月一日又江口利三次
方ニ來リ利三次ガ妻ニ云様若シ八尻ノ永吉熊吉カ問ヒ來ラバ江口利三次方ニテ明日即チ明治二十

三年十二月三十一日ノ夜ハ鷄ヲ屠テ一杯ヲ傾ケシト答ヘ吳レヨト語未ダ終ラザルニ利三次ガ妻ハ憤然答ヘテ曰ク自分ハ斯ル僞ヲ言フヲ好マズ來ラザルモノハ誰ノ尋ネアルモ事實ヲ答ヘント於此カカ松鬱々トシテ立去リタリ

而シテ風評尙ホ止マズカ松ガ嘗テ罪科ニ依リ幽囚トナリシ間ハ火災更ニナカリシガ復已ニ今日モ先年ノ如ク慘境ニ陥ラントスルカト本職等此言ヲ耳ニスルヤ益探偵ヲ周密ニシ各罹災者ニ就キ當時ノ模様及ビ以來尙意見ノ存スルモノアラバ能ク其心思ヲ叩キタルニ最モ參考トナルベキモノアリ即チ先年塚本孫四郎方ノ厠ノ屋根ヨリ發火セシカバ消防組等相集テ防遏シ漸ク安堵シ衆人ノ苦勞ヲ犒ハントテ永吉一郎次方ニテ飯ヲ炊キ居テ表ノ方ニハ消防組員等休息シ居ル際裏ノ炊事場ノ屋根ヨリ發火シタリ然ルニ此火災タル屋根ノ上面ヨリ燃へ上ルコトナクシテ現ニ下面ヨリ發火シ顯然放火タルニ疑ナシ又此際力松ハ暫時何レヘカ行キテ見ヘザリシ事ハ皆知リ居ル所ナレドモ放火シ居ルヲ確認シタルモノナキ故取調ブルニ由ナク衆心疑ヘドモ衆口皆噪キ憾ヲ吞デ時機ノ至ルヲ待ツト

十目斯ク已ニ注キ十指斯ク已ニ攢ル所トナリカ松モ漸ク覺悟センコトヲ憂ヒ本職等遂ニ直ニカ松ニ就キテ問答スルノ承諾ヲ得タリ依テ伺難竊取事件ヨリ始メタリシガ堺松藏外ニケ所即チ熊本監獄支署瓦焼(稻荷ノ内)ノ杉野内藏ノ分ヲ自白セリ前段種々記載セル事實ニ就テ問答センガ放火事件ニ就テハ容易ニ答ヘザリシモ理ヲ分ケ情ヲ盡シテ相尋チシカバ躊躇良久シク始メテ明言セリ尤モ

龜甲松尾松平方ノ木屋ニ放火セシ已ナリ時ニ本人モ亦大牟田警察署ニ出頭シテ尙ホ自白スル所ヲ述ブ依テ本職等相伴テ出頭セリ茲ニ探偵シタル顛末ヲ述記シ謹テ貴下ニ報告候也

明治二十四年一月廿六日

大牟田警察署詰巡査
同 署詰巡査

○大牟田警察署ニ於テ警部○○○氏ノ永吉力松ニ對スル問答書(摘要)
九問 其方は駐在所巡査に向テ其事實を白狀せし由なるが斯る大事の事を犯しながらなせそ一安すくと眞直に白狀を爲したるや

答 白狀はなさぬ積にて初め○○巡査様より御尋に付色々な虚言を申述置きし處○○様は自分が申したるとに付はかゝにて餘程御探索ありし由の處皆虚言と云ふこの分り切り尙御尋に相成りしを以て最早逃れぬと諦らめ眞直に白狀したり

十問 然らば放火せし顛末を逐一申立よ

答 其夜午後九時頃ならん稻荷に設けある夜學校の仕舞になりし頃自分は稻荷字江の浦に揚酒屋をなす江口利三次方へ一杯呑みに參り酒四錢かつを樹の隅より角打ち爲し一杯元氣にて不圖

放火をなさんことを思ひ出し兼て懷中に所持し居るオランダ附木を持ち龜甲なる松尾松平方に行き其家の前にある小屋の中に忍び入りし處幸ひ藁の積みありしを以て携へ居たるオランダ附木に火を摺り其藁に移し燃え上るを見るや自分は直に其處を去り其處よりは凡十間計り距りたる鐘樓に上り火事〱〱〱と呼び鐘を打ちし處大勢のもの馳せ集りしを以て自分も鐘樓を下り共に消防に盡力せり

十一問 松尾松平方は平生其方と心易きものなりや

答 同村のとなれば兼ねて心易く致し居れり

十二問 何の怨ありて松平方に放火せしや

答 怨みも何もなかりしも其夜は内にて一杯相傾け尙角打をなしたるを以て大分酩酊致し居りしを以て何氣なく斯る事をなしたり

廿四問 其方は定めて知り居るならん其方が居住即稻荷村は昨年中數回の火災あり而して其形跡皆放火に出たるものなり其方が松尾松平方へ放火せし所爲より其他に推測を下せば昨年中稻荷の火災は或は其方が所爲に出でたる者にはあらざるやと本官は之を疑へり否特り本官の疑ふのみならず稻荷の村民は皆疑を其方に掛け居るものゝ如し果して其方の所爲なりとせば有様に白狀致すべし如何

答 松尾松平方を除くの他は自分一向存じ申さず

廿五問 其方は存じ申さずと申すも其發火の模様なり又は發火の時刻なり大略松尾方と同一にして村民の云ふ處を聞くに村中火災の時は何時にても其方は第一番に走せ付け居りし由此等の點より考ふるも其方の所爲としきや思はれず又其方が今日の法律に暗きから事實を白狀せぬものと思料するに付其方が心得迄申聞くるか今日の刑法に犯罪は何度犯にても其事の一時に發覺せば數罪俱發の例に依り其内重き犯罪に就て處分を受けるものにて假令十回二十回犯し居るも犯したる度數の多きからと云つて別々に處分を受くるものにはあらず故に其方に於ても其邊を能く考へ實際松尾方より外に放火をなし居るものなれば今日一度に申し立る方宜からん如何

答 最早斯くなれば致方はありません有體に申上げます實際昨年中稻荷の火災は自分が放火せしものに相違ござりません(と云ふて一々燒きたる箇所を述べたり)

廿八問 永吉國太郎方は如何

答 あすこは自分ではありません其節は自分は風邪にて内に寝て居りました而して永吉方は時間も夜明けでありました

廿九問 其方は宵の口計に放火し夜明には放火せぬと申すか

答 然り

三十一問 松永榮太郎方に放火せし始末を申立よ

答 何年何月頃でありましたか覺せせんが何でも粟の植てある時分の闇みの夜の晩でありまし

たが午後の十時か十一時頃一杯元氣の餘り放火せんことを思ひ立ち自宅用を使用するオランダ附木を懐中し薬師郷の高まりの家に行き窺ひし處最早寢て居りしを以て其家の後ろに廻り下屋の軒先にオランダ附木より火を移つし其家の前の下なる往還の側に井戸のある處に潛み窺ひ居りし處忽ち火の打揚げしを以て走せて自宅に歸りし處誰人か火事と叫はり走せ來るものあるに付自分も亦火事と叫はり後に引還し火事場に至り消防に盡力せり

三十五問 榮太郎方には二人の娘あるが其方は右の娘と心易く致しては居らざりしや

答 一向左様などはありません

三十八問 其夜鎮火せし後は如何致したるや

答 自宅に歸り休みたり

四十五問 元來塚本梅太郎は懇意にするものか

答 兼て懇意の中なり

四十六問 放火せし始末を申立よ

答 其夜は梅太郎方向への家に演説會の始り居りたり自分は午後第十時右演説會に參り不圖放火の事を思ひ出し梅太郎方幸ひ寢て居る模様なるに付同家の横にある小屋の後に至り持合せ居るオランダ附木より小屋の軒に火を移し其儘向への演説を聞に參りし處演説も直に閉會に相成りしを以て演説場に來り居る永吉武七(武七方は梅太郎方より七間計隔りし處)の倅淺太郎同道

にて同人方に至り宿泊致し居りし處忽ち火事と叫はり聲聞へるを以てさてこと打撈たるかと心中に思ひ其儘武七方を駆出し消防に盡力せり

四十九問 火事後には定めて目的通り酒のフルマヒに遇ひしや

答 鎮火後梅太郎方なる塚本善三郎方にてフルマヒを受けたり

鑑定書(本文)

明治二十五年十一月二十五日司法省ヨリ福岡地方裁判所ノ取調ニ係ル放火犯人永吉力松ノ精神状態ノ檢診ヲ囑托セラレタルニヨリ同十二月三日ヨリ三週間福岡縣下ニ出張シ福岡縣監獄拘留置監ニ就テ其現今ノ状態ヲ診察シ大牟田警察署及ヒ大牟田町字稻荷ニ於テ其既往ノ状態及事跡ヲ尋求シ同署詰巡查立花小島力松ノ父母離婚セシ妻(小島トメ)親戚四人(永吉治六、塚本忠次郎、藤吉梅太郎、柴田善治)朋友二人(永吉伊五郎、永吉鹿太郎)及ヒ近隣人ノ言ニ據リ又福岡地方裁判所及ヒ其支部並ニ大牟田警察署ノ諸調書ヲ參考シ其要領ヲ掲ゲテ鑑定書ヲ作ルルノ如シ

福岡縣筑後國三池郡大牟田町大字稻荷平民農

永吉力松

慶應三年八月三日生

(甲) 病歴
(一) 遺傳

(イ) 父母ハ從兄弟ニシテ力松ハ其間ニ生レタル唯一子ナリ
 (ロ) 父ハ本年六十五歳天資頗ル癡鈍ニシテ飲酒不堪アリ二三杯ヲ傾クレバ既ニ頭痛怔忡ヲ發ス又年々陰寒ノ候ニハ往々胃痛ニ惱ムコトアリ當今ハ老後ノ爲重聽ナリ
 (ハ) 母ハ本年五十四歳跛ニシテ盲瘦瘵憐ムベキノ老嫗ナリ其跛ナルハ二歳ノ時外傷ニヨリテ左髀白關節脫臼ヲ致セシ爲メ其盲ナルハ六年前兩眼ノ膿漏症(?)ヲ患ヒタル爲ナリ臙蹙症ハナシ
 (ニ) 力松子一人アリ年五歳健康ナリ
 (ホ) 父ノ伯兄ハ平生大酒一日ニ五合ニ至リ酒後ハ愉快トナリ睡リ易シ老後卒中症ニ罹リ臥病四五年四十九歳ニシテ死セリ
 (ヘ) 父ノ叔兄モ亦甚酒ヲ好ミ一日ニ飲ムコト一升ニ至リ酒後大聲放歌シテ村中ヲ徘徊スルコト常ナリ炭鐵工夫タリシガ鑛穴ニ陥イリテ壓死セリ其女ノ生ム所男子癲癩アリ
 (ト) 母ノ伯姉ハ今猶ホ存命ナレバ頭痛眩暈多ク嘗テ狂疾ヲ發シ自殺ヲ圖リシコトアリ
 (チ) 内祖父ト外祖父トハ兄弟ニシテ内祖父ハ大酒量ヲ知ラズ耕耘ノ間ニハ酒ヲ飲マザルコトナク七十六歳ニシテ遂ニ卒中ノ爲ニ死セリ
 (リ) 外祖父モ亦酒ヲ好ミ醉後狂躁激忿罵詈家人ヲ毆打セシコト屢々ナリ
 (ヌ) 内外祖父ニ一兄アリ其事詳ナラズ其子ハ癲癩病者ナリキ
 (ル) 内外祖父ノ第一人アリ年六十餘ニシテ一夜入寢後遂ニ永眠セリ

其他本系副系中精神病遺傳ニ關係アルベキ疾病ニ罹リ又死セシモノナシ曾祖以上ハ死因ヲ詳ニスルコトヲ得ズ

(二) 既往症

力松ハ公生兒ニシテ胎ニ在ルコト十ヶ月其間母體ニ異狀ナカリシ臨産二日夜ニシテ母親頗ル苦惱セシガ分娩ハ極メテ輕滑ナリシ
 力松ハ豐熟ノ兒トシテ出産後一ヶ月劇熱溼癩眼球上竄アリ(腦膜炎?)四十餘日ニシテ治セリ齒牙歩行言語等ノ發生ハ尋常ナリシモ顛門ノ縫着ハ少ク遅ク時々夜中警悸アリ麻疹痘瘡ニハ罹ラズ十歳未滿ノ頃兩脚ニ慢性發疹アリシコトアリ爾來頗ル壯健ニシテ記スベキノ疾病ナシ唯七八年來ハ時々結膜炎ヲ患フ春情初メテ發動セシハ十七八歳ノ頃ニ在リ廿一歳ニシテ父母ノ議ニヨリテ妻ヲ向フ情交ハ薄ク交錯肉ニハ倒症ナシ手淫房事ノ過度モナカリシト云フ遺精症ニ罹ラズ
 生殖器病ヲ患ヒシコトモナシ
 廿二歳徴兵検査ヲ受ケシモ身材少ク短キヲ以テ免セラレ
 幼時ニ於テハ他兒ト遊戯ニ善ク交リテ異常ノコトハナカリシ動物虐待ナドノ習癖ヲ見ズ
 其小學校ニ在ルヤ(十一歳ヨリ十四歳迄)記憶惡ク文字ヲ好マズ大抵末席ニアリテ落第セシコト度々日常通學ヲ嫌厭シ學校ニ登ラザルコト多ク父母モ亦農家學問ヲ重ゼサレバ遂ニ退學セシメ家庭教育ニモ固ヨリ更ニ意ヲ用キザリシ

十七八歳ヨリ馬ヲ役シ田ニ耕リ一人前ノ業ヲナシ平生(酒ナキ也)業ヲ勉ム遊蕩賭博セシコナシ平生ハ寡言温順ニシテ人ニ對シテハ忸怩言ヲ發スル能ハサルノ狀アリ又容易ク人ノ言ヲ信ジ人ノ言ニ左右セラレ自ラ考察スルノ能薄ク自制自裁スルコト能ハズ村中ニテ組織セル消防組合ニ入りシキノ如キ年若キ人ニモ劣リ酒ヲ餌トシ使役サル、コト往々ナリ甚キハ之ヲ教唆シテ爲ス可ラザルコトヲ爲サシムルコトアリ又力松ハ他人ノ喜戚ニ關シテ感覺薄ク親族ニ對スル考察悔悟ナク故ニ酒ニテ交ハル人ハアレモ其モ深ク交ハルニアラズ他人モ決シテ交際ヲ求ムルコトナシ其懇懇ナルコト此ノ如キモ一度其酒氣ヲ帶ブルヤ性行忽チ一變シテ平生爲ス能ハザルコトヲナス蓋シ其酒ヲ好ムコト過甚養育不至ノ漸此ニ至リタルモノナリ初メ力松ノ伯父某(父ノ伯兄)甚酒ヲ嗜ミ自ラ飲ムコト五合飯ヲ勝スルモ且酒ヲ絶ツ能ハズ而シテ其善ク人ヲ待ツヲ以テ人又之ヲ厚遇シ來ル毎ニ酒食ヲ饗セリ某甚力松ヲ愛シ出遊必ズ之ヲ負ビシ故常ニ之ニ酒ヲ飲マシメ其醉舞スルヲ見テ與トセリ是ニ於テ力松ハ二歳ニシテ酒ヲ嘗ムルヲ喜ビ五六歳ノ頃ハ父母負ビテ耕スニ酒氣ナケレバ號泣スルヲ以テ之ニ小酒瓶ヲ授ケタリ此ノ如クニシテ七八歳ニ至リ嘗テ父母ノ在ラザルニ乘ジ鑪ヲ啓キ燒酎ヲ差ヘ飲ミテ醉倒シ醫治ヲ受ケシコトアリ酒アレバ嬉遊シ之ヲ戒ムルモ肯セズ父母亦之ヲ嚴待セザリシカバ因襲性ヲナシ平生順和ナルモ酒アルキハ或ハ怒リテ父母ノ言ニモ背クコトアリ

十一二歳ヨリハ飲ムコト二合半許ニ至リ其量次第ニ多ク酩酊嘔吐セシコト度々ナリ十七八歳ニ至リテハ一升ニテ足ルコトモ足ラヌコトモアリ近時平常飲ム所日ニ五合一升許ナリ而シテ其酒ニ於ケル之ヲ貪ルニシテ

之ヲ樂ムニアラズ大抵獨酌飲ニシテ交際上トシテ人ト共ニ飲ムコトハ甚少シ其酒ヲ好ムノ甚シキ平生醉ハザルノ時ハ甚稀ナリ其家ニ醸ス所アルヤ朝夕引飲度數ヲ定メズ或ハ其未ダ醸成セザルヲ窃ミ家ニ獲ザルキハ出デ、酒家ニ飲ミ爲スベキコトヲ半ニシテ路旁又畑中ニ眠ルコトアリ

酒後開話言談モ多ク發シ氣充チ力益ツルノ感アリテ恐ルベキモノナキニ至リ所々ヲ徘徊シテ深夜ニ及フコトアリ其外ニ在ルヤ人ト爭フコト少シト雖モ家人ニ對スルヤ最モ酒ヲ戒ムルヲ怒リ物具ヲ投毀シ妻ヲ毆チ父ヲ推倒シ從兄某トハ爭フコト最多ク其暴劇ヲ他家ニ避クルコト屢ナリ又酒家ニ於テ父母ノ請ニヨリ酒ヲ授ケザレバ激忿シテ自ラ進ミ樽ニ就テ恣ニセントスルコトアリ

酒後往々忸怩(胸中苦悶)ヲ發シ電光ノ如キモノ、眼前ニ現セシコトアリ或ハ全身震戦シ言ヲ發セントスルモ澁滞シテ意ノ如クナラザリシコトアリト云フ然レモ妄覺妄想等ノ起リタルコトハ一回モナカリキ

力松ガ狀行ニ就テハ福岡地方裁判所ノ判決書類ニ詳載スル所アリ其主ナルモノ一二ノコトヲ擧ゲン

力松ハ明治二十二年中官林盜伐ノ爲ニ柳川區裁判所ニ於テ重禁錮二ヶ月監視六ヶ月ニ處セラレタリ

三四年前一魚商ノ稻荷村ヲ過グルアリシニ力松之ヲ追尾シ人ナキ所ニ至リ其飯臺中ナル小行李ニ錢ヲ入レタルヲ奪ヒ去リシガ魚商知リ得テ來リ詰ルニ及ビ力松ハ憤然トシテ色ヲナシ「をれがとつたがど一松」ト罵リシカバ魚商ハ強奪ナリトテ大ニ怒リ出訴セントセシモ親戚等力松ノ平生ヲ語リ謝シテ事ナキヲ得タリ此時力松ハ酒後醉中ナリト云フ

明治二十四年一月中他人ノ教唆ニヨリ杉野某坂井某熊本監獄出張所等ニテ鷄ヲ窃ミ又之ト併セ食ハン

ガ爲メ他人ノ田圃ニ就テ葱春菊ナドノ蔬菜ヲ窃ミタリ而シテ坂井某ノ鶏ノ如キハ兒童數輩ノ傍ニ遊戯シ居ル前ニテ捕ヘ去リタルニテ數多ノ放火罪ハ之ヨリ發覺シタルナリ
 初メ力松居住ノ稻荷ニ於テハ明治十五年以來火災甚多ク一年或ハ數回ニ至リ十數年猶ホ止マザリシヲ以テ人皆之ヲ異ミ或ハ窃ニ力松ヲ疑フモノモアリシガ明治二十四年一月十六日同村坂井某ノ飼鶏ノ窃取セラル、ニ及ビ警吏遂ニ探偵シテ其力松ノ所業ナルヲ知り諸事鞫問スルニ及ビテ十五年以來三十餘ヶ所ノ放火ハ皆己ガ手ニ出ツルヲ告ゲタルニヨリ遂ニ捕ヘラレテ獄ニ繋ガレ福岡地方裁判所久留米支部ノ豫審ヲ經明治二十五年六月八日福岡監獄署拘置監ニ入り同年七月十三日福岡地方裁判所公廷ニ於テ死刑ノ宣告ヲ承ケタリ

福岡監獄署拘置監ニ於テハ廿五年六月入監以來監獄醫長〇〇〇氏ノ診視ヲ受ケ居レレ同氏ノ言ニヨルバ其舉動ハ常人ニ異ル所ナシト云フ

(一) 現在

(イ) 身體證據

身幹ハ年齒相當體格榮養共ニ中等脂肪ハ多カラズ體重ハ四七三六八瓦身長ハ一四八仙迷體溫脈搏共ニ尋常ナリ

頭蓋ヲ檢スルニ外傷等ノ癍痕ナク其形ハ大都尋常ナレレ顛頂部少ク壓平後頭ノ穹隆右ハ左ヨリ強シ左右徑ハ十四仙迷前後徑ハ十九仙迷ニシテ其形ハ長頭ニ屬ス

顔面ハ長圓形ニシテ額短ク狹ク平ナリ眼瞼破裂ハ左右均ク開鎖ノ能又充分眼瞼結膜ハ少ク貧血ノ狀ヲ呈シ虹彩ノ瞳孔部毛樣體部ノ境界分明ナリ耳朶善ク發育シ上顎ノ齒槽突起少ク出デ唇色ハ尋常ニ其厚ミモ常ナリ齒列整然舌上苔ナシ創痕ノ痕ナシ其左右緣及尖端ノ肉嘴ハ皆烟煤色ヲ帶ブ頸腺肘腺ハ腫脹セズ

胸部ヲ診スルニ打診上肝濁音ハナキヲ多キモ又二指ノ幅ヲ有スルヲアリ心肺ニハ異常ナシ

腹部ハ柔軟ナルモ少ク膨起シ壓スルモ疼痛ナシ然レレ自覺症ニヨレバ胃痛嘔吐胃酸アリ胃音ハ臍上二指橫徑ヲ距ツル所ニ至ル

皮膚ハ蒼黃褐色ニシテ潤ヒ四肢ニハ疹痕夥多アリ右上膊屈曲ノ上三分一ニ徑六仙迷ノ圓形癍痕アリ右肩胛骨外下角ニ徑凡四仙迷ノ同様痕アリ並ニ三四年前馬ノ爲ニ嚙マレシ創痕ナリシト云フ

分泌ノ異常ハ液臭アルノミ

腦神經ニ異常ナク其他ニモ知覺運動ノ障礙ナシ

音聲ハ低ク濁リ言語ハ解スベキモ流暢ナラズ

其他四肢生殖器等ニ變質畸形ト看做スベキモノナシ但手爪ノ(指長軸ニ從ヒテ)彎曲甚ク殊ニ兩示指ニ著キヲ見ル全身ハ都テ刺衝性ナリ故ニ瞳孔ハ左右均中等大ナルモ反應ハナキヲ多クアルモ極メテ鈍シ舌尖ハ少ク震戰シ膝蓋脛反射ハ亢激シ四肢軀幹ノ筋肉ハ輕キ機械的刺戟ノ爲ニ著ク收縮ス但四肢ニハ震戰ナク談話ノ際面上ニ胸膈等ナシ

前便ハ一日七八回後便一日一回尿ハ薄黄ニシテ殆ト色ナキガ如ク反應酸性異臭ナク溷濁ナク比重一〇
〇七糖分蛋白分ナシ
睡眠状態異常ナシ

(ロ) 精神診候

顔貌ハ所謂不管無内容ニシテ眼光惰乎定視スル所ナク姿態屈伏顔面モ傾キテ地ニ向ヒ之ト對話スルニ
虛平ニシテ管セザル如ク犯罪宣告ノコヲ語ルモ哀痛不平ノ狀ナク言語終始一調音ニシテ抑揚ニ激易ナ
ク言ヲ發スルニ更ニ感情ノ面ニ溢ル、ヲ見ズ放火窃盜セシヲ詰ルモ慙ツル様モ悔ユル色モナク只聲ニ
從ヒテ答フルノミ或ハ却テ笑ヲ含ムコアリ意思界ニ於テハ自制ノ力薄シ且ツ人ノ言ニヨリ左右セラレ
易シ觀念ノ興奮ノ速度ハ尋常ニシテ人ノ言ヲ理解シ遲緩ナク返對シ或ハ時ニ自ラ言ヲ發ス
記憶ハ十分ニ存スルガ如ク時所ノ意識十分ナリ文字ヲ知ルコト甚少ク之ヲ書スルハ遅ク且ツ甚拙ク舛誤
脱漏多シ算用ハ時ヲ要スルコト甚ク且二三度反覆セザレバ正キ答ヲ得ズ加法三段以上ハ難ク減法二段ニ
至レバ誤多シ

感應ハ甚薄ク殊ニ道德(法律)ニ關スルモノヲ較著トス例ハバ物ヲ窃ムノ惡キ所以ヲ問フニ『人の物を
取るからだ』ト答ヘ猶ホ之ヲ詰レバ『それでも見付からんと云ふとがなからいけん』ト曰ヒ或ハ他ノ
問ニ對シテハ『規則(即チ法律)があるからいけないと思ひます』それがなければかまわぬ』ナド曰ヒ宗
教上ノ考慮ニ就テ佛ノ最有難キヲ知ルモ其故ヲ問ヘバ『自分が參るから』ト答フルガ如キモノナリ然レ

其父タリ子タルノ情ハ全ク之ナキニアラズ之ニ對面センコトヲ請求セシコアリ
其雞ヲ盜ミタル故ヲ問フニ平然トシテ即チ答テ曰ク『食たかつたから窃みました』ト
放火ヲ起スニ至ル所以ヲ問フニ怨恨アルニアラズ盜竊セントスルニモアラズ放火ハ皆大醉後ニ於テシ
諸方ヨリ多人數集リ來リテ叫喚雜鬧スルガ面白ク又鎮火後ニハ消防慰勞ノ爲メ諸家ヨリ酒ヲ出ヌヲ以
テ之ガ飲タサニ火ヲ放ツナリ而シテ其大醉後自體感覺何似ヲ問フニ平生從順言ヲ出ス能ハザルニモ似
ズ開活爽快トナリ勇氣常ニ倍シテ恐ルベキモノナキニ至ルト云ヒ放火ノ所行ノ善惡ヲ尋ヌレバ其惡キ
所以ハ深く知ラズ『人の大切な家を焚くから』ト云フニ過キズ且其言ニヨルニ醉後諸所徘徊スル内放火
ノ念圖ラズモ起リ自制ノ念ナキニアラヌモノノ居ラザル所ニ至リ『誰も知るまいからと思ひひよいと
氣が變り』テ此ニ至ルナリ又或ハ憤然トシテ自ラ制スルノ念モ起ラヌコトアリトゾ、
放火ノ際ニ當リテハ誰人モ力松ニ之ヲ命ズルモノハナク(幻聽ナシ)又火炎等ヲ視シコトナシ唯此時怔忡
甚クシク眼前往々電光ノ如キモノ、閃々タルヲ見タレモ之ヲ認メテ何ゾノ暗號ト思ヒシコトナシ(幻視
ナシ)其放火ノ方法ヲ問フニ前後殆ト皆一轍ニ出デ吹烟ノ爲メ平生懷中ニ藏スル燐寸ヲ取り二三本乃
至十本許ヲ合セ擦リ之ヲ軒尻又ハ積藁ノ間ニ挿置シ身ヲ二三十間又猶遠キ外ニ避ケ火ノ揚ルニ及ビ叫
喚急ヲ報ジ馳セテ之ニ赴クヲ常トス而シテ焚エ上ラヌ前ヨリ衆人ニ先チ消防ニ盡力セシコトニ三度半
鐘ヲ打チ急ヲ報ゼシコトニ三度アリ
其火ヲ放チシハ前後三十回ニシテ小屋ニ二十四回雪隠ニ六回住家ニ九回釜屋ニ一回ナリ其大抵小屋雪隠

ニ放チシハ人ノ往ヒ居ラヌ故ナリ又消防ニ赴クハ烈キニ至ラザラシメント欲シテナリ
其放火ノ跡ヲ問フニ大抵皆近隣ニシテ左右前後ノ家ニ最多ク遠クハ數家ニ過キズ最モ遠キハ二丁半ヲ
距ツルニ過キズ(實跡ヲ檢スルニ其言ノ如シ)

(乙) 説明

- (一) 遺傳歴ヲ尋ヌルニ父ハ癡鈍ニシテ母ノ姉ハ一タビ精神病ヲ發シタルコアリ祖父ノ兄弟及ビ父ノ兄
弟ニハ強飲家多クシテ多クハ卒中ニテ死シ殊ニ外祖父及ビ父ノ叔兄ハ狂醉ノ癖アリ祖父ノ兄ノ子及ビ
父ノ兄ノ孫ハ癲癩病者タリ抑酒精ナルモノハ精神病遺傳ニ大關係アリ其濫用ハ子孫ノ體質ヲ薄弱ニシ
之ヲシテ重症神經病ヲ患フルノ傾キ多カラシメ殊ニ白癡癲癩ハ多慾家ノ血統ニ多キモノナリ今力松ノ
血統ヲ見ルニ善ク之ニ稱ヒテ其族中ニハ癲癩者發狂者アリ之ニ由テ是ヲ見レバ力松ノ一家ハ酒精ノ爲
ニ沈淪シツ、アリテ力松ニハ遺傳(即チ精神病ヲ惹起スヘキ素因)ノアルコトハ明ナリトス
- (二) 力松ガ産後一ヶ月ニ劇熱癲癩眼球上竄等ノ症ヲ發シタルハ其醫學上ニ腦膜炎ト稱スル疾病ニ罹リ
タル爲ナルコト殆ト確實ナリ且幼時ニ於テ夜中驚醒等アリシヨリ考フルニ力松ハ産後久カラスシテ腦髓
ニ禍累ヲ殘スベキ疾病ヲ患ヒシモノナリ
- (三) 力松ハ少時小學校ニ入りタルモ學問ヲ嫌ヒ通學ヲ怠リ成績劣等ナリシガ加之半途ニシテ退學シ爾
後家庭ニ於テモ更ニ訓戒ヲ受ケザリシ爲メ其教育ハ極メテ不完全ナルモノト知ルベシ
- (四) 酒精ノ精神病ニ關係アルコトハ既ニ述ベタレモ猶ホ少ク詳記センニ其濫用ハ全身ノ神經殊ニ腦髓脊

髓ニ頗ル有害ニシテ其久シキニ及ブヤ遂ニ其變質ヲ來シ其結果ハ身體精神ニ發呈シ全身ノ榮養ヲ障礙
シ之ヲシテ廢滅ニ傾カシメ其精神上影響ハ殊ニ叡智道德ノ二ツニ著ク意思ハ衰耗シ感覺ハ消滅シ之ガ
爲ニ職業義務ヲ放擲シ他人ノ痛愛困苦ヲ顧ミズ己ガ財產ヲ蕩盡シ己ガ名譽ヲ毀損シ犯罪ノ所業等ニヨ
リテ一家一郷ノ風俗安全ヲ壞敗スルニ至ルモノナリ今力松ハ二歳ノ頃ヨリ護育ノ失當ヨリ飲酒ノ癖ヲ
生ジ父母モ亦嚴ニ之ヲ止ムルノ方ヲ講ゼザルヨリ自恣ノ心事ト相合シテ因襲其性ヲナン多飲度ナク一
日ノ内醉ハザルコト殆ンドナキニ至リ一時ノ結果ハ家内ノ暴行ニ發ハレ經久ノ結果ハ放火竊盜官林盜伐
強奪等ノ所業ニ發ハレタルモノナリ且其他全身ノ刺衝性ニシテ慢性腸胃病アルガ如キ皆常習飲後ニ多
ク存スルノ證狀ナリ

(五) 其精神症候ニヨリテ察スルニ力松ハ精神薄弱ニシテ殊ニ道德上感覺ノ極メテ薄キモノナリ而シテ
此證候ハ前段ニ述ベシ酒精ノ濫用ニ基キ旁ヲ教育不完全ノ爲ニ發生シタルモノナルベシ精神病學上ノ
解釋ニヨレバ道德ノ感覺ナキモノハ惡事ノ惡キコトハ自ラモ口ニゼザルニアラザレモ之ヲ惡トスルハ唯
人ノ之ヲ惡ト云フガ故ニ然ルノミニシテ其何ノ爲メ何ノ故ニ惡キカラ知ラズ又惡事ヲナスモ之ヲ悔悟
スルコト更ニナキモノナリ力松ノ精神證候ヲ見ルニ大ニ之ニ適合スルモノアリ力松ハ此感覺全ク缺損ス
ルモノトハ認メズト雖モ甚薄キモノト信ズ

(六) 然レモ其叡智ハ未ダ甚ダ衰弱セシニアラザルコトハ放火犯ノ將ニ發見セントスルニ當リテ近隣ニ依
賴シ虚言ヲ以テ其跡ヲ掩ハントシ第一豫審以後ニ於テ放火犯數ヲ減シテ己ガ刑ヲ輕クセントセシヲ以

テ推知スベシ然レモ其發シ易キ虛言ヲ構ヘ又他ノ告諭恐嚇ニヨリテ容易ク其偽言ナリシヲ告グルガ如キハ智力完備ト看做ス可ラザルナリ而シテ法律上ノ考慮モ亦甚微ナリ

(七)夫レ放火ノ所行ハ犯罪中最モ施シ易ク且自體ニ危險ナルコト少キモノニシテ幼者又精神薄弱者ガ偶然ノ事時(便宜ノ場所焚キ易キ物料)ニ際會スルヤ其事ヲナスノ考慮卒然胸内ニ萌起シ殆ト抗抵(我心ニ於テ制止スルノ力)ナクシテ直ニ行爲ニ從ヒ懷ヲ探リテ燐寸ヲ取り日間夜間ヲ論ゼス火ヲ放ツニ至ルハ從來醫人ノ多ク實驗スル所ナリ而シテ成長人ノ火ヲ致スハ過失報仇竊盜等ノ爲ナレモ幼者癡者ニ於テハ恐懼不満足遊戯愉樂等ノ爲ニシ其理由ノ僅微ニシテ其犯罪トハ相當セザルモノ多トス今方松ノ放火ニ至ル所以ノモノヲ見ルニ怨恨アリテナスニアラズ盜竊セントテナスニアラズ別ニ十分ナル理由ハナク皆酒醉後勇氣常ニ倍シ自制ノ力殊ニ大ニ減スルノ時ニ當リ消防人ノ多ク磨集シ鎮火後慰勞酒ノ出ヅルヲ樂ミ之ヲ見之ヲ獲ンガ爲ニスルナリ是レ平生智力乏ク道德感覺ノ微ナルモノ時々ノ飲酒ニヨリテ益其行爲ヲ抑ユルノ能ヲ失シテ自家ノ微愆ノ爲ニ犯罪ノ輕重及ヒ其結果ノ大小ニ想到スル能ハザルモノナリ其火ヲ放ツハ甚巧ニシテ十餘年來能ク人ニ發覺セラレシコトナキモ其方法ハ極メテ簡單ニシテ常ニ同一轍ニ出デ敢テ他ノ效果ノ速ナルモノヲ取ラズ且其放火スル所殆皆近旁ニシテ決シテ貧富ニ擇ブ所ナキガ如キハ叙智不十分ナルノ證據ニシテ亦他意ナキノ證據ナリ

(八)又方松ノ犯罪タル他者少クシテ放火ノ多キヲ見ルハ如何、抑吾人ノ精神作用ハ神經ノ行路ニヨリテ外發スルモノニシテ神經ノ行路ハ一度興奮スレバ二度以上度毎ニ興奮シ易キヲ致スノ性ヲ有スルモ

レバ某々ノ機會ニ遇ヒテ一思慮浮ビ出デ甚キ妨碍ナクシテ實行ニ至レバ次々時同一機會アルヤ其思慮復浮ビ之ヲ却退スルニ及バズシテ又實行セラレ第二度ハ第一度ヨリモ第三度ハ第二度ヨリモ易ク終ニハ殆ンド知り得サル程ノ事ニテ彼ノ思慮彼ノ行爲ノ興奮スルニ至ルモノナリ方松ノ犯罪ニ放火ノミ多キハ蓋シ此理ニヨルモノナラン飼鷄竊盜犯ノ廿四年一月ノミニ俱發セルガ如キモ多少此理ニ合ヒタルモノアルヲ見ルナリ

以上ノ説明ニヨリ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

鑑定

- (一)永吉方松ハ幼時腦膜炎ヲ患ヒシ爲メ腦髓發育ノ失常ニ隨伴セル精神ノ發育障礙アルモノナラン而シテ酒毒ハ益々其障礙ヲ加ヘ腦髓ハ遂ニ之ガ爲ニ變質ヲ來シタルモノナリ
 - (二)此種ノ變質ハ精神衰弱睿智殊ニ道德心ノ薄弱ヲ呈シ精神ノ激動シ易キ性ヲ致シ之ニヨリ僅微ナル慾望ノ爲ニ之ト相當セザルノ舉動ヲ惹キ起スベキモノナリ
 - (三)是ニヨリ方松ノ嘗テ放火ノ犯罪ヲナシタルハ酒毒ニ起因シタル睿智殊ニ道德心ノ薄弱ニ基キタルモノト推測ス
- 右之通及鑑定候也

明治二十六年一月十三日

鑑定人 醫學士 吳 秀 三

被告水吉力松ハ右ノ鑑定書提出後明治二十六年三月四日遂ニ前裁判ノ宣告ニヨラズ特ニ死一等ヲ減セラレテ無期徒
刑ニ處セラレタリ

第二例 放火犯人清水清丸精神狀態鑑定書

明治二十六年四月二十七日余等ハ東京地方裁判所判事名越勝治ヨリ放火犯人清水清丸ノ精神狀態ニ關
スル鑑定命令書ヲ受領セリ

- 一 清水清丸ハ性來知覺精神上ノ疾病ニ罹リ居ルモノニテハナキヤ
- 一 若シ性來ニアラズンバ不時ニ發明スルモノニテハナキヤ
- 一 殊ニ同人ガ犯罪當時、即チ明治二十五年七月以降ニ於ケル觀察如何、要スルニ刑法第七十八條ニ所
謂罪ヲ犯ス時、知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セザリシヤ否ヤヲ問フ

是ニ由テ余等ハ同裁判所ニ至リ、被告ノ身體及精神ノ狀態ヲ診察シ、其父母及兄ヲ招致シ既往ノ事ヲ尋
問シ、豫審取調書類、宮地警部ノ被告事件聞取書、榊原巡查ノ探偵復命書、警視廳監獄醫ノ容態書等ヲ參
考シテ左ノ鑑定書ヲ作レリ

病 歴

東京市麻布區笄町百五十八番地平民

清 水 清 丸

明治六年十一月生

(一) 遺 傳

實父〇〇〇〇ハ今年五十六歳平生胃疾アルノミ他病ナシ酒客ニアラズ
實母〇〇〇〇ハ今年四十七歳臟躁性ニシテ時々眼疾(?)アリト云フ
祖父ハ酒客ニシテ死セルキ六十一歳祖母ハ四十歳ノキ難産ノ爲ニ損シ外祖父ハ胃病ニ死シ外祖母ハ今
猶ホ健存ス
兄弟ハ七人アリ第一ハ女子ニシテ三歳ノキ拘急症ニテ死シ第二ハ即チ被告第三ノ女子ハ今年十八歳第
四男ハ實扶の里ニ死シ第五第六ハ女子第七ハ今年一月ニ生レシ男子ナリ七人中今健存セルハ被告ヲ除
クノ他皆身體精神ノ發育ニ異常ナシ
其他ノ血族中精神病神經病其他遺傳ヲ殘スベキ疾病ナシ但シ實母ノ弟即被告ノ外叔父ハ竊盜ノ罪ヲ以

テ獄ニ入リシコアリ

(二) 既往症

胎生時出産時ニ於テハ異常ナシ

小兒時ニ於テ歩行言語等ノ發生ハ尋常ナリシガ生齒ハ少ク常見ニ後レタリ最幼時拘急症アリ夜中驚厥アリ夜覺迷歩アリ其後ハ麻疹ヲ經過セシ他舉稱スベキ程ノ疾病ニカ、リシコトナシ年十二ノキ水車ニ觸レテ外傷性脾白關節脱臼ヲ致セシガ月餘ニ治シテセリ

其精神發育ノ程度如何ヲ問フニ被告ハ生來ノ癡漢ニシテ幼ヨリ放恣自擅甚ク常ニ父母ノ言ニ從ハス激厲暴怒シ易ク少ク意ニ滿タザレバ乃チ忿悶シ其度毎ニ尋グニ號泣ヲ以テス父母モ其蠢愚ナルヲ憐ミテ教誨ニ心ヲ盡セモ寸效ナク九歳ヨリ十五歳迄小學校ニ居リシモ初級ニ入ルベキノ知識ヲモ得ザリキ此ノ如クシテ精神ハ終ニ發生セヌ年破瓜ヲ過グルモ思慮極メテ淺ク才器甚タ薄ク舉動モ粗雜ニシテ自ラ己ガ事ヲ處治スル能ハス言語ハ意ヲ表スルニ充分ナラス行爲ハ常兒ノ如ク整然タラス錢價ヲ知ラザルヲ以テ二枚ノ二錢銅貨ト一枚ノ五厘銅貨トヲ同視シ或ハ物ヲ購フニ常ニ手中ノ錢ヲ盡シ器具等ニ就テハ彼我ノ別精粗ノ差ヲ辨ヘザルヲ以テ常ニ屢之ヲ遺失シ又ハ放棄シテ願慮スルコトナク或ハ己ノ精良ナルヲ措テ他ノ粗惡ナルヲ取リテ願ミザルコトアリ糞便ノ汚穢ナルヲ知ラザルニヤ失シテ拭ハズ或ハ廁ニ上ルニ間アラズシテ衣ヲ汚スコト度々ナリ要スルニ其重要ノ生活ハ主トシテ食欲ニアリ他人之ヲ制セザレハ飽食ニ至ル迄ハ止メズト云フ三四年前ヨリ農業ニテモ習ヒ得サセントテ之ヲ六七里隔テタル親族

ニ托シタレモ其業ニモ任ヘズ故ナキニ時々出奔シテ家ニ歸リ父母モ其化育ニ困ミ纒ニ願使シテ草取掃除ノ用ヲナサシムルノミ然レモ人傍ニ在ラザレハ則チ廢シテ遊戲ヲ恣ニスト云フ

被告ハ以上ノ状態ノ他ニ別ニ一惡習アリテ家人近隣ノ煩累ヲナスコト多シコトハ即チ其屢人家ニ火ヲ放チタルコトナリ被告ノ放火ノ處行ハ前後五回ニシテ第一次ハ去年五月頃己ガ家ヲ距ル四十間許ノ貸長屋ニ於テシ(未遂)第二次ハ今年一月六日畑ヲ隔テ九丁許ナル岡田某ノ家ニ於テシ(全燒)二月四日近傍ノ某練兵場ノ芝生ニ於テシ同八日一丁程隔リタル某寺ノ物置ニ於テシ(半燒)又月日ハ詳ナラザルモ某林ノ傍ナル堆糞ニ於テシタルモノ即是ナリ而シテ被告ハ遂ニ之ガ爲メニ捕ハレテ警視廳監獄ニ入レリ其放火ノ方法タルヤ或ハ燐寸ヲ取テ直ニ庇ニ點シ或ハ竹ニ綿ヲ挿ミ之ニ石油ヲ灌ギタルヲ用ヒ或ハ一把ノ糞ヲ取リテ土臺下ニ挿入シ之ニ石油ヲ點シタルノ類ニシテ注意ノ綿密ナラズ思慮ノ周到ナラザルノ徵ハ充分ナリ又放火セシ理由ヲ自ラ説明スルノ語ニ曰ク『火事があれば御馳走を食ふことが出来るから』騒ぐのが面白いから付たのです』ト而シテ喧嘩騷擾人々相吊スルモ相憐後悔ノ狀ナク警察官ニ對シテ『近所の者が大勢集り龍吐水にて水を灌ぎ消止のことが出来ず誠に面白く見物致しました』ノ答アル位ナリ且ツ其擧ノ當時ニ在リテモ自ラ省ミテ憚ルノ念ナキニヤ我長屋ニ放火セシキノ如キハ其家人ノ不在ニ乘シテ火ヲ置キタルニ適家人ノ外ヨリ歸ルヲ見ルヤ乃チ呼ビ懸テ『今此の長屋より火が燃え出す』ト云ヒ『どーゆー譯だ』ト問ハレ『今私が土臺の隙である所へ糞を入れそれに火を付けたから今に燃え出す』ト云ヘリト云フ

入監以來ノ證候 明治廿六年二月十九日放火犯被告事件ヲ以テ入監セリ爾來日夜興奮ノ狀アリ言行悖戻シ飲食ヲモ廢シテ悲號已マズ夜中モ不眠ナリ同房ノ妨害トナルヲ以テ廿一日ニ至テ病監別室ニ移サル不眠不食叫號シテ家ニ歸ランコトヲ求ムルコト累日或ハ父來レリト誤想シテ「此處に居るよ」ト連呼シ或ハ「氏子總代さん此處に居るよ」ト呼ビテ晝夜ヲ分タズ同月末ニハ監内ニ於テ自縊ヲ謀リシコトアリ其後ハ次第ニ靜穩トナリタルモ衣服ヲ扯裂シ陰具ヲ弄ビ又幻視幻聽アルガ如ク父親又ハ氏子ノモノヲ呼ブコト屢ナリ近頃ハ連ニ食慾増進シ絶エズ(夜中スラモ)食ヲ望ミ食前ニハ大聲之ヲ呼ビ飯至レバ菜ヲ待タズシテ先ツ之ヲ盡スト云フ

(三) 現在症

身材矮小ニシテ羸瘦シ頭ハ形狀常ノ如ク所謂長頭ニ屬シ創痕ノ痕ナシ瞳孔ハ或キハ反應ヲ呈シ或キハ然ラズ○齒ハ左右共犬齒ノ後ニ居リ(重齶)左胸ハ薄ク縮マリ其肺下界ハ左ヨリ少ク高シ(肋膜炎後?)背上數多ノ灸灼痕アリ腋毛及陰毛ナシ膝蓋腿反射ハ亢激シ血行不整ニシテ上衝四肢厥冷手中鬱血ナドアリ體溫脈搏ハ尋常ナリ
精神證候 顔貌舉措共ニ放恣ノ狀ヲ呈シ箕踞シテ陰ヲ蔽ハズ常ニ之ヲ弄シ記憶薄ク思慮淺ク觀念ハ形而下目前ノコトニ限り言語ハ寡少不明ニシテ宛トシテ頑兒ノ如ク精神ノ反應一體ニ鈍ク之ニ應對スルニ意ニ滿タザレバ再三ニ至ルモ應セス答フルモ不完全ナル數語ニ過ギズ單ニナル動作(衣ヲ解ガ如キ)ハ命令ニ從ヒ之ヲナスコトヲ解スレバ亦整然タルコト能ハズ其最モ恐ルル所ハ獄中死ヲ免レザルコトニシテ其

余等ニ對シテ常ニ望ム所ハ放チテ家ニ歸スニアリ而シテ卒然之ヲ父母ノ前ニ致スモ喜悅ノ色ナク應接ノ狀ナク別ニ望ム所モナクシテ我意ヲ恣ニセントスルノミ其考察ハ極單一ナルモノニテモ自家一定ノ主張ナク計算ノ能ハ殆ントナク又試ニ放火ノ惡キ所以ヲ問フモ更ニ其要領ヲ得ズ
今左ニ其問答中ノ一節ヲ抄シ出サン

問 阿父と阿母と孰れがよきや

答 阿父の方がいゝ

問 何故

答 何か呉れるから御膳や何か呉れるからいゝんです

問 阿母だつて御飯位くれるだろ

答 阿母も何か呉れる

問 それでは阿母の方がよからう

答 えー

問 二と五で若干

答 二三です

問 二と三とでは

答 四つです

問 五錢で鹽煎餅を一錢買えば残は若干

答 七錢

問 二錢の銅貨五つでいくら

答 五十錢です

又指ヲ以テ數フルコトモ確ナラズ四指ヲ以テ問フニ十ナリト答ヘ六指ヲ示スニ其幾何ナルヲ知ラサルガ如シ

問 火を放て面白かつたかい

答 ちつたー面白かつた

問 何度許放けたい

答 三度許放けた

問 何故火を放けたんだい

答 御飯を呉るから

問 家でも呉れるたろー

答 家でも呉れるが腹一杯くれないんです

問 此處へどーして來たのだえ

答 悪いことをすると此所へ來るんです

問 火を放つは何故悪いえ

答 火を放けると火炙りになるからいけないんです

問 他に悪い譯があるだろー

答 悪いとは他には何もないんです

而シテ患者ハ常ニ『神主さんが來た』上に大勢いるだろー『氏子のもが大勢いるだろー』ナドト云フヲ以テ誰カ來リ呼ブニヤト問フニ『呼んでいませ』ト答ヘ他因ノ來往スルヲ説明シテハ『私が殺されはしまいかとして皆此所へ來ているんです』ト云フヲ見且監獄醫員ノ言ヲ參スルニ被告ハ近來妄覺殊ニ幻聽幻視症ヲ患ヒ居ルモノ、如シ

説明

被告ノ遺傳史ニ於テハ唯實母ノ臆躁症アルノミナレド被告ガ幼時ニ於テ拘急夜中驚魘等アリシヲ見ルニ被告ハ遺傳素因ニヨリテ生來ノ腦疾患ノ傾アリシヨリ最幼時ニ腦質若クハ其被膜ノ嫩衝少クモ發育ヲ止ムベキ腦髓ノ榮養障礙ヲ來シタリ其後精神ノ發育中止シタルハ即チ此腦病ノ證狀ナルベシ而シテ其身材ノ短小ナル齒列ノ不整ナル陰毛ノ發生セザル色慾ノ未ダ萌起セザルガ如キハ此精神障礙ニ伴ヒタル身體ノ發育不全ナリ此ノ如キノ症ハ之ヲ生來ノ精神薄弱症ト云ヒ白痴ニ屬スベキモノニシテ其輕重ハ種々ナレモ甚キモノニ在リテハ精神作用ハ極メテ淺劣ニシテ唯目前具形ノモノニ限り理義等ノ考ハナク自家目前ノ利損ニ就テハ思慮薄キ行爲ヲ以テ抵抗ヲナスモ他人又社會ニ對シテハ付度ノ心相憐

ノ情ナシ從テ美術道德法律上ノ理解判斷ヲ缺キ法律ニ違犯スル非行ヲナスモ後悔ナク警官法律等ハ却テ彼ニ取テ無用有害ノモノタリ而シテ此ノ如キモノ、犯罪ト其智慧思慮ノ缺乏アルニヨリテ繁雜ニシテ熱慮ヲ要スルモノハ少ク放火ハ爲シ易キ非行ノ一トシテ割合ニ白痴者ニ多キモ之トモ報警惡意等ノ爲ニスルヨリモ輕率ノ兒戲賭火ノ快樂ヨリ出ツルモノ多シ今被告ノ精神狀態ヲ察スルニ其精神作用ハ頗ル淺劣ニシテ其發育ノ程度ハ恐クハ凡ソ七八歳前後ニ在ルモノナランカ何トナレバ今日此年齡ノ兒輩ハ簡單ナル應對自家ノ處治一位數ノ計算位ハナスコヲ得ベキモノナレバナリ而シテ被告ガ犯罪ノ所爲タル全ク此精神薄弱ニ基クモノナルハ其放火ノ用意ノ周到綿密ナラズ又之ヲ陰蔽スルノ心ナキヲ見ルモ明ニシテ罪ノ罪タル所以ヲ知ラズ又之ヲ悔フルナキヲ見レバ其道德法律上ノ判斷極メテ不完全ナルヲ知ルニ足レリ即チ被告ハ犯罪ノ大小輕重ヲ詳ニセザルモノニシテ其行爲ハ全ク遊戯ト愉快トニ制セラレテ發シタルモノナリト信ズ被告ガ入監以來ノ舉動ニ付キ騷擾幻覺等ノ證候アルヲ察スルニ被告ハ現時精神發揚症ニ罹リ居ルモノニシテ此症ハ屢白痴ニ發呈スベキモノナリ

鑑定

以上ノ證狀及説明ニヨリテ鑑定ヲ下セバ左ノ如シ

- 一 清水清丸ハ現今生來ノ白痴症ヲ患ヒ居ルモノニシテ精神發育ノ制止ニヨリテ是非ヲ辨別スルノ能ナキモノナリ
- 一 白痴患者ハ時々精神發揚シテ暴行ヲナスコアルガ故ニ清水清丸モ亦不時ニ此證狀ヲ發シ得ルモノ

ト看做サ、ルヲ得ズ

一 清水清丸ガ明治二十五年七月以降ノ放火犯罪ハ總テ是非ノ辨別ナクシテ爲シタルモノト推測ス
右ノ通鑑定候也

明治二十六年四月二十八日

鑑定人 醫學博士 榊 俣
同 醫學士 吳 秀 三

被告清水清丸ハ右ノ鑑定書提出後明治二十六年五月五日刑法第七十八條ニヨリ罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セザル者ト認メ其罪ヲ論セス放免セラル

第三例 毆打致死犯被告人鹿島森藏精神狀態鑑定書

明治二十七年四月二十三日東京地方裁判所豫審判事〇〇〇〇ヨリ鹿島森藏毆打致死被告事件ニ付左ノ事項ノ鑑定ヲ命セラル

- 一 鹿島森藏ハ瘋癲ナリヤ若シ瘋癲症ナリトセハ如何ナル症狀ナリヤ其詳細
- 一 森藏ハ瘋癲症ナリトセハ其症ノ爲メ場合ニヨリ人ヲ毆打シ若クハ殺害スル如キ所爲ヲ爲スニアリヤ

一 森藏ハ明治二十七年四月十一日宗仙寺徒弟高〇市〇ヲ毆打シテ死ニ致シタリトノ被告事件ニ付豫審ニ付セラレタリ右兇行ハ森藏ノ所爲ナリトセハ其當時知覺精神ノ喪失セシヤ否

是ニ於テ余等ハ親ク被告ノ身體精神ヲ診査シ其豫審調書類、宗〇寺院代高〇隆〇ノ上申書、南足立郡西新井村醫師鈴〇昌〇ノ診斷書ヲ參考シテ鑑定書ヲ作ルコト左ノ如シ

埼玉縣北足立郡平柳村大字領家百十六番地平民
與左衛門長男

鹿島森藏

明治八年一月生

(甲) 病歴

(一) 遺傳

被告森藏ノ父母ハ共ニ強健ニシテ重病ニカ、リタルコトナシ内外祖父母モ亦老後ノ衰弱ニ死ス唯内祖父ノミハ吐血ニテ急死セリ兄弟都テ六人皆母ヲ同フシ其内死セルモノ二人一ハ腐骨疽ノ爲メ一ハ胃病ノ爲ナリ

外叔父某(母ノ弟)ハ癩ニ狂疾ヲ發シテ治ヲ小石川柳町瘋癲病院ニ受ケ五ヶ月ニシテ全治セシカ明治二十五年九月其病再發シテ遂ニ之カ爲ニ死セリト云フ

外從祖父某(母ノ内叔父)モ精神病ニ罹リ數年治セス其症ノ狂暴ナル嘗テ出及庖丁ニテ其父ノ頭ニ傷ケ浦和地方裁判所ニ捕ヘラレシガ疾ヲ以テ免訴セラレ其後(二十五年中)病癒ニスシテ死セリト云フ

(二) 既往症

被告森藏ハ出産以來發育尋常ニシテ身體亦強健ナリ從來夜中驚悸、痙攣、人事不省等ナク重病ニカ、リシコトナク平生又頭痛、眩暈等ノ腦症狀アラズ氣質正直柔和ニシテ言ヲ食ムコトアラズ十五歳ニシテ小學ニ入り二十五年十一月之ヲ去ル其間才學漫ニ人後ニ落チス最モ讀書習字ニ長シ能ク文章軌範十八史略蒙求等ヲ讀ミ字ヲ作スコト殆ント老成人ノ如シ

然ルニ明治二十四年八月以來、神情常ノ如クナラズ二十五年ノ末ニ至リ其症益明ニ讀書習字ヲ廢シ且宇態大ニ壞ル、ニ至リ沈黙語ラズ(三度問フテ一度返事ヲスル位)其語ルヤ時々人ノ解スル能ハザルコトアリ友ト途ヲ行クモ脚下ヲ俯視シテ徐歩シ人ト前後スルニ關心セス其間或ハ卒然外出シテ他ニ一泊シ

或ハ壘間ニ尿シテ願ミズ或ハ頻ニ嗽キ口中ヲ弄シ食物ヲ擇フコアリ或ハ其友ノ責問ニ遇ヒテ「余ハ天子ナリ汝等ノ知ル所ニアラズ」ト對ヘタルコトアリ(鈴○昌○ノ診斷)二十六年七月申父之ヲ携ヘ下總ノ中山法華寺ニ至リ祈禱シテ治セントス此頃ニ方リ家ニ在リシトキヨリ以來頻リニ屋上ナド高所ニ上リテ仰望スルヲ好メリト云フ後テ事アリテ下總ニ歸リ八月七日遂ニ之ヲ宗○寺ニ托ス、既ニシテ卒然出奔一夜露臥シテ後父母ノ家ニ歸リタルコトアリ嘗テ一日其跡ヲ失セシガ後其二階ニアルヲ知之ヲ出セシニ煤塵ヲ滿身ニ被ムレリト云フ十一月一日復タ宗○寺ニ托ス其宗○寺ニ至リテヨリ初メハ鬱閉沈黙自ラ語リ出ヅルコトハナカリシガ本年一月以來言談稍發シ少シク經文ヲ暗ズルニ至リ春暖ノ候ニ及ヒテハ少シク發揚性トナリ夜間大聲詩歌ヲ唸スルコトアリ書籍ヲ破毀塗抹シ障子ノ紙ヲ扯裂スルコトアリ同輩ヲ怒罵スルコトモ時々之アリ其談話スル所時ニ序ヲ失シ笑フベキニ笑ハサルコト往々ナリ或ハ潔汚ノ觀念ナクシテ雨後墓間ノ潦水ヲ掬シ又手水鉢ノ水ヲ飲ムコトアリ時トシテハ又竹籤ニ入り川端ニ赴キ終日踰躑シテ動カズ爲ニ晝飯ニ歸リ來ラザルコト度々ナリシト云フ其師ト共ニ堂ニ上リ勤行スルヤ森藏常ニ鼓ヲ打ツヲ例トス平常鼓聲整々タレモ時トシテハ急遽ニ亂鼓シ忽チ又止メテ天井ヲ仰キ闕視シテ目瞬セザルコトアリ後就テ其時ノ心地ヲ問ヘモ彼レ常ニ笑テ答ヘスト云フ

明治二十七年四月十一日午後主僧出テ、他ニ在リ森藏等小僧三人晚ニ堂ニ上リ勤行平日ノ如クセントス森藏其一人ト爭フ所アリ鼓袍ト搦木トヲ以テ其頭ヲ亂打シ之ヲ殺ス遂ニ捕ヘラレテ獄ニ下ル而シテ其殺傷ノ後彼更ニ驚恐ノ狀ナカリシト云フ

森藏ノ常ニ患フル所ハ胸中苦悶ニシテ爲ニ往々擾亂ニ至ルコトアリ中島判事ノ豫審廷ニ於テモ亦一タヒ此發作アリ爲ニ調書ニ署名セサリシト云フ

入獄以來ノ狀態ハ、獄丁ニ就キテ之ヲ訊問シタレモ其獄中ニアルヤ寡黙ニシテ人之ニ語ルニアラザレハ自ラ談シ出タスコトナシ醫ヨリ藥ヲ受ケタルコトハ前後二三回皆「胸ガ惡イ」トテ求メタルモノナリト云フ

(三) 現在症

身體症狀 身體稍小ナリ筋肉肌膚尋常頭形正頭ニ屬シ癩痕等ヲ認メス面色常ノ如ク上衝ノ狀ナシ眼ニ異常ナク瞳子ハ左右均、中等大ニシテ反應或時ハアリ或時ハナシ脈搏ハ七十八至、大、急、整、腺ノ腫脹ナシ胸膛稍壓平セラレ動悸アリ肺ニ疾病ナシ腹部ヲ檢スルニ三癩痕アリ其二ハ右方ニ在リテ(一ハ乳房線下五仙迷許ノ少シク外方ニ在リ長二仙迷幅一仙迷、一ハ其ノ下凡ソ七仙迷ノ處ニアリテ長サ五仙迷幅二・五仙迷ナリ)其ノ一ハ左方ニ在リ(乳房線下十四仙迷ニ在リテ長二仙迷幅一・五仙迷ナリ)、膝蓋腱反射ハ尋常ナリ

精神症狀 態度少ク屈抑シ行步逡巡然レモ他人ニ對シ關心スル所ナキカ如シ言談微ニシテ寡ク時ニ應對ヲ缺クト接スルニ自ラ談スコト甚ク稀ニ之ニ問ヘハ則チ相當ノ對辭ヲ出ス而モ大低皆二三語句ノミ感情ノ發動ハ滯滞シテ容易ニ外界ニ調應セズ記憶ハ最近時ニ關シテ稍曖昧ナルカ如ク能ク其入獄ノ月日ヲ記セス追想ノ障礙モアリテ入獄中ニ經歷セシコトヲ己カ家ノコトトナスアリ

妄覺ノ有無甚詳ナラサレモ其ノ『四月十九日の夜家で貉の様な化物を見た』ト云フハ或ハ幻視ニテアルヘシ又一定ノ妄想アリ而シテ其種性ハ誇大ノモノナリ曰ク我能ク空中ニ飛揚ス此室中ノ如キ容易ノミ曰ク我腹部ノ癍痕ハ説堂ノ上ニ翔空セシハ異邦ノ天子等五人許南方ヨリ飛ヒ來レル燒録ヲ持シ衣ヲ發キテ横腹ニ刺シタルナリト試ミニ其罪ヲ責ムルコト嚴峻、聲色厲キモ莞爾トシテ笑容ヲナシ我能ク吾首ヲ接グコトヲ得死ストモ何ゾ恐レント云フヲ見、之ヲ其態度舉止ニ比シ從前嘗テ自ラ天子ト稱シ高處ニ登リ仰望スルヲ好ミタルニ考フレハ其誇大ノ妄想ヲ懷抱スルヤ蓋シ明ナリ

(乙) 説明

- (一) 遺傳ハ精神病ノ素因中緊要ナルモノナリ森藏ニハ父母ヨリ直ニ遺傳セシニアザルモ母ノ血統ニハ精神病少ナカラズ外叔父及ヒ外從祖父即チ是ナリ
- (二) 明治二十四年八月以來ノ病症ハ既往歴ニヨレバ幻覺性偏執狂ト稱スル精神病ナルコト殆ント疑ナク偏執狂トハ主トシテ觀念界ヲ犯スノ狂症ニシテ妄想ヲ主症トスルモノナリ夫レ人ノ一事ヲ想ヒ一事ヲ爲サントスルニ當リテハ常ニ反對觀念アリテ誤リタルヲ正シ其曲レルヲ矯ムルコトアルモノナレド狂疾ニヨリ妄想ノスルモノニハ此反對觀念ハ抑制セラレテ爲ニ意思ノ失當ヲ致スモノナリ故ニ妄想アルモノ、意思ハ初メヨリ疾病性ナリトス
- (三) 其現症ヲ察スルニ又其偏執狂ナルコトハ明ニシテ其懷抱スル妄想ノ誇大妄想ナルハ現在症中ニ述ベタルガ如シ

(四) 既往症ニヨレバ明治二十四年八月以來本年春ニ至ルマデ精神病アリタルコト明カニシテ今又現症ニモ其疾病ト認ムベキモノアリ然ラバ其間即チ本年四月ノ頃ニモ亦精神病ニ罹リ居リタルモノト推測シ得ベキナリ

(五) 又森藏ニハ大ニ匿狂ノ疑アリ匿狂トハ精神病患者ガ其症狀ヲ隱蔽スルヲ云ヒ殊ニ偏執狂ニ多キモノニシテ其健全ヲ裝フハ人ノ精神病ヲ裝フヨリモ容易ナルモノナリ被告ハ其言動中ニ誇大妄想アルノ狀アルニモ關ハラス其兇行ノコトヲ述ベザルハ之ヲ述ヘントスレバ其妄想ノ全體ヲ發カル、ノ恐アルガ爲ナラン此ノ如キコトハ精神病患者ニ多ク見ル所ナリ

(丙) 鑑定

以上ノ説明ニヨリテ鑑定スレバ

- 一 鹿島森藏ハ精神病(瘋癲病)ニ罹リ居ルモノナリ而シテ其症ハ即チ幻覺性偏執狂ナリ
- 二 鹿島森藏ハ右ノ精神病アルモノナレバ場合ニヨリテハ人ヲ毆打シ若クハ殺害スルコトアルヘキ者ナリ
- 三 鹿島森藏ハ明治二十七年四月中モ右ノ精神病ニ罹リ居リタルモノト推測ス

右之通及鑑定候也

明治廿七年五月八日

東京市本郷區西片町十番地
醫學博士 榊 俣

東京市本郷區西片町十番地
醫學士 吳 秀 三

第四例 放火犯被告人高橋トセ精神状態鑑定書

東京控訴院判事〇〇〇〇ハ明治三十年二月十日同法廷ニ於テ余ニ左ノ鑑定ヲ命令セリ

一 放火犯被告人高橋トセニ就キ精神病ニ罹リ居ルヤ否ヤノ鑑定ヲ命ス
依テ豫審調書中鑑定ニ必要ナル事項并ニ法廷及監獄ニ於ケル狀況入監以來ノ經過本人檢診ノ成績等ニ
基キ鑑定書調製ニ從事セリ

(甲) 事・歴

明治二十八年七月十八日龜田警察署ニ於テ參考人山〇末〇陳述

『本朝一時頃と思ふ時分隣家の阿〇〇一郎が自分を呼起し只今怪しきものが竹藪に這入りたるに付

き來り呉れと申しました故直ちに起き出たるに同人の云ふには駒込より藤山へ通する往來の角即ち
其竹藪の脇に居て呉れ云々間もなく竹藪より出て來るものあるに付誰れかと云ふも答へざるに付き
取り押へたるに彼は何をする自己は一人の道樂の子の爲めに其子を押へる爲め茲に來りし處灯提の
火が消へたる爲め此藪に迷ひ込みしものなるに付き勘辨して呉れ云々 〇一郎始め現場に來り姓名
を尋ねたるに高橋とせと申し早通村のものなり云々と云ひました』

明治二十八年七月十八日同警察署ニ於テ參考人田〇九〇〇陳述

本朝一時頃高橋とせなるものを取押へました最も其事蹟は明治二十八年六月以來隣家阿〇〇一郎方
へ屢々放火するものあるに付き自分共毎夜の様番を致し來り云々

明治二十八年七月二十日同警察署ニ於テ高橋トセ陳述

自分は阿〇〇一郎方に放火したるとはありませんけれども人が自己を放火したるものと云ひますれ
は自己は其罪に落ちます故可成輕くなる様にして貰ひたい
自己が火を付たのでありますから罪の輕くなる様にして貰ひたい
放火したのは何の爲めでもありません只何となく火を付けたのであります

明治二十八年七月二十八日新潟地方裁判所豫審廷ニ於テ高橋トセ陳述

自分は馬鹿か起て火を付けたかも知れませんされども少しも分りません只今殺されても分りません
故殺されても能くあります

(乙) 病歴

(遺傳及既往症) 殆ト不明ニ屬ス然レモ和○某ノ前鑑定書ニ依リ參酌スルニ家系中被告ノ父母兄弟並ニ祖父母等ニ精神病的遺傳ヲ認知スルコト能ハズ
被告ハ幼少ニシテ麻疹及痘瘡ヲ經四歳ノ頃左右ノ耳共ニ耳漏ニ罹リ以來聽力ヲ損ス其他記スヘキ疾病ニ罹リシコトナク十七歳ニシテ嫁シ爾來強健ニシテ藥餌ヲ用ヒシコトナシ分婉十一回第二回分婉ノ際産露經過不良ニシテ病臥スルコト凡ソ四十餘日ニシテ治シタリト云フ嗜酒セズ耳鼓膜ハ左右共ニ消失シテ痕ナシ骨ヲヨリ心臟病ニ罹レリ
梅毒ニ罹リシコトアリヤ否ヤハ不明ナリ

(現在症及經過) 明治三十年二月十日現在症左ノ如シ 身體症狀 體格ハ中等ニシテ頭顱ノ形狀尋常ナリ眼鼻口腔齒牙等ニ畸形ヲ認メス耳殼ハ單一ナリ瞳孔ハ左右同一ニシテ反應アリ榮養不良ニシテ全身衰弱虛羸ヲ呈ス動脈硬變アリ脈搏整百二十至小ニシテ弱ナリ顔面左右不均ニシテ右半ハ著シク腫起シ左右眼圍ニちあゝのーセヲ呈ス下腿浮腫ヲ來タシ膝蓋腱反射亢進セリ又呼吸困難心悸亢進胸内苦悶等ヲ起スコトアリ呼吸ノ際ハ喉間ニ笛聲ヲ發ス其數三十至ニシテ深シ右肺炎呼吸音銳利ナリ其他ノ部ニ於テハ聽診及打診上異常ヲ認メサルモ左肺下部ハ心音ノ爲メ被ハレテ聽取スルコト能ハス心臟ハ稍肥大擴張ヲ呈シ心尖ハ左方乳線外四仙迷ニ達シ第六肋間ニアリ右界ハ右副胸骨線ノ部ニ至リ上界ハ左第三肋骨上緣ニ及フ其他身體諸部ニ疾病ヲ認メス耳邊浮腫アルヲ以テ耳鏡ヲ用ヒ檢スルコト能ハス左肘腺腫脹

ヲ認ムルヲ以テ被告ニ尋ヌルモ敢テ梅毒ニ罹リシコトナシト云フ

精神狀態ヲ檢スルニ感觸感情稍亢進シ強頑自恣ニシテ罪ナクシテ入獄セルヲ恨トシ切リニ熱衷ヲ吐露シテ止マズ然レモ觀念ノ發生及經過ニ於テ遲滯奔逸スル等ノコトナシ認識神識記憶注意判斷理解等ノ力ニ至テモ殆ント尋常ナレモ叙智ハ大都稍尋常以下ニ在リ意思ノ發呈モ亦敢テ健康ノ調度ヲ失ハス言語障礙ヲ認メヌ要スルニ感觸界ニ於テ稍亢進ノ狀アルモ疾病ノ爲メニ然ルモノト認ムヘキ程ナラズ意思界ニ於テモ異常ヲ認メヌ但被告ハ幼少ヨリシテ聽力ノ障礙アリ從テ又尋常一般ノ教育ヲ受クル能ハス加フルニ家人モ之ヲ訓ユルニ力メザルカ爲メ多少叙智界ノ狹隘ヲ呈スルヲ以テ時ニ或ハ幾分癡愚者ニ接スルノ感ナキ能ハサルナリ例ヘハ之ニ問フニ金錢算用ノコトヲ以テスルニ現今ノ貨位ニ據リ圓錢厘ヲ以テスレハ少シモ答辯スル能ハサルモ往時ノ貨位ニヨリ兩貫文ヲ以テスレハ割合ニ能ク加算減算ヲナシ答フルカ如シ是レ從前ノ知識ハ稍備ハリシト雖モ時勢變遷ノ影響ハ餘リニ精神内ニ及フ能ハサルニ因ルナリ

明治三十年二月二十日現在症 身體症狀前同斷ナリ脈搏九十六至強大ナリ然レモ一般ニ衰弱ヲ増シ全身浮腫ヲ呈ス尿利減少シ食思良ナラズ
精神狀態他ニ變常ヲ見ズ自ラ頻リニ罪ヲ犯サマルヲ訴フ然レモ殆ント身體ノ疲勞ヲ呈シ既ニ檢索ニ堪ヘズ

明治三十年三月十日現在症 身體症狀 病狀増不良脈搏稍不正ニシテ百至ニ及フ弱小ナリ心尖第一音

甚敷雜音ヲ呈ス呼吸困難涙液分泌多ク身體汚穢ニシテ浮腫シ室外ニ出スヲ難ク檢診ニ堪ヘズ因テ爾後一時鑑定ヲ中止シタリ

明治三十年四月十日被告ヲ臨檢スルニ一般症狀并ニ身體狀態前同斷ナリ全身高度ノ浮腫ヲ呈シ殊ニ眼險ニ甚敷殆ト險裂ヲ沒シ開險スルヲ能ハス呼吸促進胸内苦悶ヲ訴ヘ言語微弱トナリ且時々斷續シ毎常訴フル處ノ不幸ヲ充分ニ漏スヲ能ハス氣息奄々増々鑑定上檢索ノ困難ヲ來セリ

明治三十年四月十二日午前二時三十分死亡ス以上ニ因リ遂ニ鑑定ヲ遂クルヲ能ハズ

本郷區森川町壹番地

明治三十年四月十五日

鑑定人 吳 秀 三

第五例 禁治產宣告取消原告河〇長〇〇鑑定書

明治三十五年二月十五日東京控訴院民事第四部判事〇〇〇〇ヨリ禁治產宣告取消事件ニツキ河〇長〇〇ハ精神病者ナリヤ否ヤ若シ精神病者ナラハ其病ノ程度ハ如何此二點ニ付キテ精神狀態鑑定スヘキ命ヲ受ケ明治三十五年二月二十六日及二十七日東京市小石川區駕籠町東京府巢鴨病院ニ於テ診察ノ結果左ノ如シ

〇〇縣〇〇郡川〇町大字野〇百三十一番地士族

河 〇 長 〇 〇

四十五歲

(甲) 既往症

(一) 遺傳 血族中腦脊髓ノ疾病ニ罹リタルモノナク大酒家自殺者奇人罪人等アルヲ聞カズ
父現ニ健在ニ一日獨酌一合ヲ傾クノ酒量ナリ青年ノ時梅毒ヲ受ケタルヲアリ
母亦健在別ニ病ミタルヲナシ
父系ノ祖父七十歳ニシテ不明ノ疾病ニテ死シ祖母亦既ニ死ス
母系ノ祖父六十歳ニテ死シ祖母若キ時死シ死因不明
父ノ兄弟七名アリ一名ハ卒中ニテ死シ一名ハ郷里ヲ出走シ他ハ不明ナレモ精神病等アリシヲ覺エズ

母ノ兄弟ハ皆小兒ノ折死ス
長〇〇ノ兄弟五人アリ長男二十一歳ノ折俗間ニ唱フル癡ニテ死スト云フ他ハ皆健在其他流産ハナシト云フ

(二)本人ノ病歴 (い)胎内ニアリシ母ニ別ニ故障アリシヲ覺エス
(ろ)十ヶ月ヲ以テ生ル豊熟シ産ハ重シト云フニアラズ
(は)小兒期 生來虛弱ニテ初メテ物ニ寄リテ歩クヲ得タリ齒牙言語ノ發生稍遲キカ如シト覺エ
ルモ判明セズ幼ヨリ重聽視力不十分ニシテ才智常人ノ如クナラズ
教育、目ニ一丁字ナシ

(に)成年期 廿九歳ニシテ妻ヲ娶ル即現在ノ河〇〇〇是ナリ
三十一歳ノ片不明ノ熱性病ニ罹リ

三十九歳ノ時腸壅扶助ヲ患ヒ經過約四十日許中耳炎ヲ合併シ重聽益々加ハル
生活史 職業トシテ嘗テ菓子商ヲ營ミシヲアリシモ金錢計算上頗ル困難ヲ極メ過剩ノ金錢ヲ支拂ヒ損
失セシ例抄シトセズ會々利潤アラハ浪費シ盡クルニ到リテ初メテ止ム後機業ニ轉スト雖モ到底之ヲ以
テ糊口ノ途トナス能ハス専ラ父ニ養ハレ月ニ金一圓ヲ與ヘラレ自ラ機ヲ織リテ得タル收入ヲ以テ生計
ノ足シトナシツ、アリ其織ル所ノモノハ出來甚々宜カラズト云フ
智力甚々癡鈍ナレモ氣質疴癖アリ從前醫師ノ診斷ニヨルニ事ニ因リ怒ヲ發シ器物ヲ擲チ或ハ妻ヲ毆打

スルヲアリト云フ又時々獨語ノ癖アリテ喃々一時間ニ涉ルヲアリ或ハ夜中卒然褥ヲ出テ飯ヲ食ヒ飯ナ
キ片ハ新ニ之ヲ炊キテ食フヲアリ又ハ茶ヲ煎シテ之ヲ喫ス凡テ傍人ヲ顧ミスシテ己ノ意ヲ滿タサソ
ハ憚ラサルノ風アリ

(乙) 現在症

一、身體的症候

體格大ナラサレモ(四尺九寸八分)營養可ナリ頭形ニ變狀ヲ見ズ
頭蓋ヲ測定スルニ

周圍	五六、七	耳前頭圍	三〇、五
耳後頭圍	二三、六	耳顛頂圍	三二、五
耳下顎圍	二八、〇	前後徑	一九、〇
左右徑	一五、五	鼻根後頭圍	三四、五
耳高	一三、五	前頭骨額骨突起徑	一〇、五
耳孔徑	一三、〇		

變質畸形トシテ著シキモノヲ見ス一般ニ頭蓋骨ハ顔面骨ニ比シ著シク發育シ鼻根陷沒險裂小ナリ兩眼
殊ニ右眼ニ於テ角膜白斑ヲ見ル鞏膜部ニ於テ結膜充血ヲ呈シ眼險輕度ノ炎症ヲ顯ハシ顔面ニ數多ノ稍
ヤ陷沒セル淺小ナル暗褐色ノ癍痕ヲアラハス父ノ口供ニヨルモハ皮膚病ノ爲メナリト云フモ本人ハ損

傷ノタメナリト云フ右額面ニ新鮮ナル皮膚剝脱アリ去月九日上固ノ際誤テ負傷セシモノナリト云フ
耳ニ奇形ナク舌ヲ出サシムルニ稍振顫アリ齒列ハ上顎左第一齒左右犬齒右第二白齒ノ他ハ皆乳齒ナリ
其他口及口蓋ニ異狀ナシ生殖器ヲ檢スルコトヲ得サレモ陰毛ハ極メテ少ナシ脈搏心臟肺臟異常ナシ肝臟
濁音右副胸線ニ於テ第六肋骨ノ上縁ヨリ初マリ第十肋骨ニ終ル
五官機ニ於テ視力ハ一間ヲ離レテ手指ノ運動ヲ認ムニ過キス(6下)光覺ハ檢スルコトヲ得ス聽力右ハ
甚シク犯サレニ仙迷離レテ時計ヲ聞クコトヲ得ル位ニテ左ハ皆無ナリ
嗅覺味覺共ニ異常ヲ認メズ

運動ノ障礙トシテ顔面ノ神經ニ異常ナシ聲音嘶啞言語滯步行不整足蹠常ニ床上ヲ摩スルカ如シ時ニ
卒倒セントス殊ニ廻轉ノキ然リ歩調濶大水兵ノ濶歩ノ如シ足踵ヲ以テ他側ノ際ヲ觸レシムルニ不整巧
ニシテ且ツ緊張性ナリ又指端ヲ鼻尖ニ向ケ動かサシムルニ同シク不調ナリ水ヲ器ニ盛り飲マサシムル
ニ注意振顫ナシ痛覺觸覺溫覺異常ヲ認メス膝蓋腱反射亢進ス
一、精神的症候

問 何時生れたか

答 安政五年午年なり

問 何時養子に行たか、叔父の宅に

答 ナシ只口ヲ動かスノミ

問 叔父の名は

答 叔父の名か叔父の名は河○新○

問 何歳の時か

答 えーなんですすよ二十……二十七位のとさです

問 叔父の宅に行つたはいつか

答 小供の時です

問 では二十七とは何か

答 いや其時は何ですよ……えー……

ト云ヒ答フルコトヲ得ズ

問 二十七歳とは何を曰ふか家内を持つたとを曰ふのか

答 ヘス恐ク了解セサルナラン

問 嫁を貰たのは何時か

答 家内ですか……え何ですよ十七八歳のときです

問 夫は明治何年か

答 (暫ク考ヘタル後) えー夫は何ですよ……明治かへ夫は少し分り兼ます

問 生れたのは何時か

問 縁を貰つた日は
答 私かへ……三月の……二十……二十……二十……二十七日かと思はす

問 ひろを貰つたのかへ貰つた月日夫は……えー

ト云ヒ同シヲ繰返スノミ明答ヲ得ス

問 一年は何月あるか

答 へズ分ラヌ様ナリ

問 何月か暑さか

答 (暫ク考ヘタル後) 五六月かと思ふ

問 七月は

答 一番暑ひかと思ひます

問 一番寒ひのは

答 私の考へますには一月や二月かと思ひます

ト甚タ不安心ニテ自ラ疑フ所アルガ如シ

問 一月は何日か

答 三十日あり

問 二月は

問 答 間違ふてるかも知れませんが二十八日かと思ひます

問 耳の悪くなつたのは何時からか

問 答 生れつきなるも三年前病氣をして一層悪くなりました

問 其病氣のことを覚えて居るか

問 答 始は頭が痛み風邪と思ふて居つた中からもう夢中になり親類にも親にも世話をかけました

問 答 ノ中ニ同言語ヲ繰返シ各其間數分間ヲ費シ顔面ヲ歪メ一語ヲ洩スニ頗ル苦勞ノ觀アリ

問 十錢中三錢五厘買物をなし何錢剩餘あるか

問 答 (何回モ問ハレタル後) 六錢五厘

問 二圓の中三拾五錢遣ふときは

問 答 七拾五錢残る

問 尙一回同シトヲ問フニ『六拾五錢』ト答へ尙『何分目と耳か悪ひため人様に御苦勞をかけるけす』ト謝スル色アリ

問 四拾五錢を二ツよせると幾何となる

問 答 九拾錢になるかと思ひますが間違ふて居ますか

ト怪ム色アリ

五圓紙幣一、一圓紙幣一、五拾錢銀貨一、一錢銅貨三、五厘銅貨一、一厘錢四、二厘錢二、五

錢白銅貨一ヲ出シ計算セシムルニ得ズ

次ニ拾錢銀貨五、五錢白銅貨五、一錢銅貨三ヲ計算セシメシニ暫ク經テ拾八錢ナリト答フ之

ニ凡ソ一分半時ヲ費ス

問 此所は何所か (再三尋問ノ末)

答 東京かと思ひます

ト恐々タリ

問 途中は何て來たか

答 鐵道なり

問 鐵道とは何か

答 明ナラズ終ニ『船の如きものなり』ト答フ

問 ど一云ふ譯で汽車は船に似るか

答 明ナラズ後『家の様なり』ト答フ

問 其賃錢は

答 知らず

問 汽車は何により動くか

答 知らざれども人の言葉によると石炭の力なりと思はる

問 拾圓金を借り利足は何程拂ふか

答 利足のこととは借たことなければ知らず

問 汝の家に金子何程あるか

答 一文もなし

問 何か他にあるか

答 屋敷と地所あり

問 屋敷は何位か

答 四畝ばかりあり

問 一畝とは何位か何坪か

答 フルコトヲ得ズ

問 家の廣さは

答 ほんの狭し(ト云ヒ體ヲ固クシ只モジクニルノミ暫クシテ)

奥行四間位間口二間程なり(ト答フ)

問 疊の數は

答 なし(マゴクシテ後疊ヲ了解シタルト見エニ笑シ)

よくもわるくも八疊よりなし(ト答フ)
問 常に何をなすか

答 渡世ですか機を織りますか當年は不景氣でいたしません
機織るに道具は何を用ゆるか

答 私の用ひますのは當今の道具ならず私は「ひ」を用ゆ「ひ」の外には「はたくり」「おん」
「やんひん」「あといん」を用ゆ

問 然らは何を織るか

答 一昨年までは糸織をおりました

問 糸織を十反おるときは何位の利があるか

答 一應には申兼ますが十二反おるときは一圓二十五錢貰ひます

問 汝の村に巡查さんが居るか

答 居ります

問 巡查は何の爲に居るか

答 丁半か何かするものゝ爲に居ます

問 誰れが之をおくか

答 よくは分かりませんが監獄署で御抱なされるのでしやう

問 縣廳ではなきか

答 知らず

問 縣廳とは何か

答 知らず

問 汝の宅は何縣か

答 野田の境村なり何の縣とは知らず

陰部ヲ檢セントスルニ耻ヲ終ニ涕泣スルニ到ル顔貌空虚時々對話ノ節空笑ヲ洩ラス言語彙弱ニシテ考
慮單一ナリ

以上ノ問答ニヨリ猶直接ノ診査ニヨリテ河野長三郎ハ智力ノ發育甚不完全ニシテ形而上ノ概念ハ殆ト
之ナク形而下ノト雖モ極目前ノコ又ハ平生慣熟セルコノ他ハ之ニ明答スル所以ヲ知ラズ殊ニ日月ノ
指南力缺乏シ自己嘗テ經歷セシコノ何歳ノキコナルヤヲ知ラズ計算ノ能力ハ殆ト無クシテ纔ニ之ア
リ其他都テ日常ノコスラモ十分ニ返答スルコト能ハス之ヲ答フルモ自ラ信シテ之ヲ確言スルコト能ハズ記
憶確實ナラズ理解明亮ナラズ(固ヨリ視聽ノ不十分ナルハ之ヲ願慮シテ)之ヲ要スルニ其智力ハ著シク
發達ヲ妨碍セラレタルモノナリ

説 明

右ニヨルニ河野長三郎ハ特ニ掲クヘキ程ノ遺傳史ヲ有セス幼時身體精神共ニ發育遲滯シ五官ノ感覺缺

六二

乏セリ爾來智力常人ニ及ハス又教育ヲ受ケシモナク親ク當人ヲ診スルニ身體上ニ於テハ重聽弱視ノ他頭ト顔トノ發育不平均アリ齒牙發生ノ不全アリ歩行蹣跚確實ナラズ皆身體發育ノ不充分ヲ表ハスモノニシテ之ヲ上記ノ精神狀態ニ併セ考フルニ河野長三郎ノ疾病ハ白癡ナリ白癡トハ精神發育ノ尋常度ニ達セサルモノヲ總稱シ精神病中ニ算入スヘキ病症ニシテ其精神ノ薄弱ナルニハ許多ノ程度アリ極甚キハ言語サヘモ爲シ能ハサルモノヨリ輕キハ所謂魯鈍ニ及フモノナリ而シテ其程度如何ハ最モ容易ニ且適切ニ之ヲ子供ニ比較スヘシ故ニ今試ニ之ヲ比較センニ河野長三郎モ亦白癡者ノ一人ニシテ其精神發育ノ程度ハ九歳十歳ノ子供ト相似タリ即河野長三郎ハ智力ノ發生種々ノ點ニ於テ缺乏シ形而上ノ一ハ固ヨリ形而下ノ一ニ付キテモ想像理解ノ力甚弱ク計算等ニ於テモ其能力ノ頗ル幼稚ナルヲ見ル加減ノ二法ハ例ヲ金錢ニトリテ問フテヌラ遲疑シテ容易ニ對フルコト能ハス彼カ業ヲ營ミ職ヲ完フスルコト能ハス生父ノ補助ニ生ヲ送ルモ故アルナリ又彼ハ過去ノ經歷ニ於テ時間上ノ順列ナク己カ他ニ養ハレシ妻ヲ娶リシキ子ヲ擧ケシキノ如キヲ擧ケテ云フコト能ハス寒暑曆日ニ就キテ疎キコトヲモ能ク辨ヘサレハ記憶能力充分ナラス從ツテ何カ事アリシキ考察判斷ノ能力ニ於テモ甚不完全ナリトセサルヘカラズ加之彼ハ其性(少ナクモ余ノ診察セシキ)順柔溫良ニシテ人ヲ信シ易キカ故ニ其智力ノ不十分ト合セテ最モ他人ニ乘セラレ易シトス以上述フルカ如キノ有様ナレハ彼ヲシテ獨立治産セシムルコトハ殆ント全ク望ムヘカラサルコトナリトス

鑑定

一、河野長三郎ハ白癡者ニシテ即チ精神病ニ罹リ居ルモノナリ
二、其白癡ノ程度ハ稍重クシテ幼者ノ九歳或ハ十歳ノ精神發育ト程度ヲ同クシ治産ノ能力ヲ大ニ無
ミスルモノナリ
右之通鑑定候也

明治三十五年三月十六日

鑑定人 吳

秀 三

因ニ記ス河野長三郎ハ該裁判中途明治三十五年九月二十日午後七時腦出血症ニヨリ死亡シ同時ニ民事訴訟法第百九十條ニ依リ訴訟消滅ニ歸セリ

第六例 監視違犯被告人平松甲鑑定書

明治三十五年四月廿三日東京區裁判所判事〇〇〇〇〇〇〇〇ハ平松甲ガ監視違犯被告事件ニ付キ余ニ

一平松甲ハ目下精神病ニ罹リ居ルヤ否ヤ
 一若シ精神病ニ罹リ居ルトスレハ其病症ハ一時性ナルヤ恒常性ナルヤ
 一平松甲ハ監視違犯ノ當時既ニ精神病ナリシヤ否ヤ
 ノ三項ニ付キ鑑定スヘキヲ命セリ依リテ監獄ニ於ケル病床日誌本人ノ診査等ニヨリ鑑定書調製ニ従事セリ

東京市〇〇區〇〇町二丁目五番地〇〇〇〇〇方士族紺屋職

平松 甲

明治四年九月生

(甲) 犯罪歴

被告平松甲ハ明治三十年四月竊盜犯ニヨリテ重禁錮五ヶ月監視六ヶ月ニ處セラレ同三十年十二月廿四日竊盜再犯ニテ重禁錮八ヶ月監視六ヶ月ニ處セラレ同三十一年九月十三日竊盜犯三犯ニテ重禁錮一年六ヶ月附加監視八ヶ月ニ處セラレ警視廳巢鴨監獄署在監ノ後明治三十三年三月十二日ヨリ神田區黒門町五番地安間龜吉方ニテ監視執行中同三月二十日ニ至リ卒然逃亡シテ往ク所ヲ知ラス仍テ明治三十三年四月廿四日缺席裁判ニテ重禁錮二ヶ月ニ處セラレ爾來凡ソ二年三十五年四月四日ニ至リテ淺草警視管内ニ於テ逮捕セラレ明治三十五年四月十六日東京區裁判所公庭ニ於テ同人監視違犯事件公判中精神病者タルノ疑アルヲ以テ鑑定ノ必要アリト認めラル、ニ至レリ

(乙) 既往症

被告家族及ヒ其實姊ナル安〇龜〇ノ妻共ニ所在不明ニシテ其詳報ヲ聞知スル能ハサルヲ以テ從テ既往症ヲ確定スル能ハズ即チ最モ必要條件タル遺傳關係等ハ悉ク不明ナリ甲ノ余ノ診察中ニ於テ陳述セル言ニ由レハ其父ハ精神病ヲ發セシト自己ハ幼時ヨリ一定職ニ在ル能ハス處々ニ彷徨シアリト然レモ是レ現時ノ精神病者タル甲ノ言ナルヲ以テ信據スルニ足ラズ
 今回甲カ監視違犯ニヨリテ警視廳鍛冶橋監獄署ニ拘留セラレシヨリ以來ノ監獄醫務所ノ症狀日誌ニ由レバ入監ノ當時已ニ精神病ヲ發起シ居ルヲ明カニシテ其症狀ハ現在症ト同一ナルヲ以テ之ヲ略ス

(丙) 現在症

身體症狀

榮養體格共ニ中等、皮膚黃褐色、顔貌少シク羸瘦スルモ頗ル盛銳ノ狀ヲ呈シテ衰弱ヲ認メス

身長五尺一寸六分	頭圍	五十六仙迷	耳前頭圍	二十九・五仙迷
	耳後頭圍	二十一仙迷	耳顛頂圍	三十五・五仙迷
	耳下顎圍	二十六・五仙迷	前後徑	十八・五仙迷
	左右徑	十五仙迷	鼻根後頭圍	三十六仙迷
	耳孔徑	十三仙迷	前頭骨額骨突起徑	十四・五仙迷

耳孔鼻棘徑

十・五仙迷(左右同長)耳高

左右十三仙迷

頭形示數

八十一・八(短圓頭形ニ屬ス)

耳形ニ於テハ

耳殼長徑 右六十五、左五十八密迷(左右不同)

橫徑 左右三十五密迷、

耳根長 徑左右五十密迷

耳殼下長徑 左右二十八密迷、

同橫徑十八密迷

迎珠上縁ヨリ耳尖ニ至ル距離

右二十七密迷、左三十密迷

耳垂長 左右十七密迷、

人相耳率 右五十三、八五密迷、左六十、五密迷

外形耳率 右百八十五密迷

左百六十六密迷(左右不同ナルヲ如斯)

眼瞼及ヒ眼球ニ於テハ異常ヲ認メサルモ其右虹彩膜下部ニ小斑點ヲ現シ瞳孔反應ハ異常ナシ而シテ口腔ニ於テハ懸雍垂右側ニ傾斜シ齒列ハ不整ナリ上顎前齒四個ハ唇面ニ向ツテ著シク突出シ其中前齒ノ隣接面ニ於テ大間隙ヲ有シ下顎左右大齒モ亦唇面ニ向ツテ突出シ右側第二小白齒ハ頰面ニ向ツテ突出シ其他二三ノ齶齒ヲ認ム、腿反射ハ著シク亢進スルモ運動及ヒ感覺ニ障礙ヲ認メス睡眠ハ不足ニシテ或ハ全ク眠ラス目下ハ毎夜二三時間ナリト云フ

精神症狀

(一)知覺力 被告ハ知覺ニ於テハ侵サレナル者ノ如ク能ク諸刺激ニ對シ反應ス余ハ試ニ其啼々喋語ス

ル間ニ於テ小聲ヲ以テ諸々ノ語ヲ囁キシニ被告ハ正シク之ヲ解シ之ニ對スル言語及ヒ舉動ヲナシ或ハ其室外ニ人ノ通行スルヲ認メ彼レハ典獄ナリト云ヒ著シク注意亢進ヲ呈シ鑑定醫ノ病監ニ近ツクヲ見レハ『洋服を着た人が来た』等ノ言ヲ放チ診察室ニ至ルモ諸物ニ對シテ能ク注目ス而シテ知覺ノ轉導機能ハ最モ著シク亢進シ試ニ被告ノ歴史ヲ物語ルニ際シ卒然他事ヲ言フニ直チニ話柄ヲ彼ノ内容ニ屬スル事項ニ移シ其速ナルヲ健康者ニ譲ラズ余ハ對話中竊ニ針ヲ以テ其足ヲ刺セシニ『痛い己を刺しやがつたな』ト云ヘリ

(二)觀念聯合 甚タシク障礙セラル即チ健康者ハ意味ノ關係ニ於テ觀念考慮ヲ進行セシムルヲ常トスルモ被告甲ニ於テハ然ラズ只類似ノ語ヲ列ネ或ハ語尾ヲ執リテ語ヲ重ネ間々何カ一語ヲ口ニスレハ其ヨリシテ右ノ聯合方ニヨリテ間斷ナク十數語ヲ發シ尙ホ數多ノ語ヲ聯續シ遂ニ其根本ノ考慮ヲ失却スルヲアリ然レモ時トシテ根本ノ内容ヲ喚起シ聯續スルヲアリ其饒舌ノ中ニモ多クハ多少ノ意味ノ聯續アリ例ヘハ『かばん』ト云ヘバ『其かばん中には金がある其金は何某より貰ひたり其人は己のチーハ』ノ中間で芳原に居た時此の野郎と何處へ行きたり』云々ト云フカ如ク其内容ノ轉移甚シト雖モ其意味ハ多少連續シナガラ常人ヨリモ甚早ク進行スルニテ決シテ他病ニ於ケル如ク無意味ノ言語ヲ聯續スルモノニアラズ全ク聯想速度ノ亢進セルモノニシテ此ノ如キヲ意想奔逸ト云フ

(三)意識及ヒ認識(指南力)

問 此所は何處なりや

答 此處は鍛冶橋の監獄た
問 本日は何日なりや

答 四月十八日 又々四月廿四日トモ答フ(五月十五日ナリ)

即チ場所ノ指南力ハ正ニシテ時間ノ指南力ハ確實ナラス

(四)判断力 甚シク淺薄ナリ即指南力ノ試問ノ後ニ

問 本月は何月なりや

答 四月十八日なり(其實五月十五日)

問 入監は何日なりや其日より在監の日數を加ふれば今日の何日なるかを知らん

即チ其計算法ヲ教ヘ入監ノ日ハ被告明答セルヲ以テ之ヲ算シ得ルヤ否ヤヲ待チシニ

答 四月二十四日なり私は警察より何も盗まないのに捕はれて此の監に打ち込まれたか

ら日數も何も知らぬ

是レ計算スル能力ヲ缺クト同時ニ其非ヲ辯解セント欲シテ以上ノ理由ヲ附シ答ヘタルナリ

(五)記憶力 概シテ缺損ナキカ如シ能ク入監ノ日月鑑定醫來診ノ何日頃ナリシヤ或ハ骨テ所刑セラレタル月日ハ明答スルコトヲ得又往事ニ就キテノ追想ハ能ク保存シ往事ヲ語リテ或時ハ眞ニ近キ者人如シ記銘力ハ之レニ反シテ大ニ障礙セラル即チ其甚シク教ヘタル月日モ數分時間後ニ於テハ既ニ答辯スル能ハス是レ蓋シ注意過多ノタメ之ヲ一點ニ集合スル能ハサル結果ナラン

(六)妄覺 被告甲ハ頗ル多數ノ妄覺アルモノ、如シ彼ハ狐、狸、猫等ガ自己ノ前ニ現出シ或ハ春日ノ局、或ハ三八ノ女ガ夜間監室ノ周圍ニ來リ形ニ於テ聲ニ於テ何事ヲカ甲ニ示スモノ、如ク或ハ西郷隆盛ト女トガ室隅ニ立チ居レリト云ヒ或ハ幽霊ヲ看テ且其者ノ甲ニ大便ヲ自カラ顔ニ塗ルヘシト命スルヲ聞キ之ヲ叱咤スルタメ大聲ヲ發シ幻聽ト應對ヲナスコト甚シ監獄醫ノ言ニ由レハ甲ハ終夜不眠ニシテ大聲ヲ發シ約一町ヲ離ル、醫務局ニヌラ其聲ヲ聞クト云ヒ其發スル言語ノ内容ハ主トシテ叱咤惡口或ハ憤怒ニ堪ヘサルノ言ナリト云フ被告ハ又床下天井ニ何者カ常ニ己ヲ窺フモノアリトナシ米飯ヲ板ノ間隙ニ塗リ或ハ天井ヲ破リテ之ヲ搜索シ或ハ馬丁ガ來リテ汝ハ無罪ナリト言ヒタリナド幻聽アルヲ示スノ症狀列舉スルニ迫アラズ錯覺ニ於テハ症狀著明ナラズト雖モ往々典獄、監視員等ニ向ツテ舊來知己ノ名稱ヲ以テ之ヲ呼フコトアリト云フ

要スルニ如斯幻覺、錯覺ハ多クハ其内容不定ニシテ腦裡ニ固定セス次第ニ新内容ト交換スルモノニシテ被告自己ノ口外スル如ク多數ナラサルモノ、如シ

(七)妄想 時トシテ追跡ノ意味ヲ有シ時トシテ誇大ノ内容ヲ有スルモノ、如シ是レ全ク幻覺ニ續發スル結果ニシテ自己ハ常ニ女、或ハ諸動物等ヨリ追跡セラル、モノトシ或ハ自己ハ豪傑ナリト稱シ鑑定醫ノ被告ヲ呼フニ對シ無禮ナリト憤リ或ハ自己ハ法官ナリト云ヒ其眞似ヲナシ或ハ西郷隆盛等ノ名稱ナドヲ唱ヘ頗ル傲然タルコトアリ

(八)情調 概シテ爽朗愉快ノ分子ニ富ミ爽快ノコトヲ間斷ナク談シ一見愉快ヲ極ムルノ狀ヲナス然レモ

言談一たび彼レノ罪狀處刑ノ一ニ至レハ一變シテ憤怒ニ移リ『私は何某(朋友)が一寸と一所に來いと
言つたから一所に或る家に行き彼つかか之を持つて行けと渡した包を持つて出掛けた處が刑事の野郎が
己を捕へやがつて、をまげに判事の奴が重禁錮にしやがつた』ト恨ムカ如ク憤ルカ如ク前清朗ノ情調ハ
一變シテ憤怒トナリ顔貌瘡猛眼光凄然トナル

(九)行爲 舉動ニ於テハ急迫ニシテ診察中ト雖モ少シモ靜止セス或ハ窓ヨリ室外ニ飛出シ或ハ椅子ヲ
上下シ或ハ板ノ間ニ或ハ草履ヲ弄シ之ヲ履キ或ハ身體ヲ動カシ或ハ神佛ヲ禮拜スルノ狀ヲナスナド寸
時モ休止スルコトナシ

言談ハ時ニ多クハ芝居ノ語調ヲ以テシ恰モ被告自己ガ其舞臺ニ演シツ、アルノ觀アリ

被告ノ病盛ニアルヤ衣服ハ悉ク寸斷シ寒冷ノ日ト雖モ常ニ裸體トナリ其室ハ彼レノ糞尿ヲ以テ塗擦セ
ラレ身體モ亦糞臭ヲ放ツ監吏ノ言ニ由レハ時トシテ尿ヲ以テ洗顔スルコトアリタリト云フ

食物ヲ喰フニ器物ヲ以テズ常ニ必ス一たび器物ヨリ板ノ間ニ移シ然ル後指ヲ以テ之ヲ喰ヒ殘飯ハ悉ク
床板ノ間隙ニ塗擦スルト云フ近時ニ至リ好シテ沐浴ス

(丁) 説明

(一)精神病ヲ鑑定スルニ最大要件タル遺傳關係ハ其家族ノ所在不明ナレハ之ヲ知ルコト能ハス但被告ヨ
リ其父カ精神病ヲ發セシコトアリト聞クノミ然レモ身體徵候即チ頭形ノ變狀(小圓頭)耳殼ノ左右不同、
虹彩ノ斑點、齒列ノ不整、懸雍垂ノ傾斜等ノ變質徵候ヨリ推考スレハ本人ニハ身體上ノ變質徵候アリテ

即チ精神病ニ罹ルベキ素因ヲ有スルナリ

(二)被告ハ既ニ竊盜七犯ニ及ヒ一定ノ職業ニ從事シテ之ヲ貫徹スル能ハズ惡風ニ染ミテ其非ヲ悟ラザ
ル等ノコトアリ是又先天性精神變質徵候トナリテ來リ得ヘキモノニシテ前項身體上ノ變質徵候ト併存ス
レハ多少然カ看做スヘキ理由アリトス

(三)明治三十三年三月十四日安〇龜〇方ニ於テ監視執行當時ノ狀況ニ付キテ明治三十五年五月三日余
カ東京區裁判所ニ於テ右龜〇自身ニ付キテ問ヒシ所ニ由レハ龜〇ハ毫モ被告ニ精神異常アルヲ認メサ
リシト云フト雖モ一ハ法官ノ審理ニシテ病狀診查ノ爲メニ問答セシモノニアラズ一ハ凡常俗人ノ視察
ニ基ク考案記憶ナレハ固ヨリ皆參考ノ資ニ供スヘキモノタルニ過キズ

(四)監視違犯アリテヨリ今度ノ入監マテニ約二ケ年ヲ經過シ其間ノ精神狀態ハ之ヲ知ルニ由ナシ

(五)現在症タル知覺過敏、注意過多、轉導機能ノ亢進、安覺、觀念聯合ノ急速及ヒ奔逸、判斷力ノ淺薄、記
銘力ノ衰退、情調ノ朗爽及ヒ憤怒ノ傾キアルコト、舉動ノ躁暴ナルコト等ニ由リテ被告ハ目下躁暴狂ニ罹リ
居ルモノト診斷ス而シテ其症狀ニ於テ指南力ノ薄弱幻覺ノ夥多ナルニヨリテ躁暴狂中ノ謔妄性ナルモ
ノニ屬スト認ムベシ

躁暴狂ナル病症ニハ病勢ノ弛張アリ經過ノ長短アリ故ニ充分ニ病勢經過ノ視察スヘキ材料時日ヲ有ス
ルニアラサレハ各一病人ニ付キテ發病ノ時期等ヲ推言スルコト難シ且被告甲ニ關シテハ既往ノコトヲ探ル
ヘキ參考人參考書類殆ント之レナシ故ニ監視違犯ノ當時既ニ被告ニ精神異常アリシヤ否ヤノ問題ニ對

シテハ余カ百方苦心セルニモ關ラズ之カ答辯ヲナス能ハズ

(戌) 鑑定

右ノ陳辯ニ由リテ左ノ如ク鑑定ス

第一 平松甲ハ目下精神病者ナリ

第二 其病狀ハ經過ニ弛張アルモ久キニ互ルベキモノナリ

第三 其監視違犯ノ當時ニ既ニ精神病者タリシヤ否ヤハ不明ナリ

鑑定人

明治三十五年六月三日

醫學博士

吳

秀

三

六月三日〇〇判事ハ右ノ鑑定結了ノ通知ヲ得タルニヨリ其鑑定書ニ基キ檢事代理意見ヲ
開キ刑事訴訟法第百八十三條ニヨリ被告平松甲ニ關スル辯論ノ停止ヲ命セリ

明治三十五年九月十一日東京區裁判所檢事代理〇〇〇〇ハ左ノ通ノ指揮書ヲ發給檢察廳ニ發シ同署ハ明治三十四
年六月内務省令第七號ニヨリ被告平松甲ヲ出監セシメタリ

(寫)

被告人 平 松 甲

右監視違犯被告事件ニ付拘留中ノ處醫師鑑定ノ結果精神病者タルモノト思考候條便宜出監可有之候也
明治三十五年九月十一日 東京區裁判所檢事代理 〇〇〇〇

第七例 鑑定書

原籍石川縣金澤市〇町〇十〇番地現時住所不定平民

無職業 坪 田 利 兵 衛

嘉永四年六月九日生

坪田利兵衛ハ一昨年二月頃ヨリ本郷四丁目三十番地ニ古物商ヲ營ミツ、居住シタルモノナルガ昨年十
二月中野〇仙〇〇ナル者新ニ同家ヲ買取リシヲ以テ爾來屢々同人ヨリ其立退キ方ヲ督促セラレシモ利
兵衛ハ之ヲ肯ゼザリシヲ以テ本年三月七日野〇仙〇〇ヨリ東京區裁判所ニ出訴シ同月十七日利兵衛ハ
其家屋ヲ明渡スヘキノ判決ヲ受ケ同月三十日遂ニ同所ヲ立退キタリ
然ルニ立退後被告ハ猶ホ其家ヲ己レノモノ、如クニ思ヒ屢々野〇ノ住所ニ至リシモノニシテ野〇ノ口
供左ノ如シ

「利兵衛ハ立退後屢々私ノ家ニ來リ前後凡四十回モ來レリ多キハ一日中五六度ニモ及ビシヨ
トアリ私方ニテハ何分其煩ニ堪エズ遂ニハ門口ヲ閉デテ同人ノ入り來ルヲ豫防セシコトモアリ
シカ若シ少シニテモ門口ノ明キ居ル片ハ忽チ入り來ルナリ或時ハ何時迄モ居リテ困却セシ故本
郷四丁目派出所ニ訴ヘ出テ、巡查ノ引致ヲ乞ヒシコトアリ」

三十五年五月二日午後四時二十分本郷警察署市〇警部ハ利兵衛ノ本署ニ引致セラレタルヲ以テ之カ取

調へヲナシタリ同警部ノ陳述シタル所次ノ如シ

『坪田利兵衛ハ借財ノ爲メ自分所有ノ家屋ヲ野〇ニ賣渡シタルモ立退カサルヲ以テ法廷ニ於テ立退ヲ命セラレタリ然ルニ利兵衛ニハ別ニ惡意ノ者モ無キヲ以テ野〇ノ家ニ入ラントセリ野〇ノ家人之ヲ拒ムモ無理ニ闖入シ主人ノ居ラサル時杯ハ數時間モ其儘居ルヲアリ依リテ野〇ヨリ本郷四丁目派出所へ訴へ出テシニヨリ巡查出張利兵衛ニ説諭セシニ一時之ニ服シテ立去リシモ三時間許ヲ經テ復タ來リシト野〇ノ再訴ニヨリ本署ニ引致ノ上取調ベ私事ノ所爲ヲ以テ他人ニ對シテ妨害ヲ加フルモノト認定シ拘留十日ノ處分ヲ執行セリ』

『滿期後尙屢々野〇方へ立入ルヲ以テ同人方ニテモ大ニ困ルトノ事ニ付引致ノ上説諭セシヲアリ』

五月二十二日被告本人ハ近隣ノ者等ノ好意ニテ金若干ヲ貰ヒ受ケ其金員ヲ以テ歸國スルコト、ナリシモ何故カ郷里ニ留マルコト五六日ニシテ出京シ其レヨリ安宿ニ泊リ居レリ

次テ六月三日朝四頃時本郷四丁目三十番地内共同井戸へ隣人ノ見居ル所ヲ井戸繩ニ懸リテ井戸へ身ヲ投ジタリ近隣ノ者之ヲ援ヒ出シ本人ハ被護人トシテ巡查ヨリ本郷署へ引致セラレタリ當時片〇警部ノ取調ニヨレハ

『利兵衛家屋明渡後知己友人ノ救助金ニヨリテ一旦歸國セシモ(加州金澤)國許ナル實弟ハ貧困ニシテ致シ方ナキヲ以テ再ヒ出京セリ然ルニ職業モナク生活スルニ困難セシヲ以テ決心シテ井

戸ニ投身セシナリ』

翌四日午後三時比又亦野〇ノ門口ニ至リ其戸締リアルニモ關ラズ樫棒ヲ以テ兩戸ヲ衝キ倒シ家宅内ニ侵入シタリ同日野〇仙〇〇ノ告訴文左ノ如シ

(前略)『兩三日以前ヨリ私方附近ニ徘徊致居リ候ニ付重ネテ侵入セラル、ヲ厭ヒ晝ノ間モ表格子及ヒ勝手口ノ兩戸ヲ掛金ヲ以テ締リヲナシ置キタルニモ關ラズ被告訴人利兵衛ハ本日午後六(三?)時頃亂暴ニモ勝手口兩戸ノ掛金ヲ權形ノ棒ヲ以テ打チ折リ家宅ニ侵入致シ如何様ニ論スモ立去ラズ實ニ迷惑ノ次第ニ付何卒相當ノ御處分被成下度此段及告訴候也』

之ニヨリ利兵衛ハ鍛冶橋監獄署ニ留置セラレ東京區裁判所判事〇〇〇〇ノ係ニテ取調ヲ受ケ居リシガ其精神狀態ニ異常アルヤ否ヤノ點ニ付疑ヲ生シ同判事ハ明治三十五年六月十一日ヲ以テ東京區裁判所刑事第二號法廷ニ於テ余等ニ命スルニ『坪田利兵衛ハ明治三十五年六月四日家宅侵入罪犯ノ當時精神喪失ノ狀態ニ在リタルモノナルヤ否ヤ』ヲ鑑定スヘキコトヲ以テセリ余等ハ之ニ由リテ同日ヲ以テ之ヲ鑑定ニ從事シ爾來數回鍛冶橋監獄署ニ臨ミ親シク同人ヲ檢診シ且ツ同人カ法廷ニ於テノ陳述、野〇仙〇〇カ東京區裁判所ニテノ陳述、本郷警察署員ノ陳述、坪〇治〇〇カ金澤區裁判所ニテノ證言等ヲ參照シテ茲ニ此鑑定書ヲ調製セリ

(甲) 既往症

既往症ニ就キテ其詳細ヲ尋ヌルコトハズ只遺傳ニ就キテ被告本人ノ父ハ中風症ニテ死セリト云フヲ

知リ又本人カ過去ニ就キテハ生來愚直ノ方ニテ物事ヲ憂慮スル氣風ナリシト云フヲ知リ得タルノミ

(乙) 現在證

(一) 身體狀況

體格中等榮養稍不給身長五尺一寸體重十壹貫四百多皮膚ハ帶褐黃色ニシテ僅ニ濕潤シ彈力稍減セリ皮下脂肪組織ハ少シク缺乏シ筋肉ハ瘦削ノ傾向ヲ有ス關節運動ニハ障礙ナク脈搏ハ整然中等大ニシテ緊張適度ナルモ少シク遲徐ナリ(五十四至)睡眠ハ十分ナリト稱ス

頭部ハ其形稍長圓形ニシテ左右均等ニ發育シ癩痕ナク毛髮ハ疎ニシテ半白ナリ今方式ニ從フテ之ヲ測定スルニ

- 周圍 五三・〇仙迷
- 耳前頭圍 三〇・〇仙迷
- 耳後頭圍 二二・〇仙迷
- 耳頂圍 三五・〇仙迷
- 耳下顎圍 二九・〇仙迷
- 前後徑 一八・五仙迷
- 左右徑 一四・五仙迷
- 鼻根後頭圍 三三・五仙迷
- 前頭骨觀骨突起徑 一二・〇仙迷
- 耳孔鼻棘徑 一二・五仙迷
- 耳孔徑 一四・〇仙迷
- 耳高 一二・〇仙迷
- 橫經示數 七八・三七八 即チ中顛ニ屬ス

顔面ハ其形稍長ク左右殆ント均等ニ發育シ所々ニ褐色ナル痘痕散點セリ額ニ皺襞ヲ現ハシ鼻下、兩

頰及ヒ額部ニ疎ナル鬚髯ヲ生セリ感覺ハ鈍麻シ針刺スルモ僅ニ疼痛ヲ訴フルノミ顔面神經ニ異常ナシ

眼球運動ハ尋常ニシテ結膜ハ少シク蒼白色ヲ呈シ瞳孔ハ左右均、中等大、調節反應ハ尋常ナルモ光線反應ハ稍遲鈍ナリ視能ハ遠所ニ向フテハ能ク調節シ得ルモ近物視(讀書)ノ際ニ視野朦朧ヲ訴フ(老視眼)

耳ニアリテハ右外耳輪ノ少シク壓扁セラレタルヲ見聽能ハ尋常ナリ

口唇暗紅色ニシテ乾燥セリ少シク口臭アリ口蓋弓ハ稍紅色ヲ帶ヒ齒列ハ稍不整ニシテ齶齒ノ爲メ脱落シタルモノ數箇ニ及ベリ

音聲ハ少シク低調ニシテ稍嘶嘎セリ構音ハ微ニ明亮ヲ缺クモ是レ脱落齒ノ爲メナリ其他言語ニ障礙ナシ

胸廓ハ其形尋常胸椎部兩側ニ三ケノ大灸痕アリ呼吸ハ腹式ニシテ肺ニ異常ナク心濁音部ハ右界ハ殆ント中線ニ及ビ心音ハ第二音皆ナ少シク鏽響ヲ帶ヘリ(殊ニ肺動脈並ニ大動脈口ニ於テ)

腹部ハ一般ニ柔軟ニシテ胃ノ下界ハ臍上一半橫指徑ノ所ニアリ食慾ハ尋常ナリ肝及脾ハ觸知スルヲ得ズ上腹反射提舉筋反射ハ普通ニ存シ前後便通異常ナシ

上肢ハ其發育左右共殆ント均等ニシテ兩側共尺骨側手腕關節ノ近部ニ於テ方四仙迷ノ間ニ疎ナル生毛部アリ手指ニ輕キ震顫アリ爪甲ハ總テ扁平ニシテ左示指ハ畸形ヲ呈セリ(負傷ノ爲メナリト自告ス)感覺

ハ鈍麻シ辛フジテ尖銳物ト扁平物トヲ差別シ得ヘク痛覺ハ減弱シ溫冷覺筋覺等ハ之アリ上膊反射常ノ如シ

下肢ハ發育狀態左右均整ニシテ左下脚内側ニ圓形ノ大灸痕アリ又右下脚内側ノ中部ニ於テ皮下靜脈ノ蜿蜒蟠屈セルヲ認ム爪甲ハ左右共第四、五趾ノモノハ稍不正形ニシテ他ハ皆扁平ナリ感覺ノ鈍麻セルヲ上肢ニ於ケルニ同シ運動作用ハ凡テ尋常ナリ膝蓋腱反射ハ兩側其頗ル亢進シ足蹠反射ハ微ニ存在ス

(二) 精神狀態

先ツ被告本人ハ月日所在地、周圍ノ事物ニ付キテ之ヲヨク指南シ居ルヤ否ヤヲ檢センカ爲ニ之ト問答スルニ

問 汝は何と云ふか

答 私は坪田利兵衛なり

問 拙者は何者ぞ

答 お醫者様なり

問 此處は

答 鍛冶橋監獄なり

問 此場所は(監獄内療治所)

答 手術場

問 今日(六月十七日)

答 六月十七日

問 今の時間は(午前九時十分)

答 時計なくては分りませんが十時頃で

即チ自、他、場所、時、ノ指南方ハ尋常ナリ隨テ被告本人ノ

知覺力

モ亦殆ント尋常ニ存在シ試ニ鍵、小刀、錐、剪刀、鉛筆、聽胸器、燭蠟、摺附木、履物等ヲ示スニ一々之ヲ領會シテ其名ヲ擧ケ得ヘク立テ、臥セ、帶ヲ解ケ、衣服ヲ脱セヨ、外ヲ見ヨ、閉目セヨ、擧手セヨ、等命スルニ亦速ニ之ニ相當スル舉動ヲ呈ス此ノ如ク被告本人ハ能ク我身邊ノコトヲ辨識スレモ然レモ其

注意力

ハ尋常程度ニ存セサルモノ、如ク獄吏ノ檢診室ニ入り來ルアルモ又余等ガ被告ト談話シツ、竊カニ手ヲ遣テ被告ノ手背ヲ針刺スルモ殆ント之ニ注意ヲ致スコナク針刺ノ場合ニ於テハ纔ニ其疼痛ヲ覺ユルニ由リテ初テ之ヲ悟リ得タルニ過ギス

記憶力

ニ就キテハ被告本人ニ著シキ障礙アルヲ認メズ

問 出生年月日は

答 嘉永四年六月九日

問 居所は

問 出生地は

答 本郷四丁目三十番地

問 同胞は

答 加州金澤片町六十七番地

問 皆何處に居るか

答 長は私、次は治〇〇次ハ七〇〇次はま〇次はや〇

問 妻は如何

答 皆國許に居ります

問 今は如何

答 私の十九歳の時迎へました

問 子ありや

答 六年前に死ました

問 何處にか

答 實の子なき故に家内の甥を貰ふて他に預けてあります

問 本年何歳か

答 横濱〇〇町二丁目二十一番地遊廓取締青〇作〇方に預けてあります

問 近頃拘留に處せられしときや

答 十歳になります

問 月日は何時頃か

答 あります警察に八日巢鴨監獄に二日間位

問 本郷の家を樫棒を以て破壊して亂入せしと云ふ如何

答 能く覚えて居りませぬ

問 犯罪當時ハ多少ノ妄覺ヲ徴スヘキヲアリシモ、現今ニ於テハ殆ント其徵候ナシ

妄覺

犯罪當時ハ多少ノ妄覺ヲ徴スヘキヲアリシモ、現今ニ於テハ殆ント其徵候ナシ

妄想

被告本人ハ比年不遇ニ沈淪シ近時其店宅ヲ立退カサルヲ得サルニ至リ精神身體ノ榮養強健ニ適宜ナラヌヲアリシカ會テ居宅ノ一隅ニ同居セシ一患者カ稻荷ニ化身セリトノ妄想ヲ抱クト共ニ此稻荷ヲ信仰スルニ於テハ稻荷ノ加護ニヨリテ嚮キノ住所ガ再ヒ我手ニ入り得ルモノ、如ク妄想セリ然レ

凡該妄想ハ敢テ固ク被告ノ精神内ニ固着セス又系統ノ存スルナク以前ノ妄覺ニヨリテ續發シタルモノ、如シ本人ガ是等ニ關シテ余等ノ問ニ應シテ陳フル所ノ大意ヲ掲クレハ即左ノ如シ

『某知人の依頼により三十五年二月下旬來奥の一間を大學附屬醫院通療の一患者に貸し置きし

ことあり其病人は其三月十六日に死亡せしか其後彼は稻荷に化せり』

『曾て患者の所に一賣卜者來り其者より私に日輪様を信心すへき旨を告げられたり』

『病人附添の看護人が屢々狐だくと云ひしとあり』(何ダカ分ラヌガ斯ク聞エシト)

『曾て日と月と雲の畫が見えしとあり』
『病人の紋所は私は菊の紋と思ひ居りしに實は花菱なりと聞きたり或時天道様の光りに混して花菱の紋が家の引窓より現れ其れを見當に往きしに埼玉縣○○郡○○町なる病人の家に達したり』

『飯〇にて其晩は立派の宿屋に案内せられ翌日病人の宅なる中〇と申す家へ行きしに『夫では祀り呉れるかと尋ねられたり其時私は庭の内に祀ると答へたり』

『曾て本郷の住所の表にて一の鑿石を拾ひしに其の石の内に親狐と子狐とを其石の窟状をなせる所に能く認め得たり由りて此事を他人に見せしに是は何でもなし只だのカナクンなりと笑はれたり』

『天道様の影が私の家の障子に映せしことあり』
『私の居りし家は天道様が買戻して私に與へて下されたるものならん』

被告人ハ即チ我家ニ寓セシ患者ノ死亡後幻聴又幻視等ノ同發ニヨリテ其患者ノ死亡後稻荷神トナリ嘗テ我家ニ寓居セシヲ徳トシテ己レニ其家ヲ授ケタリトノ妄想ヲ起シタルモノナリ右ノ外被告人ハ考慮ノ缺乏判斷ノ不備ノ明カニ徴知スベキモノアリ被告人ハ既往ニ就キテモ十分ニ其事ヲ辨セサルモ殊ニ近時ノ事ニ付キテハヨク其經驗セル所ヲ明確ニ判辨スル能ハズ我身邊ニ何事ノ起リ居ルヤ己ハ如

何ナル事態ノ中ニ遂生スルヤ等ニ就キテ空漠タル想像ヲナシ又之ニ就キテ考察ヲ廻ラシ之ガ説明ヲ試ミントスルコトナシサレバ被告人ガ其妄想ノコトヲ陳述スルニ當リテ其委細ヲ尋ね問フキハ自ら茫然トシテ確答ヲ與フル能ハズ『其れは困りました私には分りませぬ』ト云ヒ又余ガ別ル、キ『次回には能く考へ置きて返事せよ』ト云ヒシニ『そんなことを云つても仕方がない考へろのなんのと云つても無理だ罪なら罪でさつさと遣つて下すつた方がいゝ』ト云ヒ憤激ノ餘リ遂ニ啼泣スルニ至リタリ猶又數回ノ尋問ニヨリテ之ヲ稽考スルニ被告人ハ其考慮深カラズ亦廣汎ナラズシテ其言フ處多クハ常ニ同シキコトニシテ妄想ナラサレハ一身一家ノ事ニ過キス且之ヲ數回反問スレハ遂ニ自ら答フル所ヲ知ラズ却テ忿激スルニ至ル是レ考慮貧弱ノ爲メナリ

觀念ノ經過 試ミニ被告人ノ氏名年齢生年月日出生地等ヲ尋ヌルキニハ殆ント遲滞ナク應答ヲナスモ更ラニ其ガ犯罪前後ノ事或ハ其經歷等ヲ糾問スルキハ往々ニシテ之ヲ論理的ニ秩序ヲ立テ、述フル能ハス其談話ハ初ノ問題ノ點ヨリ次第々々ニ他ニ移リテ數分ノ後ハ全ク他ノ事ヲ談シ居リ診者ヨリ再ヒ同一問題ヲ提出シテ之ヲ引返スモ又次第ニ他ニ移リテ暫時ノ後ニハ復全ク關係ナキコトニ談シ到ル是レ尋常人ノ如クニ一定ノ問題ニ接スルキ之ニ對シテ相當ノ答ヲナス能ハスシテ考思力(觀念聯合方)ノ常ヲ失シタルガ爲メナリサレド其談話ノ一ヨリ他へ移ルハ次第々々ニシテ全ク關係ナキコトヲ前後矢鱈ニ列ヘ立ツルニハアラズ又問題ニヨリ又問ヒ方ニヨリテハ適當ニシテ約マリ付キタル談話ヲナスノ能力アルコトハ左ノ對話筆記中ノ一節ニ據リテ徴知スヘシ

問 家屋明渡後は如何に身を處せしか

答 山に寝ねたり親類に泊りたり諸所を彷徨ひたり

問 夫れは何時頃の事なりや

答 五月二十二日國許に往き一晚泊りて直ぐに東京へ來ました

問 路銀は如何にせしか

答 國許から金を十圓貰ひ一日に出京し夫れより安宿に泊り間もなく茲(監獄)に來れり

初めに巴町へ行きました

數日ヲ經テ後再ヒ經歷ニ就テ詳密ニ述ヘヨト問ヒ掛ケシニ答フル所前回ト大同小異ニシテ而カモ聯想ノ不充分ナル言談ヲ爲スヲ以テ更ニ反問セシニ『何分にも私には分りませぬから腹でも裂きて試験して下され杯』語ル是レ蓋シ考慮ノ貧弱ニ基クモノニシテ且ツ又其考慮方ノ常人ニ異ルヲ見ルヘシ猶ホ一言スヘキハ其觀念方考慮方ノ此ノ如ク奇異ナルヲニシテ或ル事柄ニ付キテ被告人ハ甲時ニハ正當ノ解答ヲ與ヘナカラ或時ニハ又全ク之ニ反スル如キヲアリ假令ハ計算ノ能力如何ヲ檢セシカ爲ニ一日間ヲ發シタルニ左ノ如キ答ヲナシ

問 十を十乗すれば

答 矢張り十

問 十を百乗すれば

答 矢張百
問 十を千乗すれば
答 矢張り千
更ニ一日ヲ隔テ、次ナル問答ヲナセリ
問 十を五乗すれば
答 五十
問 十を十乗すれば
答 百
問 十を千乗すれば
答 一萬
或時ハ全ク正シキ答ヲナシ或時ハ全ク違ヘル答ヲナス其誤レルト云フニモ其誤リタル均等ニシテ考ヘ違ヘヨリ出テシカ如クニ見ユルナド是レ甚タ異様ノヲニシテ尋常人ノ決シテ平然ナシ得ルヲニアラズ猶又余ガ五日ヲ隔テ、檢診セシ際ニ前回ニ診察セシハ何日ナリシカラ問ヒシニ一昨日ナラント答辯シ又一日此處ニ居ルハ既ニ何日間カト問ヒシニ能ク分リマセント答ヘタルカ如キハ前段述フルガ如ク月日ノ指南力充分ナルニ比シテ實ニ異様ノ返答ニシテ是即チ前段ニ云ヘル考慮方ノ失常ヨリ來レルモノナリ

〔感動〕 被告本人ハ余等ノ前ニアリテ茫然トシテ自失スル如ク更ニ自カラ進ンテハ一語ヲモ發セス種々ニ談話ヲ試ムルモ只々單調ニシテ顔面ニ感動ノ表出ヲ伴ハス試ニ剪刀ヲ示シ被告ノ舌尖ヲ剪除セントシ又刀及ニテ眼球ヲ穿刺セントスルモ意外ニ平然タル等ニヨリテ之ヲ察スルニ其感情ノ著ク鈍麻セルヲ明ラカナリ然レモ犯罪ノ事探尋問スルキハ感動轉換シ來リテ泣キ悲ムトアレモ其感動ニモ亦被告本人自カラ充分ノ理由ヲ説明スル能ハス

〔行爲〕 顔貌稍々痴鈍狀ヲナシ舉動ハ安靜ニシテ且ツ整ヘリ然レモ余等ガ手ヲ舉クレハ之ヲ真似シ兩手ヲ胸前ニ於テ廻轉スルモ亦之ヲ真似シ其他兩足ニテ床板ヲ踏ムモ又之ヲ真似シ又被告本人ニ向ヒ試ニ一ト叫ヒ二、三、四ト叫ヒ天地、雨、空ナドト叫フニ彼ハ一々其真似ヲナシ之ヲ反復シ而シテ本人自ラモ何か故ニ此ノ如ク爲ルヤヲ知ラス之ヲ禁スルモ暫クシテ後之ヲ試ムレハ又同様ノ所爲ヲナス是等ハ一種固有ノ症狀ニシテ醫學上ニ反響舉動及ビ反響言語ト稱スルモノナリ余等ハ又試ニ更ニ被告ノ上肢並ニ下肢ヲ或ル位置ニ致スニ多少其他動的位置ヲ保ツノ傾向ヲ有セリ是レ強硬症狀ト云フモノニシテ被告本人ニハ僅ニ其形跡アルノミ是等諸症狀ハ皆被告ノ意思ニ著シキ障礙アルヲ證スルニ足レリ猶又余等カ監獄署ニ臨診セシ際一日被告本人ハ綿入ノ裏ヲ取り綿ヲ抜キ襟ヲ引キ裂キテ單衣様トナシ之ヲ裏返ヘシトナシテ穿チ居リタルヲ見タリ

〔丙〕 説明

被告本人ノ現在證ヲ案ズルニ被告ノ精神狀態中其感動ハ著シク鈍麻シ其顔貌及ヒ舉止ニ於テモ感情ノ

表出セラル、一殆ントナク剪刀ニテ舌ヲ剪ラントシ刀モテ眼球ヲ突カントスルモ敢テ驚クノ狀ナク更ニ拒ミ否ムノ様ナキガ如キハ之ヲ證シテ餘リアリ身體症狀中ニテ特ニ著キ感覺ノ減弱（即チ針刺ヲ手背等ニ施シテモ更ニ之ヲ覺エサルモノ、如ク之ニ注意ヲ向ケザル）ノ如キモ亦之ニ因スルモノナルヘシ加フルニ意思界ニ於ケル症狀トシテハ較著ナル反響舉動及反響言語アリ形跡ナガラ強硬症狀ノ存スアリ是等ノ症狀ハ明ラカニ被告本人ニ精神上ノ疾病アルヲ示スナリ

是等ノ症狀タル早發痴狂ト稱スル精神病ニ最モ著シク表ハレ來ルモノニシテ早發痴狂ニ罹レルモノニハ指南力、知覺力、領會力、記憶力等ハ障礙ヲ受クルヲ甚タ少クシテ而モ感情甚タシク鈍麻シ意思ニ一種異様ノ變常（上述ノ如キ）アルヲ固有トス猶又此疾ニハ初期ニ於テ幻覺ヲ來タスト多ク之ト同時ニ又ハ後來ニ妄想ヲ呈シ來ルヲアルモノナルガ其妄想ハ順序ナク聯結ナク又系統ヲナスモノニアラズ茫漠支離ニシテ患者自ラ之ヲ論理上ニ繋キ合ハシテ考想シテ頭ニ上ホスト能ハサルモノ多シトス被告本人モ亦既往ニ於テ時々妄覺ニ襲ハレ又之ニ續發シテ自己ノ不遇ヲ被害的ニ考慮スル裡面ニ於テ野〇仙〇〇ノ家ハ神佛ノ加護ニヨリ自己ノ所有ニ歸セリ杯妄想ヲ起スニ至リタルモノニシテ其指南力、領會力、記憶力等ニ於テハ殆ント健全ナリ然レモ其考想ヲ廻ラストハ常人ノ如クナルヲ能ハス隨テ其言談ニ於テ話スヘキ標的ヲ定メ秩序ヲ立テ、之ヲ述フル能ハス意思奔逸シテ話ノ半バヨリ次第ニ他事ニ移リテ言フノ亂ル、コト多シ又此思考力ノ失常ニヨリテ其言談舉止ハ常人ノ爲ス所ノ如クナル能ハス殊更ニ奇異常ニ戻レルノヲナスコトハ計算及ヒ時日ノ問題ニ對スル返答ニヨリテ之ヲ明カニスルコトヲ得ベ

ク此等モ亦早發痴狂ニ多ク見又ハ特ニ見ルノ症狀ナリ
之ニヨリテ是ヲ觀レハ被告本人カ目下精神病ニ罹リ居リ其病症ハ專門學上ニ早發痴狂ト稱スルモノナ
ルコトハ明ラカナリ

然ラハ『其病ハ何時頃起りたるや』ト云フニ之ニ答フルコトハ頗ル困難ナレ

野○仙○○ガ被告本人ノ四月中ノ状態ニ就キテ余等ノ問ニ答テ

『私は坪田利兵衛が何時も私の家を自分の家なりと云ふ處か間違ひ居ると信せしも併し時々旨
き事を云ふともあり又金錢上の事坏は随分當然の事を云ひし故に敢て狂人とは思はざりき』
ト云ヒ

市○警部ガ被告本人ガ五月二日ヨリ十日間本郷警察署ニ拘留セラレシ間ノ状態ニ就キテ余等ノ問ニ答
ヘテ

『拘留中初めは何となく舉動落付かぬ風にて屢々小便に行き又幾度となく入監理由を尋問せし
ことあり又時々拍手しては神を禮拜する如き舉動あり三四日目頃より故無く着衣を破綻する
等のことあり』ト云ヒ

坪○治○○ハ被告本人ノ五月下旬金澤ニアリシキノ状態ニ就キテ

『神經に多少異状を來し居る様に見受けました』ト云ヒ

猶ホ本年五月上旬被告本人ガ本郷警察署ニ拘留中監守シ居リシ菊○巡查ノ口供ニ

『利兵衛が拘留に處せられ乍ら其理由を忘れ一日中數回言ひ聽かせしも何時も霎時にして忘れ
しものゝ如く幾度か質問せしことあり』

ト云ヒタル事共ヲ參考シ殊ニ右ノ内被告本人ガ其住居ニ關スル思考ノ如キ拍手ニテ神ヲ拜スル舉動ノ
如キハ共ニ被告本人ガ現時懷抱スル妄想ノ内容ト一致セル所アルヲ見、菊○氏ノ陳述モ明カニ被告本
人ノ精神状態カ常ヲ失セシヲ推知セシムヘク且其現在證ヲ見ルニ此病ノ初期ニ多キ症狀(幻覺ノ紛多
ナル又感情ノ抑鬱等)ハ既ニ去リテ妄覺妄想ニ對シテ比較的不管性ナルヨリ考フルニ其病初ハ既ニ數
月ノ前ニアルモノト認ムベク且被告本人ノ妄想中ノ主坐ニ在ル病客ハ明治三十五年二月下旬以來被告
本人ノ家ニ寓居シ其三月十六日ニ病死セシモノナレハ其妄想ノ起リタルハ三月中旬後四月マテノ中ニ
アルモノト認ムベシ然ラハ被告本人ハ遅クモ本年三月ノ末頃ニハ既ニ目下ノ病症ニ罹リ居リタリト看
做スヲ至當トシ且ツ被告本人ガ明治三十五年六月四日午後三時頃野○仙○○ノ家宅ニ侵入シタルハ是
レ其家宅ハ自己ガ姪ニ住居セシ所ニシテ嘗テ我家ニ寓セシ病客即チ稻荷ノ神(又ハ天道様云)ヨリ
自己ニ授ケ玉ヒタルモノト妄想シタルニ出テタルモノニシテ其行爲ハ全ク此疾病的思想ヨリ基キタル
ノ所爲ナリト認ムヘシ

以上記述スル所ニヨリ鑑定ヲ下スコト左ノ如シ

一、被告利兵衛ハ明治三十五年六月四日宅家侵入罪ヲ犯セシ當時精神病ニ罹リ居リ刑法第七十八條
ノ意義ニ於テ知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ノ辨別ナキ者ナリシト認ムベシ

明治三十五年七月七日

鑑定人 醫學博士 吳 秀 三
鑑定人 北 林 貞 道

因ニ紀ス七月八日〇〇判事ハ此鑑定書ニ基キ被告本人ハ犯罪ノ當時知覺精神ノ喪失ニ因リテ是非ノ辨別ナカリシモノナリトナシ之ニ無罪ヲ申渡シタリ

第八例 故殺犯被告人土屋とりの精神状態鑑定書

明治三十五年六月二十日東京控訴院刑事第三部法廷ニ於テ裁判長判事〇〇〇ハ土屋とりのガ故殺被告事件ニ付キ余ニ同人ハ明治三十四年十一月十一日幼兒分娩ノ際精神ニ異常アリシヤ否ヤ其後今日ニ至ルマテノ間モ精神ノ異狀ヲ認ムルヤ否ヤ精神ニ異狀アリトスレハ其證言ニ幾何程ノ信用ヲ置クヘキヤニ付キ鑑定スヘキコトヲ命セリ依テ明治三十五年七月一日ヨリ十月二十六日ニ至ル間ニ於テ鍛冶橋

監獄署ニ於テ數回本人ヲ診査シ且本人實母ノ口述、前鑑定人藤〇〇太郎鑑定書及ヒ豫審調査ヲ參考シ之カ鑑定書ヲ作ルコト左ノ如シ

長野縣〇〇郡〇村〇百〇十〇番地平民農戶主

土 屋 と り の

明治十八年四月廿六日生

(甲) 既往症

(一)遺傳、曾祖父母并ヒニ其兄弟及ヒ父方祖父母并ヒニ其兄弟ニ關スル罹病史ハ不明ニ屬ス母方ノ祖父母ハ共ニ健存ス母方父祖ハ壯年時ニハ酒ヲ嗜ミ醉ニ乘シ忿怒暴行ヲ逞フセルコトアリシモ近來ハ酒ヲ廢シテ一切用ヒス老衰痰持ノ性ナリト云フ(母〇口述)
父ハ生來健全ナラズシテ平素腹腹痛ニ惱ミシガ四十五歲頃霍亂ニテ死亡セリ兄弟二人アリ一人ハ健存シ一人ハ不明ノ疾病ニテ死セリ(母〇口述)
母ハ現ニ健存シ智力ハ稍尋常以下ニアルガ如シ其兄弟二人アリ共ニ健存ス
とりの異父妹二人アリ共ニ健存ス
(二)本人ノ病歴、(イ)胎生期、被告とりのガ母ハとりのヲ懷孕セル初期ニ於テ高サ三尺許ノ石垣ヨリ誤テ墜落シ腰部臀部ヲ打チ其際精神ヲ劇動セシコトアリ
とりのハ月滿チテ生レ生レ時豐熟シ其産ハ輕カリシト云フ(母〇口述)

(ろ)小兒期、四歳迄ノ發育ハ常兒ノ如クナリシモ其後ハ智力ノ發達著ク遲滯シ身體發育狀態ハ不良ニシテ齒ノ生ヘ歩ミ初メハ常兒ニ比シテ餘程遲滯セリト云フ此期ニ於テ背ヲ麻疹ニ罹リシヲアリ
 四歳ノ時ニハ夜盲症(?)ニ罹リ醫療ニヨリ全治シ八歳ノ時期ニ認メラルベキ原因ナクシテ一方ノ耳ニ疼痛ヲ訴ヘ一時聾トナリシヲアリ十二歳ノ頃別ニ病ナクシテ頭痛頭重ヲ訴ヘ其症ハ爾來今日ニ至ルマテ持續ス猶ホ七八歳ノ頃睡眠中俄然寢床ヲ離レ室內ヲ徘徊セルコトアリ(母さ〇口述)
 (は)破瓜期、月經ハ十六歳ノ秋初メテ來潮シ精神上發育ハ依然トシテ澁滯シ身體ハ薄弱ニシテ屢胃部ノさしこみニ惱メリト云フ

氣質ハ溫柔ナルモ寧ロ陰鬱性ニシテ獨立ノ氣象ナク唯父又ハ母ノ命ニ從ヘリ但時々物品ヲ吝マス他人ニ惠與セシコトナキニアラズ(母さ〇口述)
 實父母ニ養育セラレ幼時ヨリ記憶惡ク常人ニ輕侮セラレシト云フ

教育ヲ受ケス從テ目ニ一丁字ナシ
 生活史、一定ノ職業ナク唯農ノ手傳ヲナスニ過キス獨立ノ生活ヲナス能ハス其ノ爲ス所遲々トシテ歩

抄シカラス常ニ粗漏怠慢ナリシト云フ未ダ正規ノ結婚ヲナスト雖モ既ニ男子ト通シテ妊娠シ月滿チテ一女子ヲ分娩シタルコトハ豫審調書ニ照シテ明ナリ

(乙) 現在症
 (一) 身體的症候

體格ハ矮小ニシテ身長僅ニ四尺五寸ヲ算ス皮下脂肪組織ニ富ムモ筋肉ノ發育十分ナラズ
 頭蓋ヲ測定スルニ

周圍	五二・五	耳前頭圍	二九・五
耳後頭圍	二七・〇	耳顛頂圍	三二・〇
耳下顎圍	二六・〇	前後徑	一五・一
左右徑	一四・〇	鼻根後頭圍	三三・〇
耳孔徑	一〇・五	前頭骨額骨突起徑	一〇・〇
耳孔鼻棘徑	一〇・〇	耳高	一一・五
橫徑示數	九二・七一		

變質畸形トシテハ頭顛ハ高度ノ短顛ニ屬シ顔左右不同ニシテ右半稍大ナリ左右内眥廣ク相距タリ鼻梁低シ耳殼ハ左右大ニ其形ヲ異ニシ左耳ハ右耳ニ比シテ前耳輪著シク突出ス之ニ反シテ右耳前耳輪ハ殆ント缺如ス又右耳前庭ハ左耳ニ比シテ著シク深シ右方口角稍低ク口蓋中央線ノ凹陷アリ
 脊柱ハ第六頸椎ヨリ第四胸椎ニ至ルマテ左方ニ彎曲ス從テ輕度ノ左方斜頸及ヒ猪頸ヲ呈シ左右肩胛部ニ發育不同アリ
 其他齒列四肢生殖器等ニ異狀ナシ心臟肺臟異常ナシ
 五官機視覺聽覺味覺嗅覺及觸覺ハ注意力ノ薄弱ナルカ爲ニ一般ニ鈍シ

顔面神経ニ異常ヲ認メス 眼球運動ハ遲鈍ナリ 音聲ニ異常ナキモ言語ハ小兒詢語ノ如ク且シ遲滯ナリ 四肢ノ運動ハ常ヲ失セズ歩行從テ常ナリ 全身痛點ナク其他感覺異常ナク膝蓋反射ハ稍亢進シ瞳孔左右同大ニシテ光線反應アリ

(二) 精神症狀

顔貌ハ茫然トシテ感情ヲ呈露スルコトナク隣ノ前ニ導カレ來ルモ揖禮セス家人ノ前ニ出ツルト同ク舉止動作遲々トシテ周圍ニ應接スルコト能ハス其精神内容ヲ窺ヒ知ランガ爲ニ之ト對談セルコト左ノ如シ

問 氏名は如何

答 土屋とりの

問 出生地は如何

答 長野縣〇〇郡字〇〇

問 番地は如何

答 知らない

問 生年月日は如何

答 分らないんです

問 父の名は如何

答 惣〇

問 父は幾歳にして没したるか

答 いくつだか知らん

問 父は汝の幾歳の時死せしか

答 小さい時に死んだ

問 今より幾年前に死せしか

答 五年許り前に

問 其時汝は何歳なりしや

答 いくつだか知らん

再ど同一ノ問ヲ發シタルニ稍躊躇シテ『十二だと思ふ』ト疑フモノ、如シ

問 母は如何にせしか

答 監獄に居る

問 何處より此處に來りしか

答 長野監獄から

問 母の年齢は如何

答 いくつだか知らない

次ニ大凡ノ年齢ヲ問フモ之ヲ答フルヲ知ラス然レモ母ノ名ハ知ル

問 汝は母の何歳の時生れしや

答 知らない

問 三十位の時か

此問ニ對シテ自ラ問ノ意味ヲ理解セサルモノ、如ク又數字的ニ計算セサルモノ、如ク唯問ヲ繰返サン許リニ『三十位』ト答ヘタリ

問 汝は何故此處に來りしか

答 私が赤ん坊を殺したと云ふのて來た

問 子を殺したのは何時なりしや

答 十一月一日

問 生きて生れたか

答 死んで生れた

問 嫁にいつたか

答 そーじやない

問 誰の子なるや

答 ○太郎の子

次テ鑑定者ハ被告ガ源太郎ト密通ノ時期及ヒ交會ノ度數ヲ尋問セルニ稍耻ツル色アリ逡巡答フ

ルナシ強テ問ヲ繰返シテ答ヲ得ントスレハ稍怒氣ヲ帶ヒ稍聲ヲ勵マシ『いつからか知らない』ト

斷言スルコトアリ然レトモ言葉ヲ異ニシ後刻再ヒ同一ノ問ヲ發スレハ『去年の五月時分から』ト

答へ○太郎ト交通ノ時期ヲ漏スコトモアリタリ

問 母の亭主と密通したのか

答 えい(微聲)

問 母の亭主と密通するは非なりや

答 えい(微聲)

問 なせわるい

ト再三同一ノ疑問ヲ反覆セシ後微聲ニテ

答 どう云ふ譯だか知らん

問 此處はどここの監獄なるや

ト二回反覆シ漸クニシテ

答 知らない(活潑ニ稍激シテ)

問 今年は何年なるや

答 ……………

問 今年は何年なるや

答 分らない

ト稍怒リ活潑ニ速ニ答フ

問 今年と去年とは如何に區別するや

答 ……………

問 赤兒の生れた前に何處に行きしや神社へ參詣せしや

答 どこへも行かない

問 何れへか行きし筈なり如何

答 生れてからどこへも行かない

斯ク再三記憶ヲ喚起セントセルニ未タ想ヒ出スコトナカリキ故ニ更ニ

問 赤ン坊を生む前にさ

答 山の不動様へ行つた

問 誰れと同行せしや

答 ちき下のをばさんと

問 をばさんの名は何と云ふ名なるや

答 忘れちまつた

問 こゝへ何時來りしや

答 三月

問 今は何月なるや

答 知りません

問 今は冬か秋か夏か

答 ……………

問 夏かト反問セルニ其頃ナルヲ悟リシモノ、如ク

答 えい

問 汝は戸主なるや

答 えい

問 戸主とは何ぞや

答 しらない

問 家に何をか所持するや

答 何にもない

問 島に何を作るや

答 麥

問 麥は何時蒔くや

答 何時頃ましかしらない

問 十月頃か

答 はい

問 青いのは何時頃現はるゝや

答 知らない

問 實は何時生ずるや

答 知らない

次ニ算數上ノ事ヲ問フニ簡單ノ加算スラ答ヘ得ザルコトアリ例之ハ十ト三ヲ加フレハ幾何ト問フニ答ヘス十三ナラント云ヘハ『へい』ト應スルノミ二十ト三十ヲ加フレハ幾何ナリヤト問フニ稍時ヲ經テ五十ト答フ然レモ五十ト二十五ノ和及ヒ五十錢ト二十五錢トノ和モ之ヲ知ラズト問フノ十倍ハ幾何ナリヤト問ハハ時ヲ經テ百ト答フ其他百ノ五倍十ノ五倍ハ之ヲ知ラズ唯『一錢が五つでいくらか』ト問ヒ『五錢』ト答ヘタリ更ニ五十錢銀貨一個二錢銅貨二個ヲ示シ之ガ合計ヲ尋ネシニ躊躇之ニ答フル能ハス因テ

問 計算し得ざるや

答 はい

茲ニ於テ勘定セント叱ラル、ゾト促セルニ微笑ヲ洩シ『いやだ』ト答フ

以上ノ問答ニヨリ且種々ノ診斷法ニヨリ被告土屋とりのハ少ナクモ目下智力ノ程度甚タ低ク形而上ノ概念ハ殆ント之ナク形而下ノ事ト雖モ極目前ノコト又ハ平生慣熟セルコトノ他ハ之ヲ明答スル能ハス場所月日ノ指南力缺乏シ自己嘗テ經驗セシコトノ何歳ノ時ノコトナルヲ知ラズ計算ノ能力ハ無教育ノ爲ニ大ニ少シト雖モ彼カ年齢時ニテ常人ノ能クシ能フ簡單ナル計算スラナシ得サルモノアリ且彼カ記憶ハ確實ナラズ要スルニ被告ノ智力ノ發達ハ其幼時發育時ニ於テ著キ障礙ヲ受ケ以テ今日ニ至リタルニ外ナラズ

說明

以上記載ニヨリテ考フルニ被告カ遺傳ハ左程ニ重キモノト認ムル能ハス祖父ガ酒客タリシ他被告ノ母ニ輕度ニ精神薄弱(癡愚)ヲ認ムベキモノ、如キニ過キス然レモ母カ被告ヲ懷孕セル并誤テ高所ヨリ墮落シ精神ノ劇動(所謂震盪)ヲ來セシト云フガ如キ生母妊娠中ノ外傷感動ハ往々ニシテ其産兒ノ身體精神ニ不良ノ影響ヲナシ或ハ白癡ノ原因トナルコトアリ
被告とりのニ在リテ前文精神發育障礙ハ果シテ何ニヨリテ起リシカト考フルニ被告ガ既往症中其幼時身體精神ノ發達遲滯シテ著シク常見ニ後レタリト云ヒ且出生後被告ニ特ニ病狀ヲ認メサリシヲ見ルニ其障礙ノ原因ハ既ニ此時又ハ其以前ニアリシモノト看做スヲ妥當トス
身幹ノ矮小脊椎ノ彎曲頭顱ノ形態ヨリ察スルニ被告ノ身體ニ他ノ類當症狀ヲ發見セサルモ其身ニ佝僂病ノ存スルハ明白ナレハ或ハ頭顱ノ底部ニ骨格ノ失常アリテ腦髓ニ變形ヲ延キ致シ從ツテ精神發育ノ

常徑ヲ取ル能ハサルニ至リシモノカ顔面神經ニ麻痺等ナクシテ顔面ノ左右不同症アルガ如キモ幾分之ヲ證明スルニ足レリ果シテ然ラハ被告ノ精神身體ノ發育障礙ハ出生前又ハ最幼時ニ淵源シタルモ猶ホ其後ニ於テ尙僂症ノ發成ノ爲ニ益其著キヲ加ヘタルモノト認ムベシ

以上掲ケタル體軀ノ矮小脊椎ノ彎曲ノ他被告ノ身體ニハ短頭顱(頭顱ノ前後徑ノ左右徑ニ對スル割合ノ小ナルヲ云フ)肩胛部發育ノ左右不同全身脂肪組織ノ過度ノ發育等ノ變常アリ精神上ニ於テハ幼時ヨリシテ右精神發育障礙ノ他ニ神經症狀ノ一タル夜盲症又ハ所謂寢惚症(夢遊症類似)アリ十二歳頃ヨリシテ今日ニ至ル迄常習性ニ頭痛頭重ニ惱ムヲ見ルニ被告カ幼時ヨリ今日ニ至ル迄神經病質ノモノナルヲ明ナリ

抑精神發育ノ不全ハ精神病學上之ヲ白癡ト稱シ白癡トハ凡テ精神作用ノ尋常度ニ達セサルモノヲ總括シ其精神ノ薄弱ナルニ許多ノ程度アリ極甚シキハ言語サヘモ爲シ能ハサルモノアリ極輕キハ所謂薄鈍ニ及フモノナリ其程度ハ之ヲ小兒ニ比較スルヲ最モ適切明亮ナリトス

今被告土屋トりのモ亦精神發育ノ不十分ナルモノニシテ所謂白癡(其輕度ナルモノ)ニ屬シ其智力常人ニ劣リ其精神ハ種々ノ方面ニ於テ其發育缺乏シ目下ノ月日ヲ知ラズ居所并ヒニ在地ヲ詳ニセズ我生年ヲ辨ヘス父母ノ年齡生死時ヲ算フル能ハス記憶ニ關シテハ殊ニ時間ヲ推測スルヲ不十分ニシテ既往ノ經歷ニ就キテ其何時ニアリシヤ亦其各事實ノ孰レカ前後ナルヤ等ニ至テハ殆ント答フル能ハス想像理解ノ力モ亦甚弱ク其思考ノ事柄ハ形而下ノ事ニ猶ホヤ、確ナルモ形而上ノヲニ至テハ殆ント缺乏

シ居リテ田舎ニテ常見ル菽麥ノ播種成長ノヲニ付キテスラ充分ノ想考記憶ヲ有セスシテ世事ノ善惡邪正ニ關シテハ殆ント全ク之ヲ判斷スル能ハス唯傍人ノ言フ所ニヨリテ批判スルノミニシテ其理由ハ毫モ其辨スル所ニアラズ其智力ノ程度ハ計算ニヨリテ之ヲ見ルモ明ニシテ加減ノ二法モ不十分ニシテ金錢ニ例ヲ取り實物ヲ持テ勘定セシムルモ容易ニ又正當ニ答解スル能ハス其能力ノ甚々薄弱ナルヲ知ルニ足ルナリ

此精神能力ノ程度ヲ以テ之ヲ小兒ニ比スルニ被告土屋トりのガ智力ハ七八歳ノ子供ノ智力ト其度ヲ同クシ最モ善ク之ヲ見積ルモ其智力決シテ十歳以上ノ子供ノ上ニハ出テスト推考ス

此智力不全ハ精神ノ發育不全ニ基クモノニシテ被告ニ於テ其起リ始メハ胎生時又ハ最幼時ニアリタルモノニシテ即チ被告ハ幼時ヨリ今日迄白癡ナル病症ヲ患フルモノナリサレバ彼カ被告事件アリシ當時ニモ其後今日ニ至ルマテモ亦此病アリシハ明ナリ

倂然ラハ被告トりのガ言談ノ信用スベキ程度ハ如何ト云フニ其言ノ既往ニ關スルモノニ付キテハ之ヲ被告ノ記憶力ニヨリテ判スルニ他ナク其記憶ハ被告ニ於テ前項ニモ述フルガ如ク又一般ニ然ルカ如ク事實ノ有無ノ記憶ハ事實ノアリシ時日ヲ推知スルヨリモ容易ナルモノナリ故ニ其事ノアリシ時日ヲ忘レテ云フ能ハサル者ニテモ猶其事實ノ有リシト否トハ之ヲ記憶スルヲアルモノナリ故ニ被告ノ陳述ニ付キテモ此邊ヲ斟酌シテ取捨スルヲ得ヘシト信ス然レモ被告カ智力ヲ以テ八九歳ノ子供ノ智力ノ程度トスレハ其事實ニ關スル記憶ノ信用スヘキ程度モ亦自ラ推測シ得ヘキナラン

右ニヨリテ左ノ如ク決論ス

鑑定

(一)被告土屋とりのハ明治三十四年十一月十一日幼児分娩ノ當時及ヒ其後今日ニ至ルマデ其精神ニ異

状アルモノナリ

(二)被告とりのノ證言ニハ盡ク信用ヲ措キ難シ
右ノ通り鑑定候也

東京市本郷區西片町十番地

明治三十五年十二月二十四日

鑑定人 醫學博士 吳 秀

三

被告土屋とりの(明治十八年四月廿六日生)ハ明治三十四年一月頃ヨリ其母と(慶應〇年二月二十四日生)ノ内縁ノ夫タル箱〇〇太郎(明治〇年十月十四日生)ナルモノト私通ノ未妊娠ヲ明治三十四年十一月十一日午後二時頃成熱セル女兒ヲ分娩セシガ前記と及〇太郎ハ外聞ヲ憚リ其兒ヲ匿殺セリトノ嫌疑ヲ受ケ嬰兒屍體ヲ其居宅ノ脇ニ埋メタルコト長野警察署ノ探知スル所トナリ前記三名ハ拘引セラレシモ箱〇〇太郎ハ長野地方裁判所〇〇支部豫審廷ニ於テ豫審ノ未嬰兒殺害ニ加擔シタルノ證據十分ナラズトテ放免セラレ被告土屋とりの及〇ハ長野地方裁判所刑事部ニ於テ審理ニ付セラレ明治三十五年二月十五日判事〇〇〇〇ハ土屋とりのニ對シテハ醫師〇〇〇〇〇ノ鑑定ニ

ヨリ先天性白癡症ニシテ是非ノ辨別力ナキモノナリトノ理由ヲ以テ又被告と〇ニ對シテハ嬰兒ヲ殺害シタル事實明白ナラズトノ理由ヲ以テ共ニ無罪ヲ宣告セリ然ルニ長野地方裁判所檢事正〇〇〇〇ハ直ニ此判決ヲ不當トシ控訴ヲ申シ立テタルニヨリ東京控訴院ニ於テ公判ヲ開廷シ此ニ被告土屋とりの精神状態ヲ鑑定スルノ必要ヲ生セリ猶又是被告人ノ此鑑定書提出ノ後明治三十六年一月十六日罪ヲ犯スル知覺精神ノ喪失ニヨリ男女ノ辨別ナキモノナリトノ理由ヲ以テ免訴トナレリ

第九例 塚〇〇三郎精神状態鑑定書

右塚〇〇三郎ハ文久元年十二月二十八日生ニシテ本年齡四十二歳長野縣〇〇〇郡〇〇町字〇〇町〇〇〇番地ニ住スル平民佛具商ニシテ平素ヨリ一種ノ酒癖アリケルガ明治三十四年十一月十一日ニ於テ早朝家ヲ出テ或ル酒店ニ於テ五合許ノ酒ヲ飲ミ午後三時半家ニ歸リ來リ實子〇子(當時十五歳)ガ退校ノ遅キヲ憤リ之ヲ詰責セシ後我妻と〇(元治元年五月二十五日生)ト云ヒ爭ヲナシタル末長羅字ノ烟管ヲ以テ之ガ頭部ヲ毆打セシガ妻と〇ハ之ヨリ頭痛惡心嘔吐ヲ發シ翌十二日午後五時遂ニ死亡セリ醫師百〇〇〇ノ塚〇〇と〇ノ死體ノ剖見ニヨレバ右顱頂骨中央部皮膚ニ一錢銅貨大ノ挫創アリ此部ノ皮

下ニ溢血斑アリ硬腦膜表面ニハ右顛頂部ノ後部ニ一大凝血アリテ徑二寸八分ヲ算スル前方細ク後方大ナル不正形ヲナシ厚サ七分ニ及ベリ此部ニ相當スル顛頂骨ニモ溢血斑アリ腦實質ニ出血ナシ其他全身貧血兩肺鬱血右肋膜癒着肝臟鬱血アリ由ツテ百〇氏ハ之ヲ頭部ノ打撲ニヨリ硬腦膜上出血ヲ招キ爲ニ腦壓迫症ヲ發シテ死亡セルモノト鑑定セリ

被告ハ之ニ由リテ明治三十四年十一月十二日午後長野縣〇〇監獄支署ニ拘留セラレ同十二月十日長野〇〇地方裁判所〇〇支部ニ於テ豫審決定シ同十二月十二日長野ハ送致セラレテ長野縣監獄署ニ入り長野〇〇地方裁判所ノ重罪公判ニ附セラレシガ

被告ハ明治三十五年二月四日長野地方裁判所刑事部法廷ニ於テ左ノ如ク陳述シ
私は時に酒を飲み度なる癖があり其時にも恰度其病氣が起り酒に酔ふて居つて何を云ふたのか何を致したのか碌々覚えがないであります：平素は晩酌などは致しません病氣が起ると矢鱈に飲み度て仕方がないので：自分には特別な病氣があつて酒を飲み度なる無暗に飲み度なり際限もなく飲むのであります

猶ホ辯護人ハ被告ガ平素絶エテ酒ヲ用ヒザルモ不時ニ酒慾ノ發シタル時ハ數時ニ互リテ暴飲ヲナスモノナリトテ日家榮帳ト題スル帳簿ヲ提出シ其内所々ニ數日引續キ酒購入ノ記載アリ又其間數日數日間ハ酒購入ノ記載ナキ箇所アリ甲ハ病ノ發セシ時乙ハ病ナキ時ナリト論ジ〇〇町醫士九〇〇三郎ガ昨年(明治三十四年)一月中被告宅前ヲ通行ノ際被告ガ中酒狂ニ墮リ大聲ヲ發シ一種異様ノ狀況ナリシヲ

見實ニ奇體ナル病氣ナルヲ認メタリト云ヒ又〇〇町與〇〇末〇〇娘結〇よ〇〇同所淺〇善〇〇母某及丸〇〇等ガ被告ノ數日間飲酒ヲ續ケ大聲ヲ發シ且狼藉ヲ極ムル事實ノ詳細ヲ知り居リ殊ニ淺〇善〇〇母ノ如キハ被告ノ酒癖ハ普通ノ者トハ相違シ居リ或ハ何物カノ祟ナラントテ祈禱ヲナシ呉レタル事實アレバ是等ヲ訊問サレ度コトヲ請求シタリ
之ニ附キ長野地方裁判所檢事申〇〇〇〇ハ〇〇警察署長安〇貞〇ニ照會シテ被告ノ身元ヲ搜索セシメ左ノ回報ヲ得タリ

(〇三郎ハ)年少ノ頃ヨリ酒ヲ嗜ミ其度ニ過クレハ人ト爭ヒ倨傲尊大ヲ氣取リテ狼藉ニ涉ル始末ヲ演スルヲ常トセシヲ以テ人ハ之ヲ忌避スル程ナリシカ數年前ヨリ人中ニ出テ酒ヲ飲ム事ハ更ニ爲サス(是ハ妻及ヒ父兄等ヨリ深ク戒ムル處アルト又自カラモ考フル處アルニ依ルナラン)然レドモ性來ノ嗜酒ハ止マヌシテ數年前ヨリ又一種ノ惡癖コソ起レリ之カ癖ハ自家ニアツテ毎月一回乃至隔月ニ一回位宛酒ヲ飲ミ之ヲ飲ミ始ムレハ數日ニ涉ルモ容易ニ止メサルヲ以テ常トシ飲酒中ハ肴モ食サス又喫飯等爲ス無ク嘔吐等アリテ爲ニ身體ハ疲勞ヲ來シテ言語澁滞立居自由ナラサルニ至リテ始メテ粥湯等ヲ少シ宛用ヒ漸クニ回復シテ依然ノ身體トナルモ酒ヲ飲ミ始ムルヨリ此回復ニ至ル迄ハ大凡十二三日間モ掛ルヲ例トシ右大酒後暫クノ間ハ酒ヲ見ルモ或ハ厭フト云フ有様ナルモ前記ノ如ク又飲氣ヲ催シ來テ終ニ飲ミ續クルニ至ルト云フ酒ヲ吞ミ始ムレハ其量測リナクニ酌酩ニ至レハ水ヲ混和シタルモノヲ飲マシムルモ更ニ判別ナキヨリ妻女ハ之ニ供スルニ水ヲ割テ

飲マシムルヲ例トスル趣右ノ如ク稍知覺ヲ失スルアルモ未タ酩酊ニ到ラサル中酒カ盡キタルトカ
或ハ見合スル様勸ムル等ノ事アレハ忽チ激怒シテ暴言ヲ吐キ或ハ器物ヲ投毀スル等ノ始末ヲ演ズ
ル趣ナリ

右酒癖ハ多ク世間ニ聞カサル處ナルモ稀ニハ中酒狂ト云フテ斯ク惡癖者モアルナラント云ヘリ塚
〇〇三郎ノ酒癖ニ就テハ近隣親戚ノモノハ能ク認メ居ル處ナリト云フ

是ニ於テ明治三十五年二月十七日〇〇地方裁判所ニ於テ裁判長大〇〇〇ハ〇〇縣監獄醫藤〇〇太郎ニ
被告ガ精神状態ノ鑑定ヲ命ジ同人ハ同年三月十七日其鑑定書ヲ差出シ被告ノ病狀ヲ精査シテ急性一時
性中酒狂ト診定セリ同年十二月十四日鑑定ヲ命ゼラレタル醫師丸〇〇三郎モ同日其鑑定書ヲ差出シ其
病性ヲ急性中酒狂ナリト認定セリ

明治三十五年四月八日大〇〇判事ハ此鑑定書ニヨリ被告ヲ兇行ノ當時全ク是非ノ辨別ヲ喪失シタルモノ
トシテ無罪ノ宣告ヲナシタルニ檢事〇〇〇〇〇〇ハ直ニ之ヲ其當ヲ得ザルモノト認メ控訴シタルニヨリ
此被告事件ハ東京控訴院ニ移サレ明治三十五年九月十七日東京控訴院刑事第三部ニ於テ公判ノ末再々
ビ鑑定ヲ要スルコトナリ

明治三十五年十月一日東京控訴院刑事第三部法廷ニ於テ判事常〇〇〇ハ余等ニ塚〇〇三郎ノ毆打致死
被告事件ニ付キ左ノ事項ヲ鑑定スベキコトヲ命ゼリ

一 中酒狂トハ如何ナルモノナリヤ

一、塚〇〇三郎ハ中酒狂者ナリヤ否

一、被告〇三郎ノ犯罪即チ明治三十四年十一月十一日被告〇三郎カ其妻ヲ毆打シタル際ニ被告〇

三郎ハ知覺精神ノ喪失ノ状態ニ陥リ居リシヤ如何若シ陥リ居リタリトセバ何ニ基クヤ

余等ハ即チ此命令ニ基キ被告〇三郎ニ就キ此鑑定書ヲ作りシガ先ツ余等カ知り得タル既往症狀及ビ現
在症狀ヲ擧ゲ其中ニ就キテ猶ホ殊ニ其飲酒ニ關スル既往症現在症ヲ詳細ニ觀査シ然ル後被告ガ兇行當
時ノ精神状態及ヒ其病症如何ニ論シ及ハントス

既往症

先ツ其ノ遺傳ニ關シテ其關係如何ナルヤヲ見ルニ曾祖父母及ビ其兄弟ニ就テハ其性行及ビ病症等詳ナ
ラズ

父方祖父六十餘歳ノ時一日著キ原因ナクシテ腦溢血ニ罹リ言語稍澁滯シテ運動自由ナラズ醫治ヲ加フ
ルモ輕快セズ三十日許ニシテ昏睡狀ニ陥リ終ニ鬼籍ニ上レリ生前強壯ニシテ重患ニ罹リシコトナク性
酒ヲ好ミタレドモ豪酒セズシテ一回三四合ヲ越エズ醉ヘバ意氣發揚シテ或ハ多言トナリ或ハ歌ヒ或ハ
舞ヘドモ人ト爭論等ヲセシコトナシ只青年時放蕩セリト云フ

父方祖母ハ性甚自恣ナリシ三年間許子宮病ニ惱ミ心神鬱憂頭重頭痛等ヲ訴ヘ漸次衰弱シテ死亡セリ酒
ヲ飲ミタレドモ少量ナリ

母方祖父ハ五十六七歳ノ時腸窒扶斯ニテ死セリ生前著キ疾病ニ罹リシコトナシ酒ヲ好ミタレドモ毎日

飲酒セシニアラズ酒量ハ詳ナラサレドモ豪酒家ト稱セラレタリ醉フモ躁暴トナラズ直ニ睡眠ニ就クラ例トセリト云フ此祖父ニ一人ノ兄アリ被告ノ出生前死亡シ其病名年齢等不詳ナリ然レドモ其在世中常ニ酒ヲ嗜ミ大酒豪飲ヲ試ミ又常ニ擊劔ヲ能クシ一日大酒後醉ニ乗ジ些少ノ出來事ヨリシテ他人ト隙ヲ生シ其敵六人ヲ殺害シ一人ニ重傷ヲ負ハシメ意氣傲然大ニ其勇氣其技術ニ誇リシコトアリト云フ母方祖母ハ生來健全著キ疾患ナク又飲酒セズ六十六歳ノ時家事ニ勉メ居リテ卒然腦出血症ニヨリテ死セリ兄弟五六人アリタリト云フモ其性行死因等詳ナラズ

實父ハ五十三歳ノトキ腸窒扶斯ニテ死セリ其病中精神ノ異常譫語等ヲ見サリキ性酒ヲ嗜ミ幼年ヨリ飲酒ヲ始メ年ヲ逐フテ其量ヲ増シ遂ニ豪酒家ト稱セラル、ニ至レリ廿五歳ノ時酒ヲ被リテ大醉シ自失シテ他人ニ介抱セラレ臥席ニ入りシヲ知ラズ醒覺後「武士タル者斯ク泥酔シテ何ノ面目アラン」トテ深ク感ズル所アリ爾後大ニ飲酒ノ量ト度數トヲ減制シ結婚時即廿五歳頃ハ獨酌スル等ノコトナク交際時ニノミ飲酒セリ時々過量ヲ口ニセシコトアルモ酒荒状態ニ陥リシコトナシ

實父ノ弟一人アリ性酒ヲ嗜ミ飲メバ甚ダ發揚シテ倨傲自ラ高ブリ他人ノ言ヲ容レズ爲ニ酒席ニ於テ屢人ト爭論又ハ喧嘩セリ然レドモ平素酒ナキトキハ溫柔ニシテ人ト爭ヒシコト等ナカリシト云フ四十歳以上ノ頃腦溢血ニテ死セリ

實母ハ六十九歳ニシテ生存シ著キ疾患ニ罹リシコトナキモ感情過敏ニシテ立腹シ易ク時々手足麻痺ス飲酒少量ナリ

實母ノ弟二人アリ

甲ハ豪酒家ニシテ幼時ヨリ飲酒シ二十四五歳以後ニ至リ酒量最モ多ク毎日飲ムコト三升ヲ下ラズ對酌ナレバ酒中ニ人ヲ迎送シ屢夜ヲ徹シ連飲十晝夜以上ニ互ルコトアリ初メ四五日間ハ發揚シテ聲ヲ放チ誇負ニシテ頻リニ金錢ヲ浪費スルモ漸次言語障礙ヲ來タシ歩行蹣跚トナリ舉止不穩ニシテ安眠セズ尙連飲スレバ益沈靜シテ舉動恰モ兒狀トナルヲ例トス二十七八歳ノ時精神異狀ヲ呈シ追跡妄想及ビ嫌食症アリ是ヨリ斷然酒ヲ斷テシニ二ヶ月許ニシテ精神症狀全ク去レリ然ルニ其後モ又大酒シテ止マズ四十八九歳ノ時精神再ビ變調シテ其度前回ヨリモ烈ク自ラ犯罪セシコトアリト妄想シ他人ヨリ追跡セラルトテ時々戸障子ヲ押明ケ又ハ窓ヨリ遁走セシコトヲ企テタリ食物ヲ與ルモ其内ニ毒物ノ混在スルナラント疑ヒテ容易ニ攝食セズ又酒ヲ口ニセズ暴行セシコトナシ或ル寺ニ靜居スルコト一年許ニシテ精神ノ状態殆ンド常ニ復シテ歸宅セリ爾後一年許ヲ經テ又々毎日飲酒スルニ至リ其量ハ極度一日一升位ナリシ酩酊スルモ發揚或ハ躁暴狀ニ及ブコトナシ五十三歳ノ時突然腦卒中症ニテ死去セリ

乙ハ今尙生存シ五十二歳ナリ生來強壯ニシテ嘗テ右鼓膜穿孔症及赤痢ヲ患ヒシ他著キ疾患ナシ性大酒縱飲ヲ好ミ飲メバ意氣發揚シテ愉快自ラ禁スル能ハズ或ハ舞蹈シ或ハ家ヲ出デテ青樓ニ上リ徹宵痛飲シ流連シテ歸ラズ無謀ニ金錢ヲ濫費スルコト屢ナリ其飲酒量ハ當時二升位ヲ極トセシカ現時ハ更ニ亂飲スルヲナシト云フ

實母ノ姉一人アリ身體健康ナリシモ精神痴鈍トナリテ人ヲ辨識スルヲ能ハズ記憶力弱ク病ムト六七

許ニシテ七十歳ノ頃死セリ多少飲酒セリト云フモ酒量明ナラズ
 實母ノ妹一人アリ目下生存シ精神ニ異常ナシ飲酒極度一合位ニシテ僻性ナク只性質甚ダ短氣ナルノミ
 被告ノ同胞ハ六人ニシテ被告ハ其五番目ナリ兄二人姉二人弟一人アリ長兄ハ幼時病死セルモ病症明ナ
 ラズ次兄ハ四十九歳ニシテ生存ス生來強壯ナルモ梅毒ニ感染セシコトアリ二十六歳頃ヨリ飲酒ヲ始メ
 其量四五合位ナリ而モ好シテ自ラ求メ飲ムニアラズ酒ヲ飲ムトキニハ發揚狀又ハ躁暴狀トナルコトナク
 只睡眠ヲ催フスノミ子五人アルモ精神異常者ナシ長姉ハ卅七八歳頃ノ時子宮出血症ニテ死セリ其子四
 人内第二男性酒ヲ嗜ミ放蕩ニシテ行衛不明ナリ次姉ハ四五歳ノ時ニ病死セルモ症狀詳ナラズ弟一人ハ
 生後直ニ死亡セリ

被告ノ實子ハ合計十一人アリ第一男子ハ生後十九日ニシテ腦病ニテ没シ第二男ハ死産第三女ハ早産ニ
 シテ生後七日急病ニテ死シ病症明ナラズ第四女健存ス第五女子生後五十日ニシテ黃疸ノ爲メ死ス第六
 男子死産ニシテ第七女子生後五六十日腦病ニテ死シ第八男子健存ス第九男子生後五六十日ニシテ腦病
 ニテ死シ第十女子モ生後六十日許ニシテ腦病ニテ死シ第十一男子ハ生後四十五日ニシテ病死セルモ病
 症明ナラズ目下十七歳ノ女子ト十二歳ノ男子トノミ生存ス
 女子ハ生來健全ナラサレトモ大患ニ罹リシコトナク精神過敏寡言ニシテ學業成績甚ダ優等ナリ
 男子ハ健全ニシテ著キ疾患ナシ氣質尋常ニシテ性僻ナシ學業成績及智識發達ハ中等度ナリ
 以上父方母方祖父祖母間父母間及被告ノ夫妻間共ニ血族結婚ニアラズ

猶出生後ノ疾病及經歷ニ關スル事柄ヲ取調フルニ
 胎生期及出産期、被告ノ宿胎時ニ於テ父ハ已ニ大酒ヲ禁シ時ニ飲酒セルノミ痔出血ノ他ニ重患ナク財
 政及ヒ社交上ニ苦慮セシコトモナシ母ハ身體健全飲酒少量妊娠經過中微恙ナク夫婦間ノ交情モ濃カナ
 リシ滿月ニシテ輕易ニ正規ノ分娩ヲ遂ケ産出兒即被告モ健全ニシテ頭傷等ヲ蒙ラサリキ
 小兒期、身體發育中等ニシテ痲痺其他腦疾患ヲ患ヒタルコトナク一年三月ケ頃ニ歩ミ初メ凡ソ二年目
 頃ヨリ話シ初メタリ智識ノ發達稍早期ニシテ頓智ニ長セリ又書字ニ巧ニシテ三歳頃ヨリ他人ヨリ稱贊
 ヲ受ケ又漢書ヲ好ミ十三四歳ノ頃詩ヲ作レリト云フ
 睡眠ハ不安ノ癖アリテ屢怪夢ニ驚キ夢中遊行ヲナセシコトアリ十二三歳ノ頃突然寢所ヨリ飛出シテ隣
 家ニ入り据置キシ白ノ上ニ揚リ暫時正坐シタル後去テ便所ニ行キ排尿シ傍人ニ背部ヲ強打セラル、
 ニ遇フテ醒覺シタルモ其間ノ舉動ヲ更ニ記憶セサリシト云フ
 氣質小膽ナレトモ剛情ニシテ人ヲ容レス且倨傲ニシテ人ニ負ケルコトヲ嫌ヒ己ニ過失アルモ叩頭之ヲ
 謝スルコトナシ短氣ニシテ怒リ易シ然レトモ人ト爭ヒテ傷ケシコトナク又父母ノ命ニ抗シテ自恣ヲ逞
 フセシコトナシ
 此期ニ於テノ疾病ノ著キモノナシ只十二歳ノ時誤テ木材ニテ頭部ヲ打撲シ大傷ヲ負ヒ一時失神セリ爾
 後屢次頭部全體ニ頭痛ヲ覺ニ成年期ニ至ルマテ持長セリト云フ
 破瓜期ニハ著キ身體及ヒ精神の變化ナシ

成。年期、體格發育榮養共ニ佳良ナリ二十歳ノ頃陰部ニ潰瘍ヲ生シ梅毒ノ療法ヲ受ケシコトアリシモ脱髮咽喉炎皮膚ノ發疹ヲ呈セス同年頃ヨリ痔疾ヲ患ヒ時々消長シテ今日ニ至ルマテ全治セス其他中毒熱性病等ニ罹リシコトナシ氣質ハ少年期ニ異ルコトナシ智力モ幼時ノ比例ニハ發達セサリシト雖モ尋常程度稍以上ニアリ且ツ或一方ニ偏スルコトナシ

嘗テ機敏ニシテ少シク疎暴ノ風アリシモ七八年來一變シテ温和トナリ適沈鬱ノ狀ヲ呈シ或ハ容易ニ憤怒スルコトアリ(〇〇警察署長安〇〇報)

五六年前(三十六七歳頃)ヨリ飲酒ニ關係ナク時々不意ニ事物ヲ忘却シ或ハ他人ト談話中ニ突然對談者ノ語ヲ忘却スルコトアリ斯ル時ニハ眼球ニ一種ノ牽引性疼痛アリテ眼ガチラツキ耳鳴ヲ伴フコトアリ此ノ如キ狀態ハ一時的ナルコトアリ或ハ二三日間持續スルコトアリ

教育史、家庭教育(實父母及ビ養父母)ハ寬嚴其ノ宜キヲ得タリ實父ハ所謂手習師匠ナリシガ爲メ三四歳頃ヨリ學ニ就カシメラレ被告自ラモ幼時ヨリ習字讀書ヲ好ミタリ十一歳ノ時其村ノ學校ニ入り温習科ヲ卒ヘ十八歳ノ時東京ニ上リテ某私塾ニ入り一年許ニシテ歸國セリ就學中ノ成績良ニシテ同年輩ノ他生ヲ凌キ殊ニ讀書習字ニ秀テタルモ數學ノ成績ハ甚ダ不良ナリキト云フ

生活史、十四歳迄實父母ノ許ニ愛セラレ小學校ニ就學セシガ是歲他家ヘ養子トナリ十七歳ノ女ト結婚シ夫婦間ノ交情ハ尋常ナリシモ十八歳ノ時故アリテ離婚セシガ其後東京ヘ逃走シ或私塾ニ入りテ勉學シ一年半ノ後歸國セシモ在京中ノ生活狀況ヲ語ラズ農業ニ従事セルモ意ニ適セス一年許ニシテ再ビ東

京ヘ出テタリ然レドモ金錢ナクシテ生活ニ困難セルニヨリ横濱ニ行キ某學校ノ教師トナリテ書生ト交際シ彼處此處ト徘徊シ二十一歳ニシテ歸國シ母方伯父ノ宅ニ預ケラレ其商業ヲ助ケタリ二十二歳ノ時再ビ妻ヲ娶リ田地ノ分配ヲ受ケタルモ農業ヲ執ルコト能ハズ小學校ノ教職ニ就ケリ二十四歳巡査トナリタルモ二日酒屋ニ入り泥酔シテ前後ヲ辨ヘズ眠ニ耽リ之ガ爲ニ免職トナリ二十五歳ノ時某郡役所ニ奉職セルモ暫クニシテ辭シ復小學教員トナリシガ是モ立身ノ見込ナシトテ廿六歳ノ中再ビ巡査トナリ禁酒ヲ誓ヒテ服務セシモ終ニ其誓ヲ守ルコト能ハズ又モ酒醉ノ爲メ職ヲ免セラレタリ之ヨリ官吏トナルコトヲ斷念シ二十七八歳頃歸郷セシモ農業ヲ好マサリシニヨリ佛具商ヲ初メ爾來現時ニ至ルマデ職業ヲ轉セシコトナシ

〇〇警察署長安〇〇ノ報告ニヨレバ「被告ハ素行修マラサルヨリ前科アリ然レドモ之レガ犯罪タル何レモ格別惡意ヨリ出デシモノニ無之趣ニシテ或ハ過度ナル酒ノ爲メ或ハ他人ノ利益ヲ保護セン爲メ等ニアリタル由ニテ一時ハ好デ他人ノ紛擾ヲ仲裁スル等ノ行爲アリシモ近年ハ倍ル處アリシニヤ之ガ仲裁等ノ事モ爲サズ管ニ子供ノ教育ト成長ニ意ヲ注ギ適々近隣ヲ遊ビ廻リテ談話ヲ爲スノ外ハ多ク家居ヲ常トセリ職業ニ就テハ何分ニモ不熱心怠リ勝チノ爲メ收入金少ナキニモ拘ラズ過度ニ酒ヲ嗜ム等ヨリ支出金多ク收支相償ハサルヨリ次第ニ家産ヲ減盡シタル上四五百圓ノ負債ヲ生ジ○致死當日ノ如キハ貯蓄ノ金ハ勿論米一升タモ無キノ極貧ニシテ漸クニ親戚故舊ノモノ等ノ打寄リ仕送りヲ得テ葬儀等ヲ營ミシ始末ナリ」ト云フ

家庭溫和親密ニシテ財政ニ苦慮スベキ所ナカリシモ飲酒等ノ爲メ數年前ヨリ家政困難ニ傾キ大ニ辛苦セリ品行ハ良ニシテ賭博淫蕩セシコトナシ只酒ノ爲ニハ屢々品行ト攝生トニ就テ過リシコトアリ宗教ハ宗家ハ眞言宗ナルモ被告自身ハ殆ト念頭ニ止メズ

飲酒史。被告〇三郎ノ犯罪行爲ハ飲酒時ニ起リタルモノニシテ被告ノ自ラ訴フル所ト調書トニ據ルニ其犯罪ノ行爲ハ飲酒ト最深キ關係アルモノ、如シ故ニ被告ノ酒ニ於ケル小兒期以來ノ來歴ハ特ニ之ヲ詳ニスルノ必要アリ被告ハ二三歳ノ頃ヨリ既ニ酒ヲ好ミ少量ヅ、飲用シ多少不機嫌ノ時ナドニハ酒又ハ德利ヲ示サレバ喫飯セサルコトアリシニヨリ木ニテ德利ノ形ヲ彫ミ之ヲ膳箱ニ入レ置シト云フ位ナリ此頃ハ飲酒スルモ多言又ハ躁暴狀トナラズ却テ沈靜ニ傾ケリ七歳頃ヨリ十歳頃マデハ之ニ反シ一滴ダモ口ニセサリシガ十歳頃ヨリ再ビ飲酒ヲ欲スルニ至レリ十一歳ノ時父ト共ニ叔父ノ家ニ招カレテ痛飲シ二日間臥褥セルコトアリ長スルニ及ビ益々飲酒ノ度ト量トヲ増シ成年期ニ至リ酒量七八合ニ達シ或ハ一升ヲ盡スモ尙ホ足ラザルコトアリ酩酊セバ或ハ人口論シ或ハ腕力ニ訴ヘ其最モ劇キモノ一二回ヲ舉グレバ第一回ハ被告ノ二十三歳ノ頃ニシテ酩酊ニ乗ジ實姉ニ向テ僅カノ間違ヨリ暴言ヲ吐キテ之ヲ亂打シ其暴行見ルニ忍ビザルヲ以テ實兄某ハ之ヲ取靜メン爲ニ被告ヲ繩ニテ縛シ以テ酒氣ノ散スルヲ待チタリ第二回ハ被告ノ三十三歳ノ頃ニシテ同ク酩酊ニ乗ジ家兄ノ宅ニ於テ人ヲ毆打シ器物ヲ放擲シ亂行至ラザル所ナカリシヲ以テ家兄ノ縛スル所トナレリ

二十八九歳ノ頃以來ハ酒ヲ欲スルコト最モ甚クシテ時々暴行スルコトモアリシガ明治二十四五年頃

(三十二三歳)自ラ飲酒ノ癖ヲ悔ミ之ヲ避ケントシテ酒不可飲ナル賣藥ヲ服用シ且三四週間禁酒シ後試ニ酒量カ減少セルヤ否ヤヲ驗セルニ忽チ二升餘ヲ傾ケ盡スコトヲ得タリ

然ルニ是時ヨリ以來飲酒ノ状態頓ニ一變シ其飲ミ方通常ノ酒客ノ如ク毎夕習慣トシテ飲ムニアラズシテ一月或ハ二ヶ月間ニ二三回宛ノ發作ヲ以テ飲酒ノ慾念勃起シ來リ其發作中ノミ飲酒シテ其間ニハ酒ヲ欲スルコト殆ンドナシ此發作狀飲酒ノ起ルヤ俄然トシテ襲來スルガ如ク其慾念ノ熾ンナル如何ニ之ヲ抑制セントスルモ而モ之ヲ抑制スル能ハズ強テ之ヲ抑制セントスレバ頭痛又ハ全身ノ震顫ヲ生ジ苦悶名狀スベカラズ依テ止ヲ得ズシテ一タビ酒ヲ口ニスルトキハ飲酒ノ慾望又益激起シテ之ヲ抑ユル能ハズ若シ此ノ如キ時ニ於テ家ニ酒ノ貯フルモノナケレバ家人ノ購ヒ來ルヲ待ツコト能ハズ夢中ニ家ヲ飛ビ出デ、最寄ノ酒店ニ走り直ニ七八合ヲ仰ギテ家ニ歸リ又々酒ヲ購ハシメテ痛飲ス此ノ如クニシテ晝夜ノ別ナク無暗ニ飲酒ヲ連續スルコト凡ソ七八日乃至十日間ニ互ルヲ常トス

此間ニ於ケル酒精ノ作用ハ凡ソ興奮期苦悶期麻痺期ノ三期ニ區別スベキモノ、如ク其當初ノ二三日間ナル興奮期ニ於テハ刺戟性憤怒性トナリ或ハ罵詈訛或ハ喧嘩シ面色ハ蒼白ニシテ顔貌ハ不穩トナリ尋キテ其次期ニ移リテ心神ノ沈鬱ト甚キ苦悶トヲ呈シ既ニシテ又症狀漸次ニ移リテ食思不振ヨリ甚キハ絶食トナリ頭部ノ振顫頭痛ヲ發シ言語モ亦振顫シテ明亮ナラズ行歩ハ困難ニシテ蹣跚トナリ精神ハ朦朧トシテ思考及記憶力消失シ人事不省トナリ兩便ハ自利失禁狀トナリ或ハ妻ノ扶ケヲ受ケテ辛クシテ上聞スルコトアリ此期ニ於テハ食物ヲ攝取スルノ念更ニナク癖中ニ在テ只「おーい」「おーい」ト連

呼スルノミニシテ人來レハ枕邊ナルコトヲ指シテ『たつた一杯』ト酒ヲ強請シ之ヲ飲ミ盡セハ又大聲ニテ『おーい』『おーい』ト連呼シ反覆シテ絶エズ精神甚々溷濁シテ酒中ニ水ヲ加ヘテ其量ヲ増スモ毫モ之ヲ悟ラサルコトアリ睡眠不安ニシテ少シク眠ルカト思ヘハ忽チ怪夢ニヨリテ眠リヲ攪破セラレ又屢々幻覺ナル症狀ノ起ルアリ聽官ニ在テハ人アリ頻ニ傍ヨリ演舌ヲセヨト強迫スルヲ聞キ或ハ人アリ己カ室内ニ來リ枕邊ニ於テ何カ言談スル聲ヲ聞キ視官ニアリテハ赤褐色ノ洋犬熊ナドノ動物陸續群集シ身邊ニ向テ來リ己カ身ヲ襲ヒ或ハ手足ニ咬付ケドモ疼痛ヲ感セズ只其不快ナルコトウルサキコト言ハン方ナク幾度拂ハントスルモ之ヲ追ヒ拂フコト能ハズ爲ニ苦悶甚キヲ覺ユ是等ノ諸症ハ日夜持續シテ短キハ一週間長キハ二週間ニ互リ酒氣ノ散スルニ從テ漸次ニ醒覺シ來リ

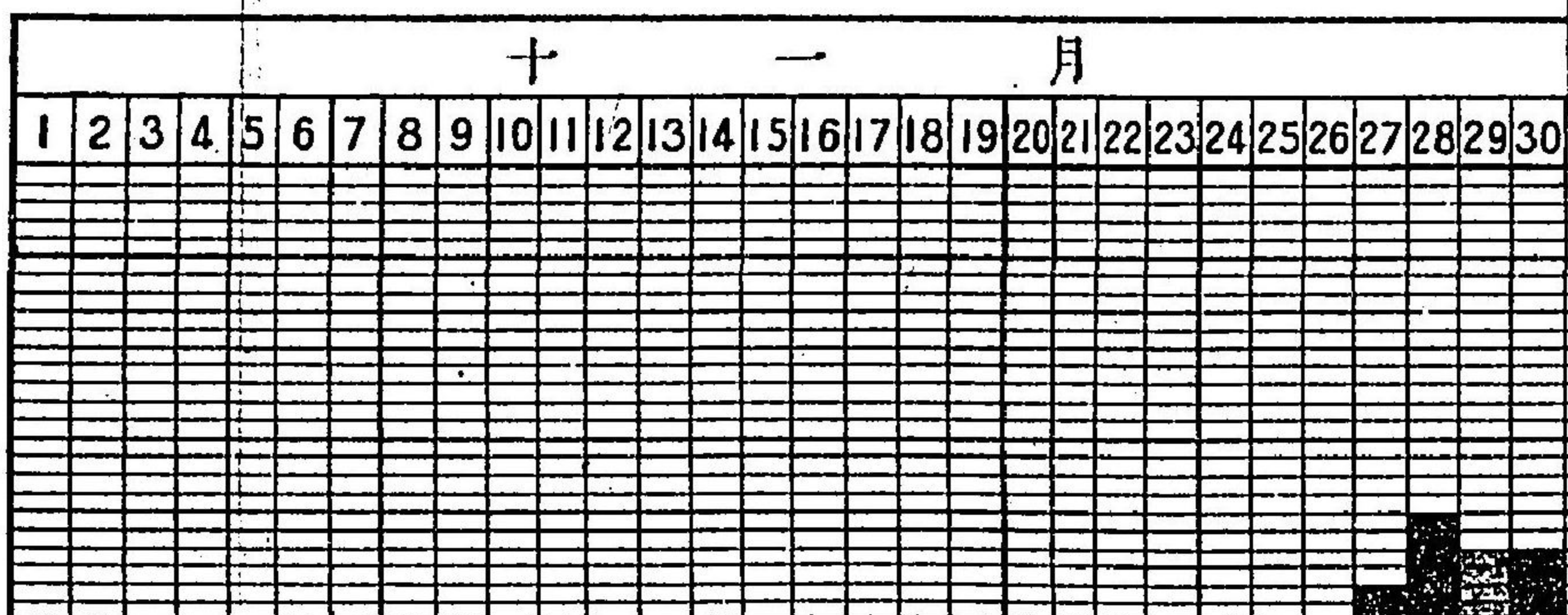
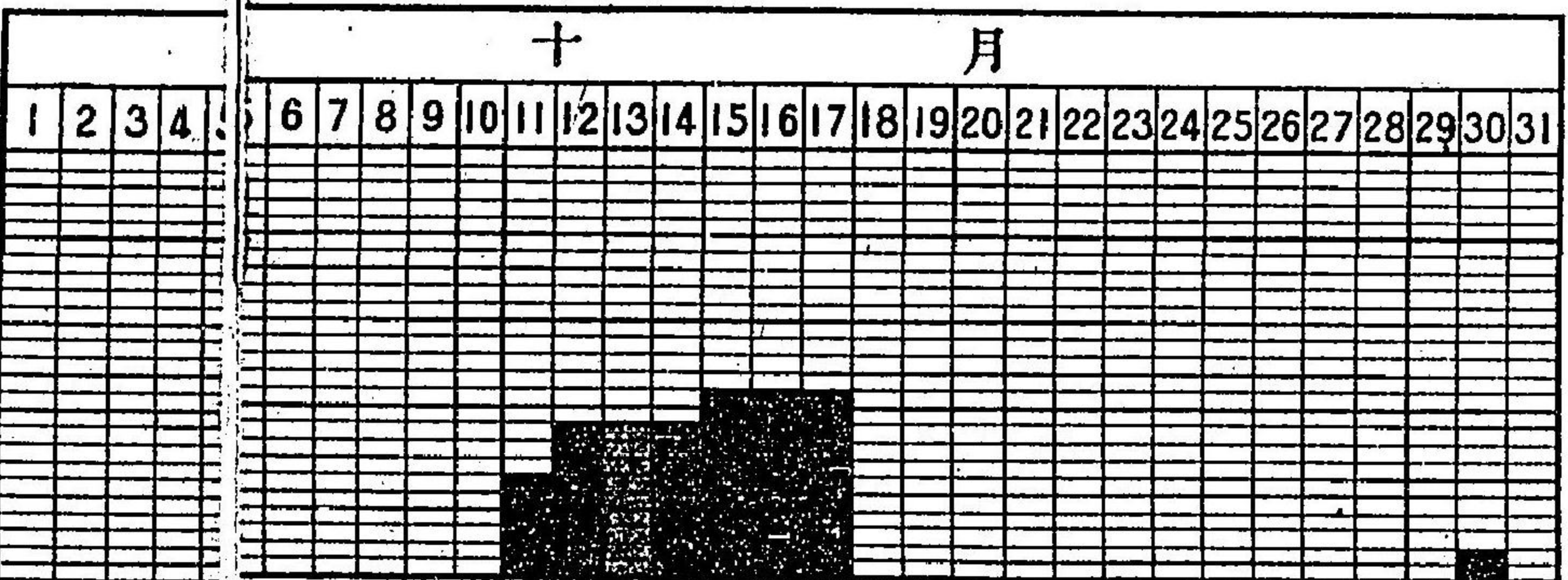
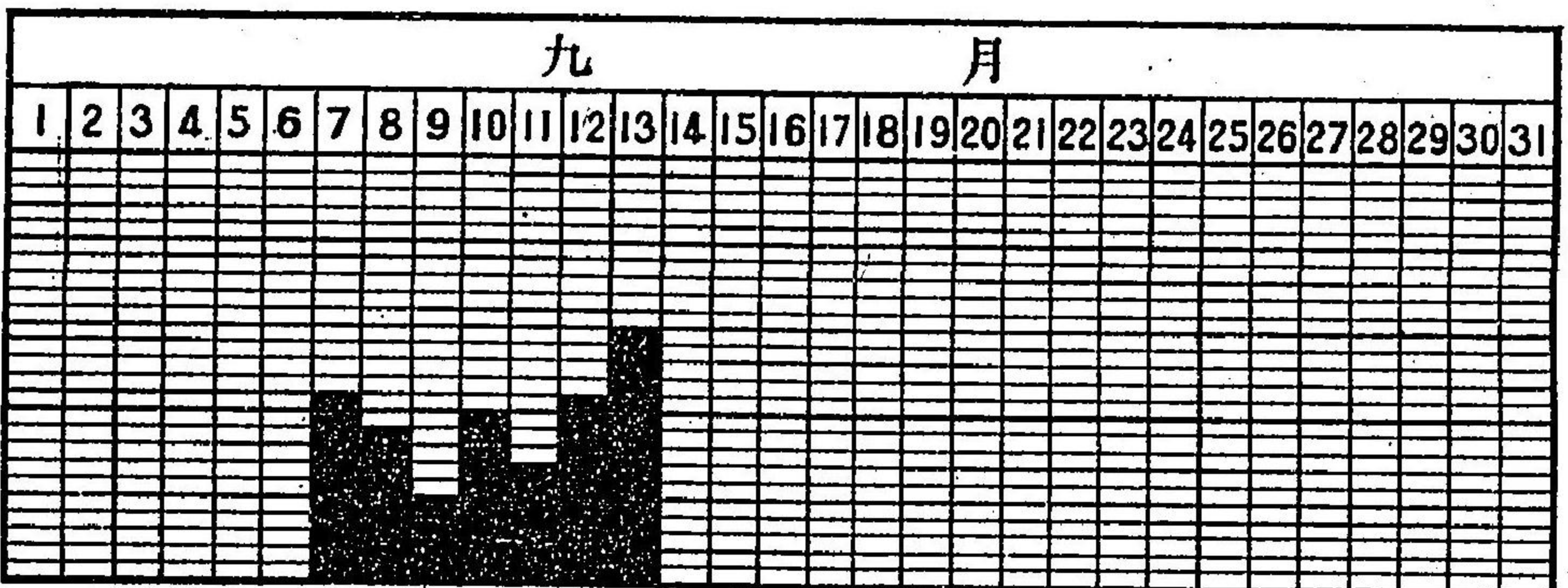
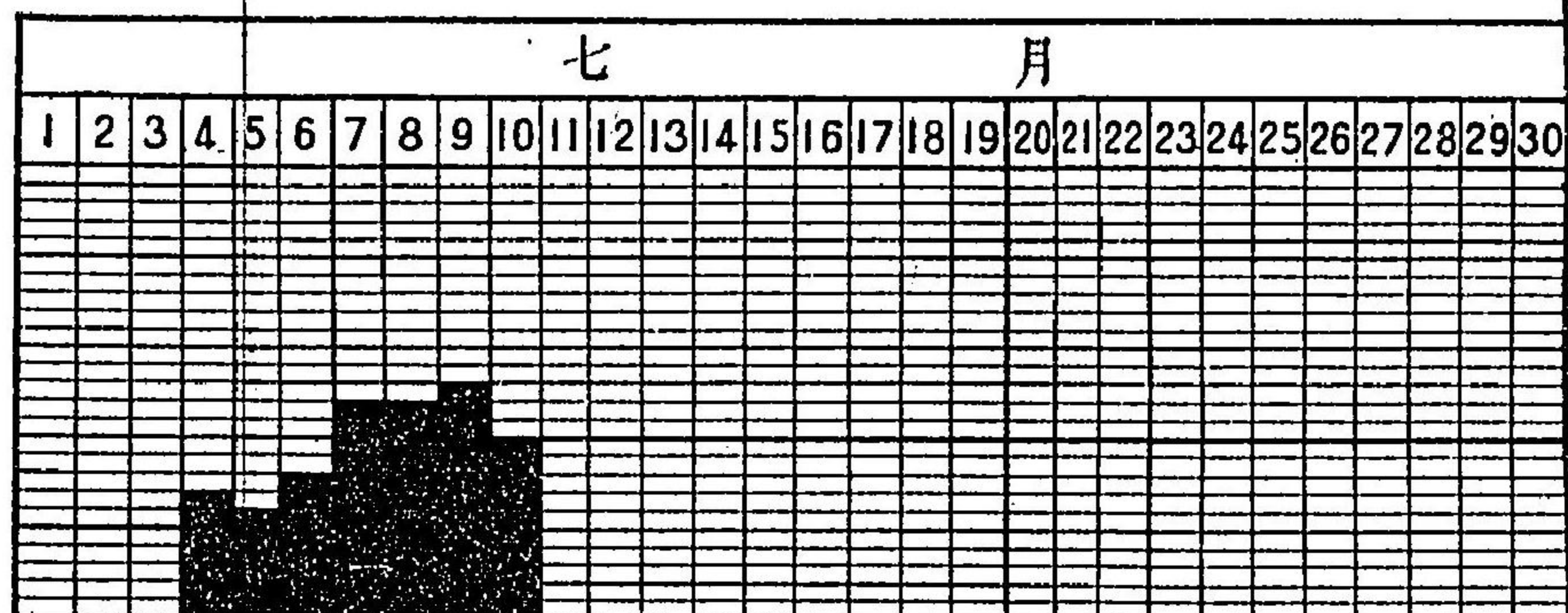
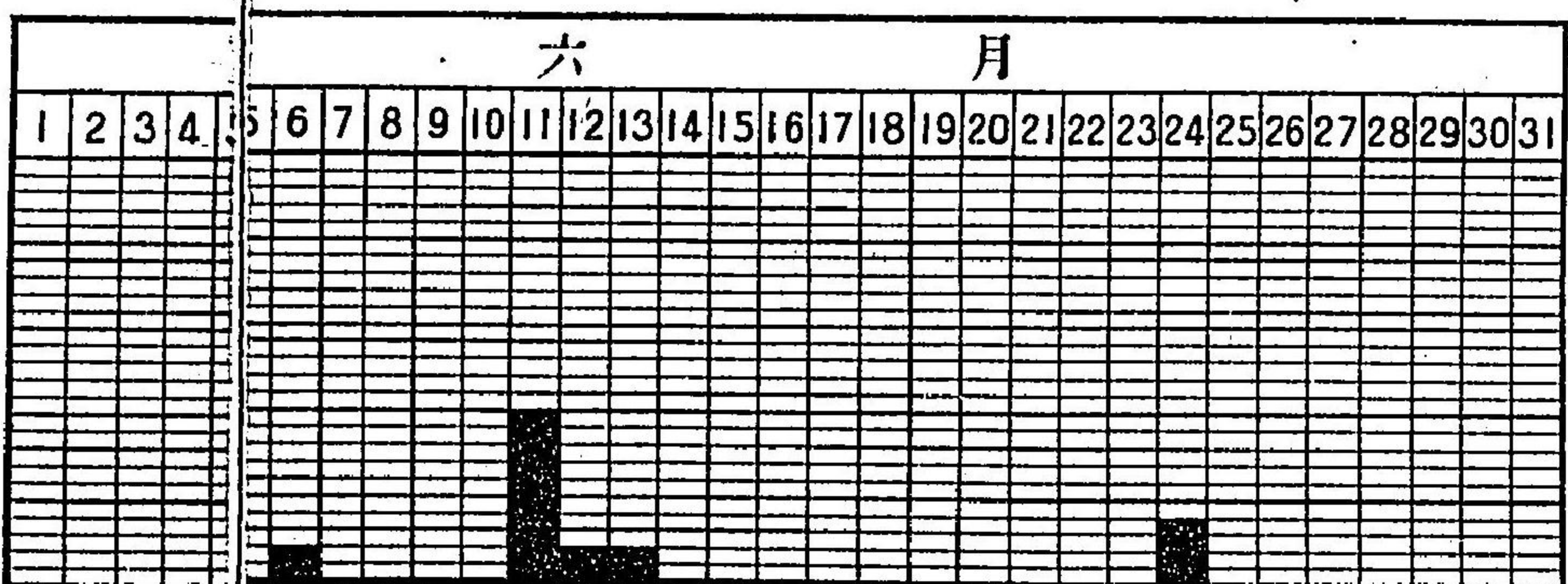
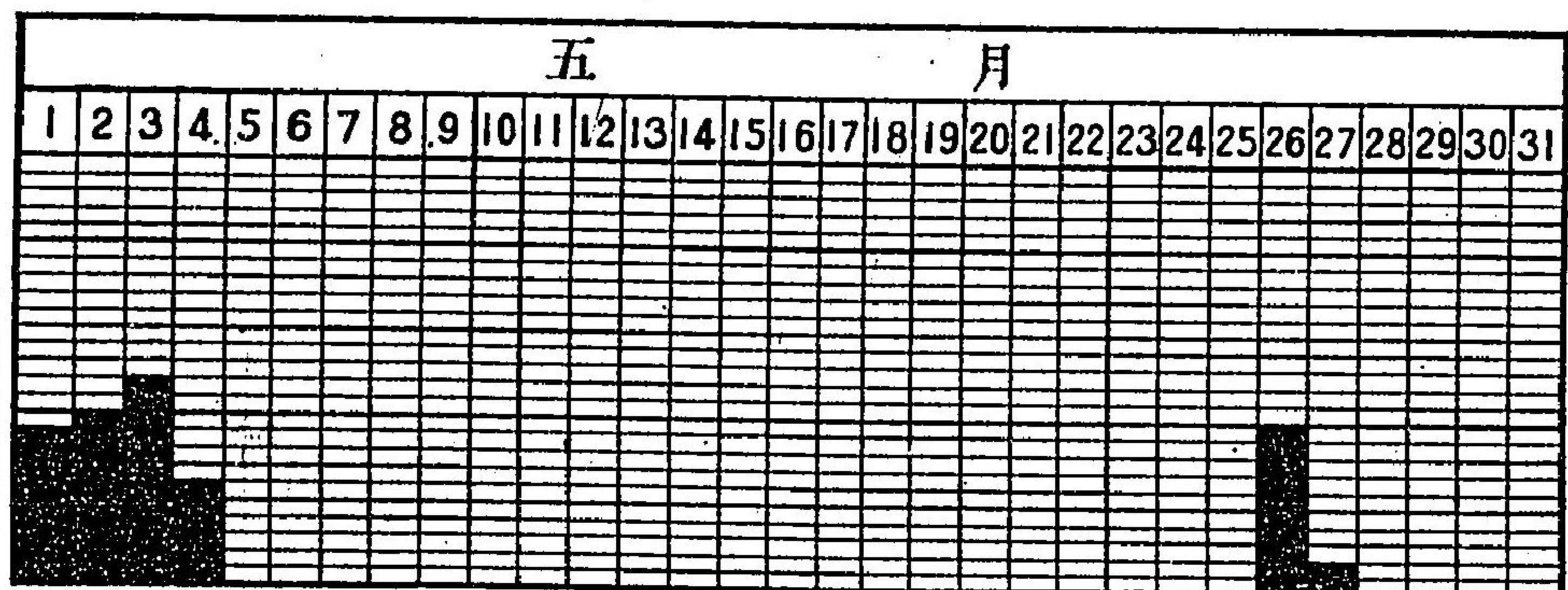
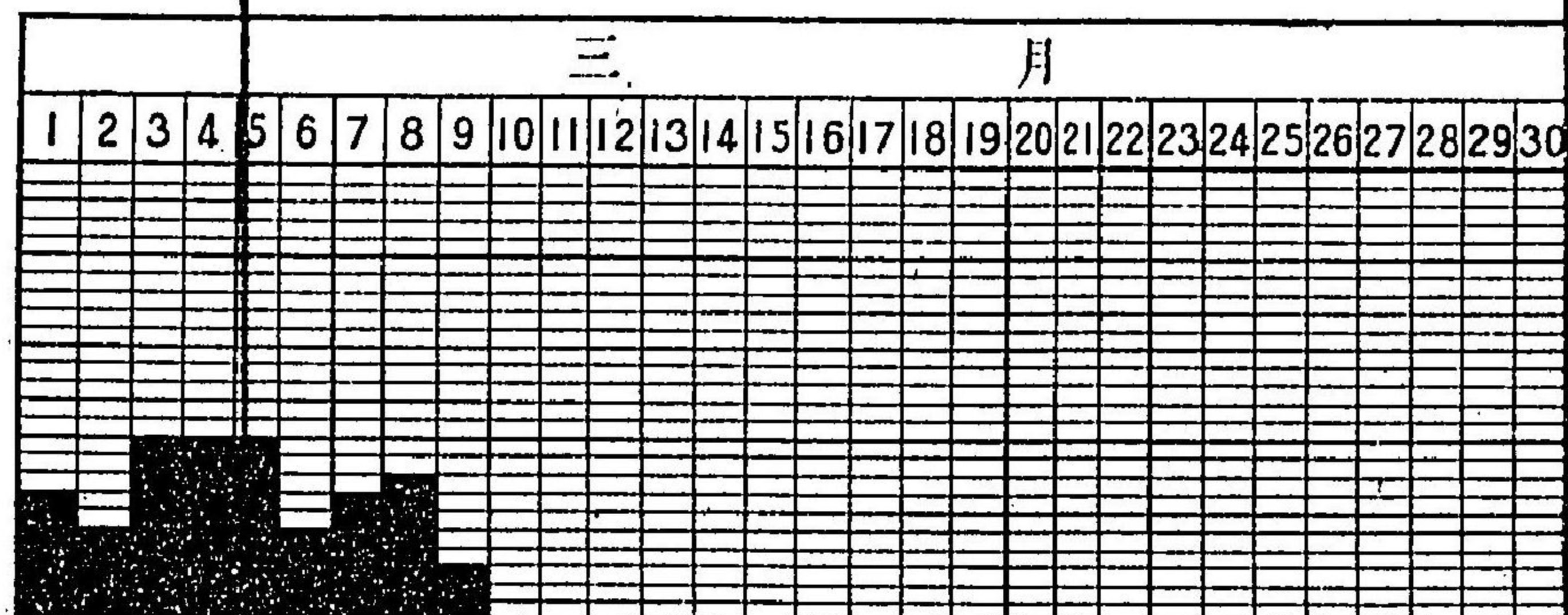
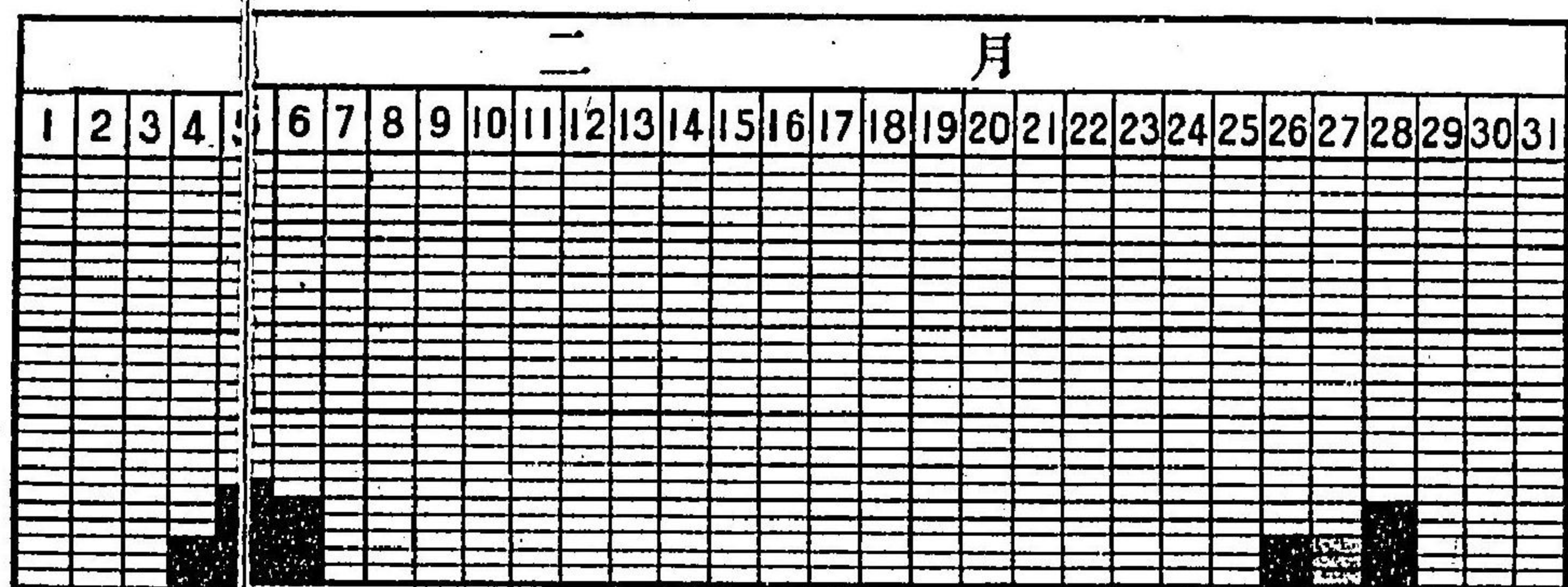
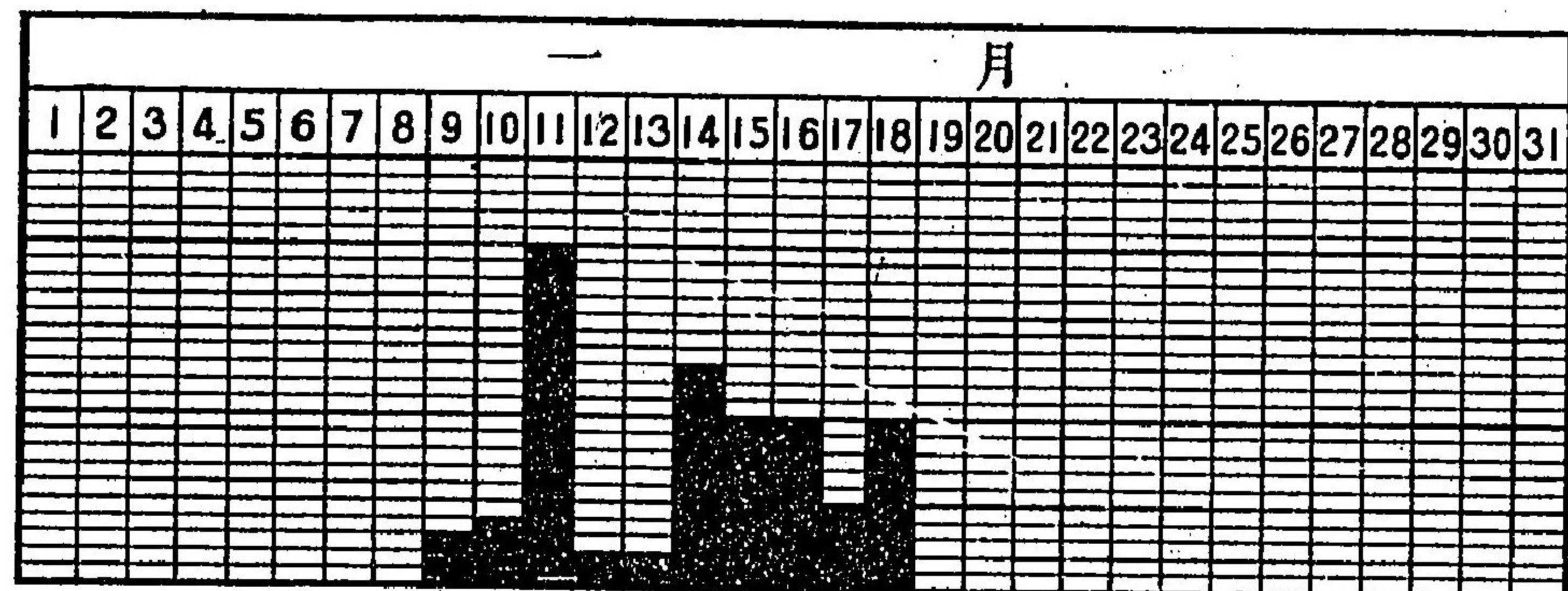
醒覺後一二日間ハ其精神猶ホ多少昏憒シテ宛然夢裡ニアルカ如ク何事ヲ考フルモヨク之ヲ結撰スルコト能ハス字ヲ書カントスルモ手指振顫シテ字態爲ニ不明ナリ是等ノ諸症モ亦々漸ヲ以テ消失シ食慾ヲ初トシテ次第ニ回復シ遂ニ全然健康狀態トナルニ至ル此全經過中ノ事柄ニ關シテ追想ハ全ク缺亡シ酩酊中ノ言行ハ家人ノ告クルニヨリテ初メテ之ヲ知り自カラ驚異スルノミナリ

回復後次回ノ發作期マテハ身神ニ毫末ノ異常ヲモ認メスト云フ

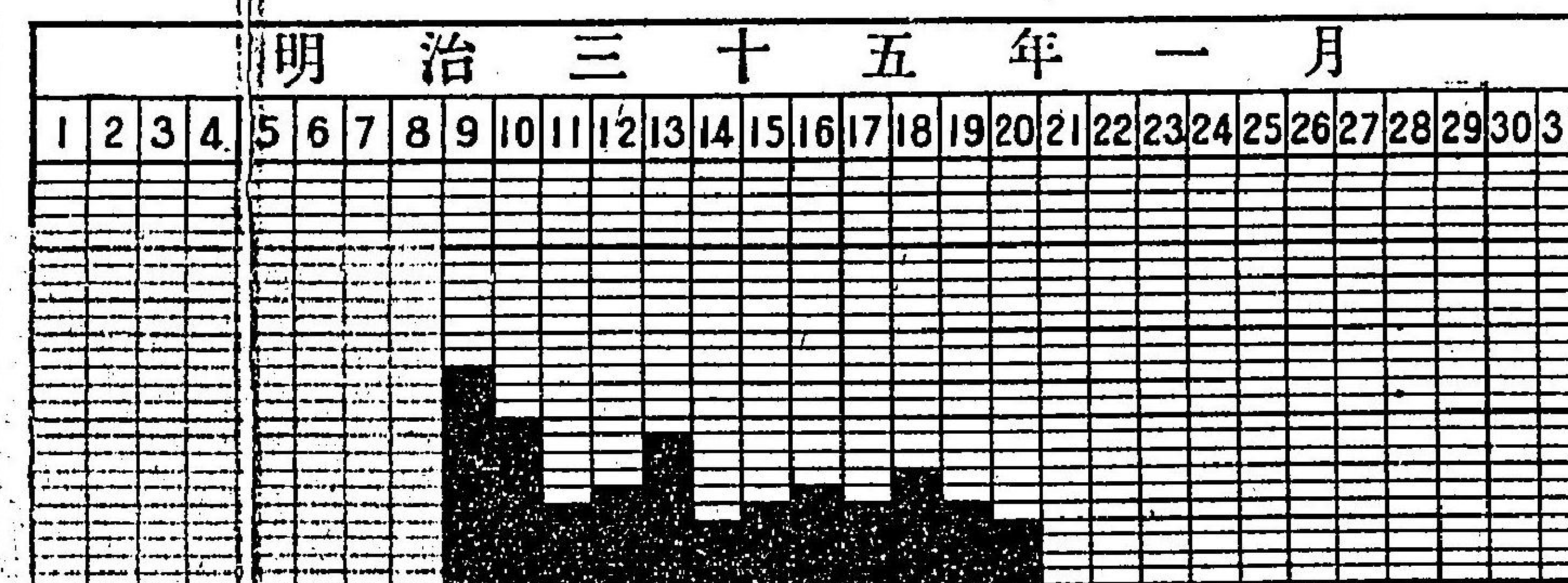
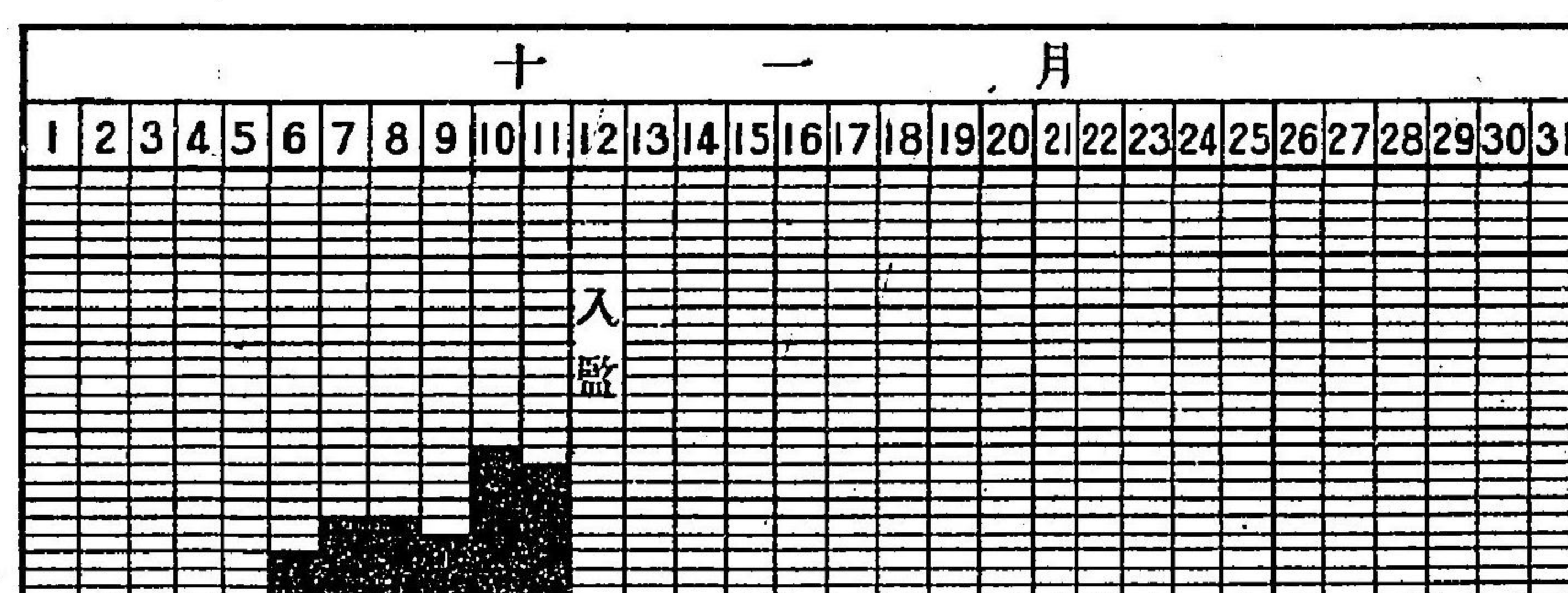
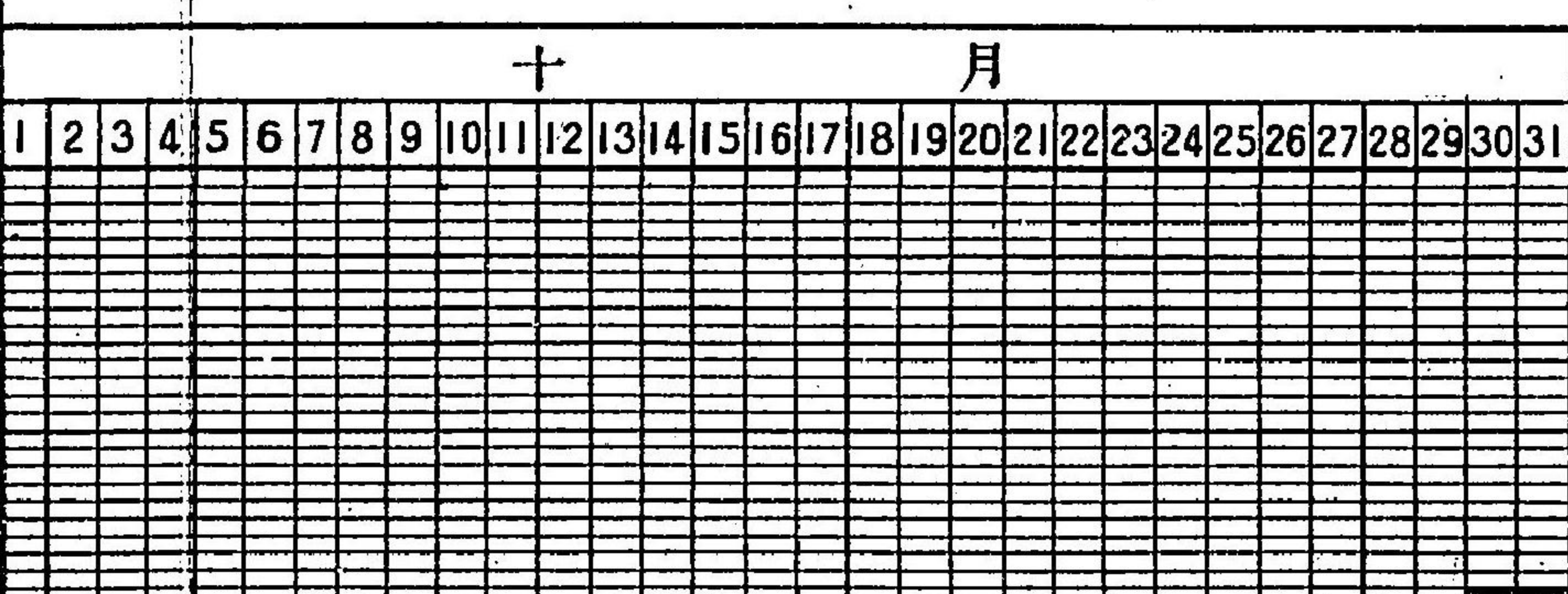
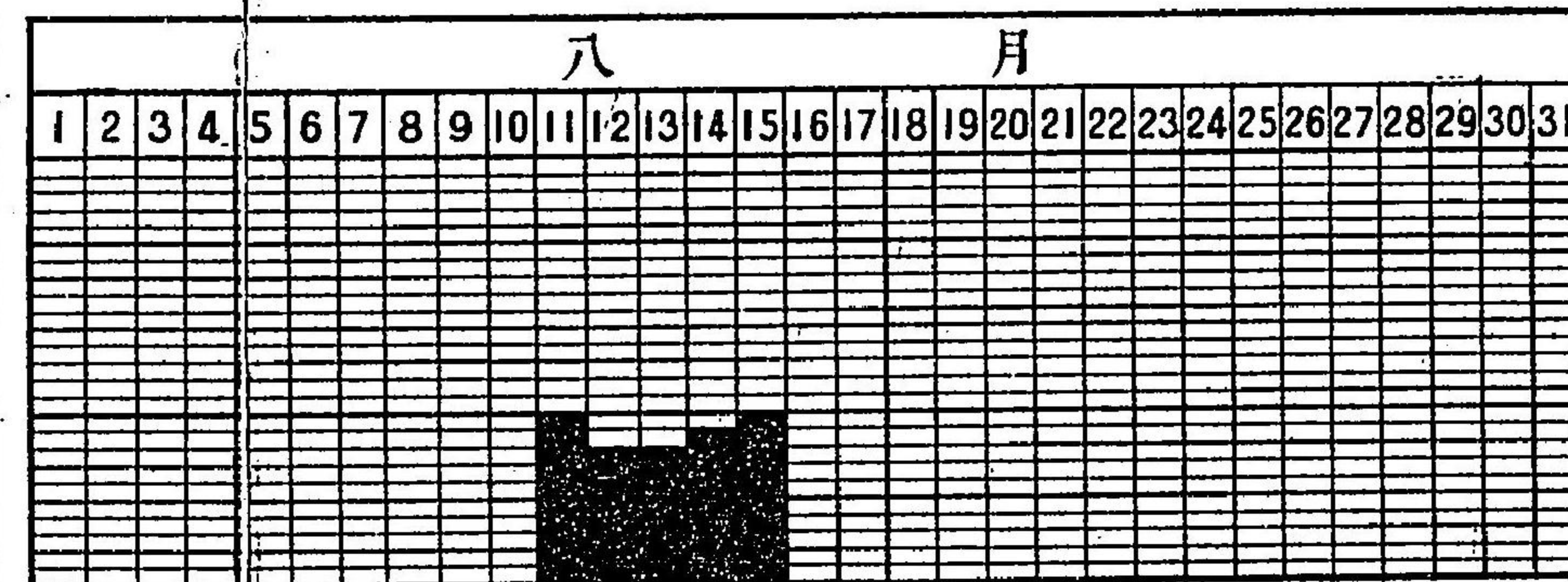
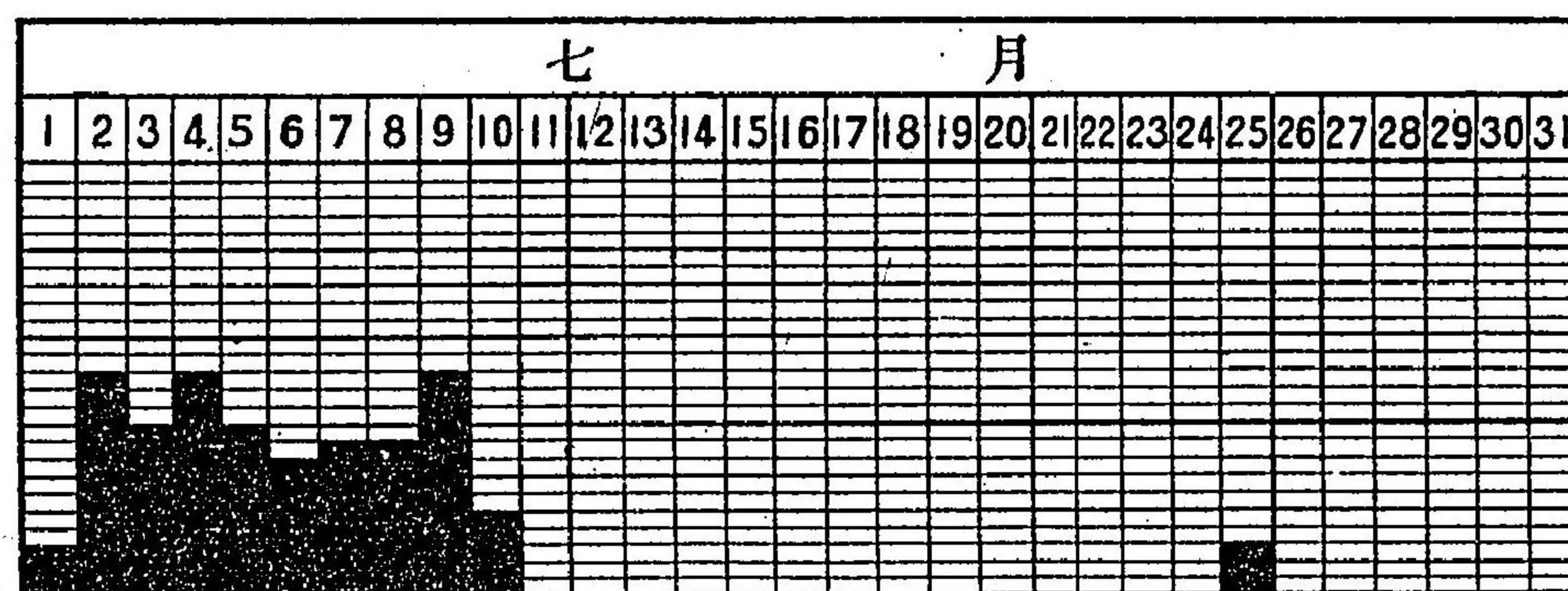
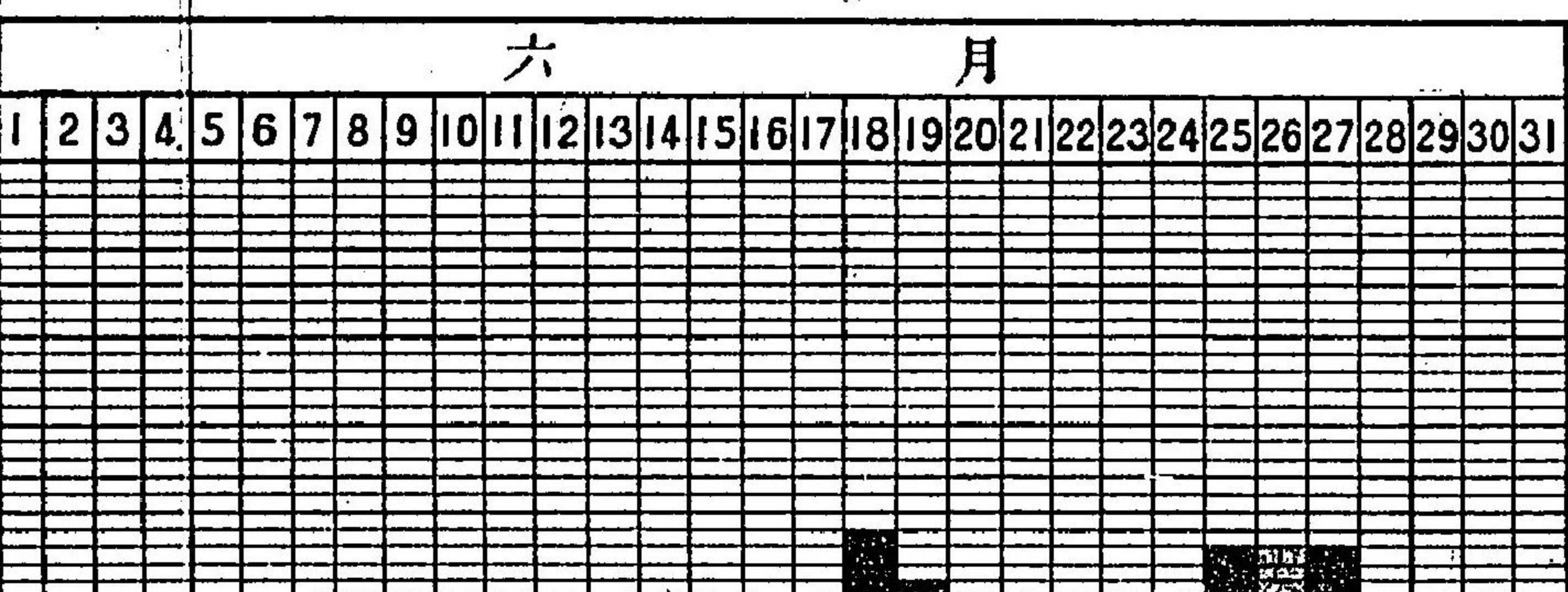
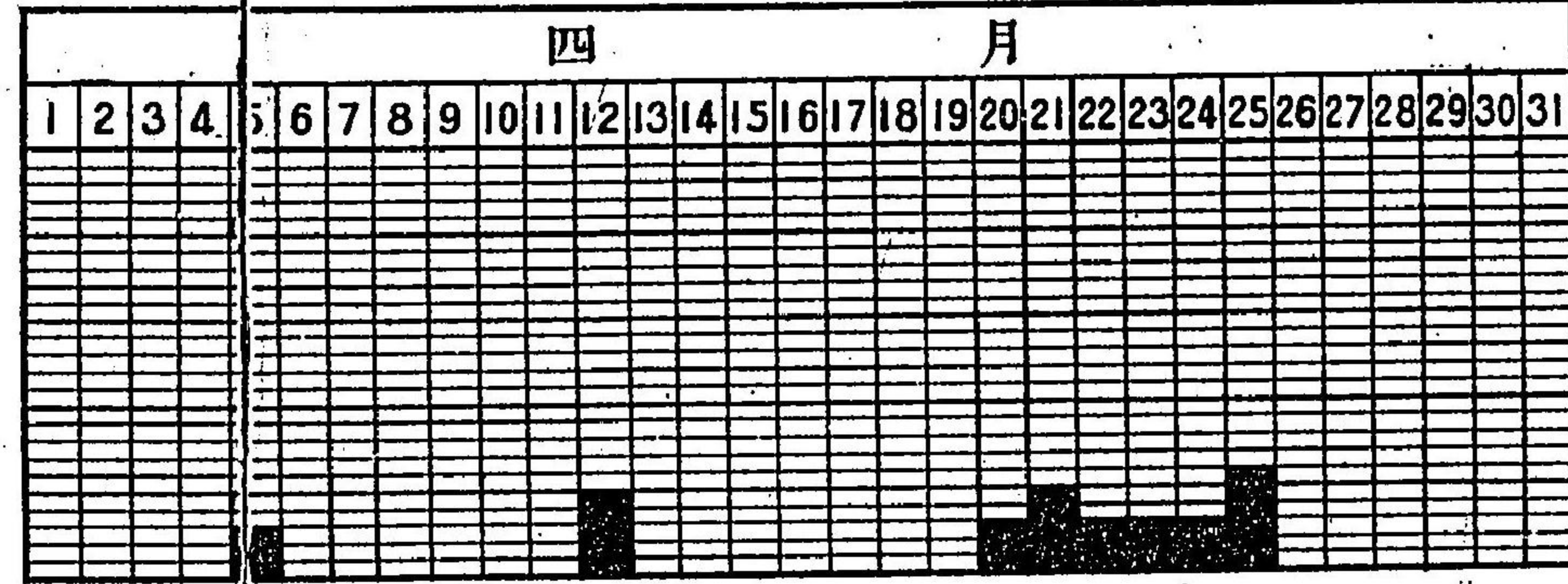
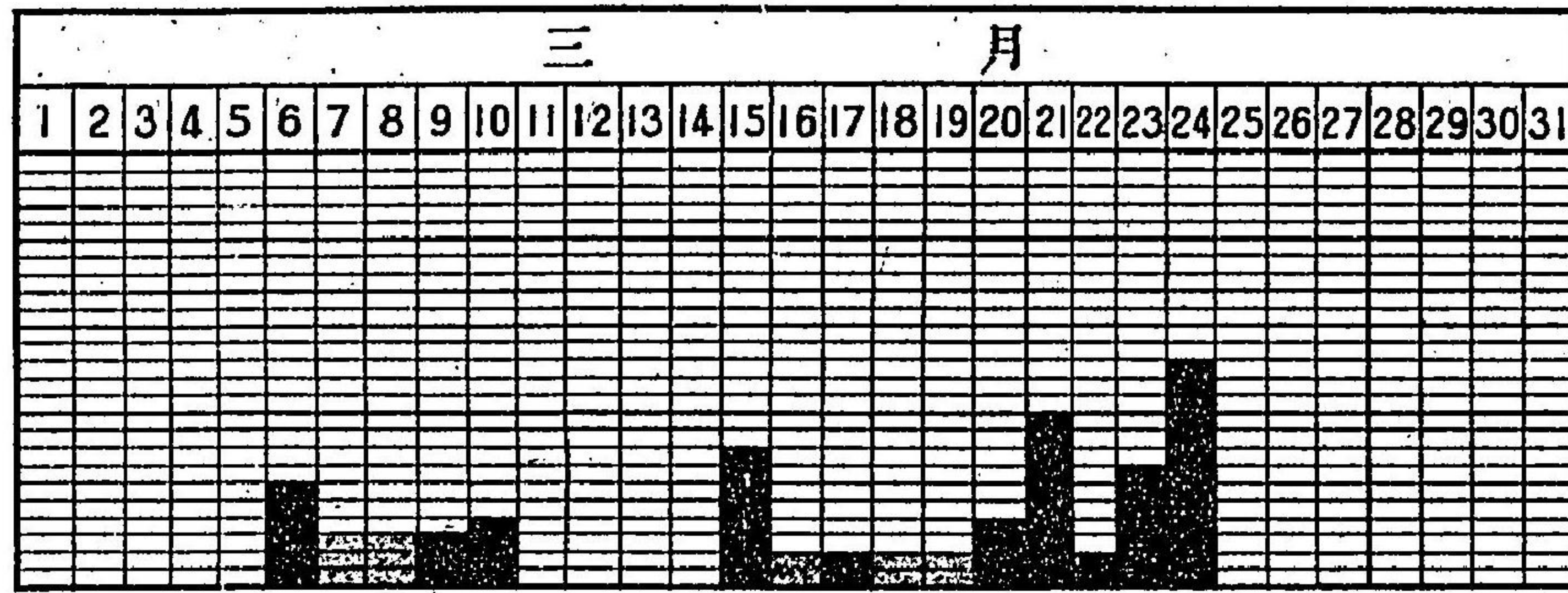
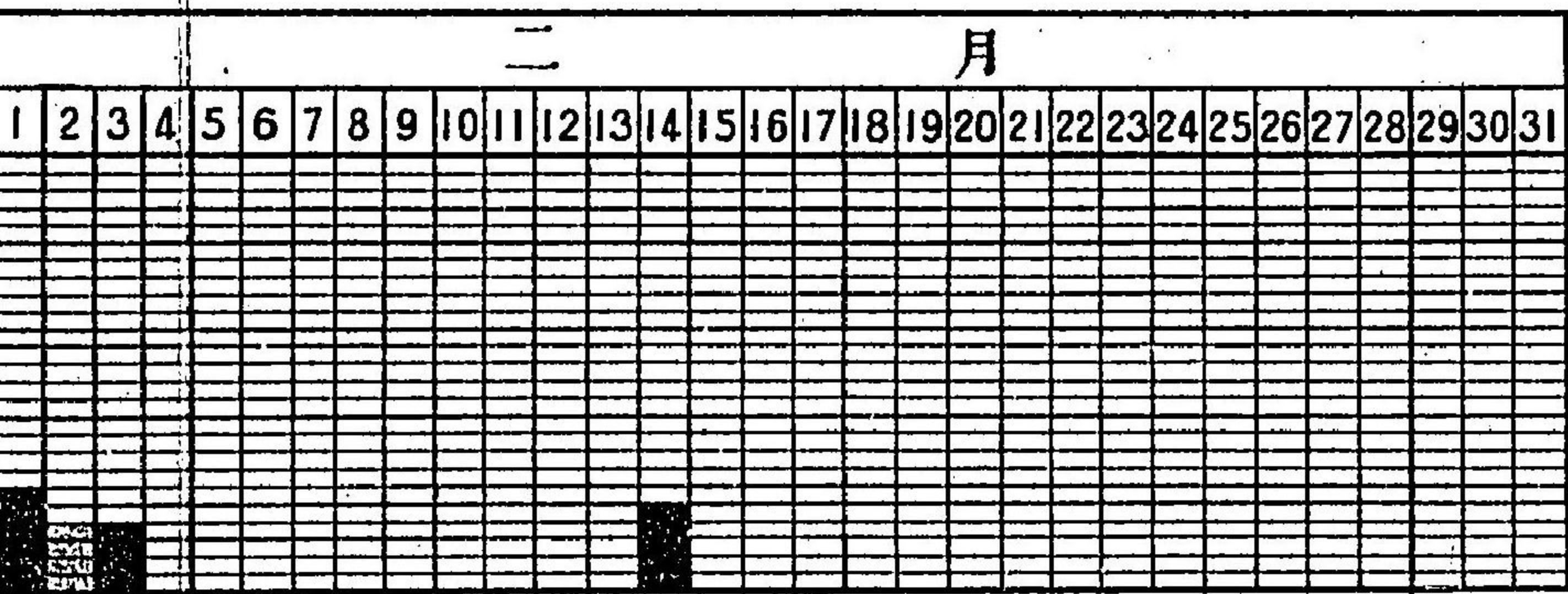
今此所謂飲酒發作ガ如何ナル期間ニテ回復スルカ是ハ參考用トシテ被告ノ提供セシ明治三十三年及三十四年ノ其家ノ金錢支拂帳ヲ檢スルニ大ニ其判斷ノ根據ヲ得ベシ即チ其帳簿ニ記載セラル、酒ノ購求高ヲ閱スルニ左ノ如シ

明治三十三年一月九日ヨリ十八日マデ	十日間	酒七升七合	一日平均 七合七勺
二月四日ヨリ六日マデ	三日間	一升四合	四合六勺
三月一日ヨリ九日マデ	九日間	六升五合	七合二勺
四月十一日ヨリ十八日マデ	八日間	二升五合	三合
四月二十五日ヨリ五月四日マデ	十日間	九升四合	九合四勺
五月二十六日ヨリ二十七日マデ	二日間	一升二合	六合
六月十一日ヨリ十三日マデ	三日間	一升四合	四合六勺
七月四日ヨリ十日マデ	七日間	六升八合	九合七勺
八月六日ヨリ十二日マデ	七日間	五升二合	七合四勺
九月七日ヨリ十三日マデ	七日間	六升八合	九合七勺
十月十一日ヨリ十七日マデ	七日間	五升七合	八合
十一月廿七日ヨリ十二月三日マデ	七日間	一升八合	二合五勺
明治三十四年三月二十日ヨリ二十四日マデ	五日間	三升六合	七合
四月二十日ヨリ二十三日マデ	四日間	一升七合	四合二勺
五月十四日ヨリ二十一日マデ	八日間	七升二合	九合
七月一日ヨリ十日マデ	十日間	九升三合	九合三勺

明治三十三年中發作



各横線ハ酒量一合ヲ示ス
 黒塗セルハ飲酒ノ發作時間及ビ量ヲ示シ
 細キ斜線ハ酒量不明ナルドモ飲酒ヲ推知セシムル時日ヲ示ス



入
監

ベシ然ルニ明治三十四年頃(三十二三歳頃)飲酒ヲ禁斷セントシテ賣藥ヲ服シ三四週間禁酒シ後チ試
ミニ酒量ガ減少セシヤ否ヤヲ試驗セルニ二升餘ヲ傾クルヲ得タリ之ヨリ以後飲酒ノ狀況一變シテ絶エ
ズ飲酒スル癖止ミテ發作性ニ酒慾勃起シ凡ソ一ヶ月毎ニ一回程發作セリ而シテ此酒慾ノ發作スルヤ如
何ニシテモ之ヲ抑制スルコト能ハズ晝夜連飲シテ七八日乃至十日間許ニ互ルヲ常トシ其飲酒ノ精神上
作用ハ以前ノ如ク發揚爽快トナルニアラズシテ初メ刺戟性憤怒性トナリ次デ悲痛苦悶ヲ呈シ之ニ次
ニ顯著ノ意識濁濁ヲ以テシ殆ンド全ク記憶ヲ遺サズ此ノ如キ症狀ハ之ヲ按ズルニ頗ブル定期性暴飲狂
即嗜酒狂(下ニ詳述ス)ニ之アルモノニシテ其狀殆ンド全ク嗜酒狂ノ模範的定型ニ一致シテ殆ンド之
ヲ疑フノ餘地ナシ故ニ被告〇三郎ハ性來酒ヲ嗜ミ二十五六歳頃ニハ酒量最モ多クシテ所謂常習性酒客
ナリシモ三十二三歳頃ヨリ其症狀一轉シテ定期性暴飲狂ニ變ジタルモノナラン猶ホ其發作ノ狀況如何
ナルモノナルヤヲ精細ニ查明セントスルガ爲ニ被告ノ身體精神ヲ調査セルニ左ノ如クナリキ

現在證

(甲) 身體狀態

體格及榮養佳良ニシテ強ク發育ス皮膚ハ微ニ蒼白色ヲ帶ビ皮下脂肪多シ體溫脈搏及血管ニ異常ナシ
頭部形狀稍短クシテ高ク左右殆ド均等ナリ只ダ左側顳骨ノ乳嘴突起ハ右側ヨリモ強ク發育シテ隆起
ス右顳頂結節ノ右前方ヨリ稍左後方ニ走ル線狀搬痕アリ長サ三仙迷巾ニ密迷ニシテ骨ト痠着セズ又壓
痛ナシ

頭部ヲ測定スルニ

頭圍	五十六仙迷	前後徑	十八・五仙迷	耳前頭圍	三十二仙迷
左右徑	十五仙迷	耳後頭圍	二十三仙迷	耳孔徑	十三仙迷
耳顛頂圍	三十六仙迷	前頭骨額骨突起徑	十三仙迷	耳下頸圍	三十一仙迷
耳孔鼻棘徑	十二・五仙迷	鼻根後頭圍	三十五仙迷	耳高	十三仙迷
橫徑示數	八十三・二ニシテ即短顛ニ屬ス				

顔面稍長クシテ左右均等ナリ感覺異狀ナク搖擗ナシ

眼ハ濕潤シテ光澤ヲ失ヒ眼裂正常ニシテ此ニ一致スル眼球結膜稍充血ス瞳孔中等ニシテ光線及調節ニ對シ能ク反應スレドモ視力減弱シ三間ノ距離ニテ左眼ハスネルン氏表四十號ヲ明視シ右眼ハ七十號ヲ明視スルニ止マル弱度ノ凹面鏡ヲ用ユレバ視力稍強クナルモ検査スルコト暫時ニシテ視力忽チ減弱シ物體錯亂スルガ如キ感アリ眼底ヲ鏡檢スルモ異狀ナシ即チ單純ナル弱視ナリ視野色神ニ異狀ナシ

耳、聽覺ニ異狀ナシ

鼻及嗅覺ニ障礙ナシ

口腔粘膜稍貧血シ齒列正カラズ舌運動味覺口蓋反射ニ異狀ナシ

胸部心臟肺臟ニ著キ變化ナシ

脊柱部ニ壓痛點ナシ

腹部胃肝脾ニ異狀ナシ

上腹反射通常ナリ

陰部ニ異狀ナシ

上下肢ノ發育及榮養佳良ニシテ左右均等ナリ觸覺痛覺溫覺筋運動握力ニ異常ナク震顛痙攣搖擗運動失調ナシ兩側共ニ二頭膊筋三頭膊筋反射少シク亢進シ膝蓋腱反射著ク亢進スアヒルレス腱反射足蹠反射ニ變狀ナシ

(乙) 精神狀態

被告○三郎ノ姿態ハ靜穩從容トシテ顔貌ニ異狀ナキモ目視茫トシテ感情ノ發表少ナキカ如シ談話明了ニシテ言語障礙ナシ舉動常人ト異ナル所ナク種々ノ運動ヲ命スルニ異常ナシ感情少シク鈍麻シ萬事ニ平氣ナルノ氣味アリ其身ノ將來及家族ノ境遇ヲ配慮シテ心神安カラズト自ラ語ルモ其顔貌及舉動ニヨリテ推察スルニ深キ精神感動ヲ帶ヒサルモノ、如シ觀念ノ構成ニ障礙ナク記憶力尋常ナルモ犯罪時前後ニ關スル記憶甚ク乏シ觀念聯合即チ思考力ノ早サ尋常ニシテ妄想ナク注意、領會、指南、判斷力共ニ障礙ナシ之ヲ要スルニ感情稍鈍麻シテ犯罪時ノ記憶甚ク乏シキ他精神ニ著キ異常ヲ認メス

左ニ問答ノ一二ヲ掲ケン

問 今日は何月何日なりや

答 明治三十五年十月二日です

問 此處は何處なるを知るや

答 此處は巢鴨病院内であります

問 汝の生年月は

答 文久元年十二月二十八日に生まれまして四十二歳になります

問 百三十三から四十四を減せば

答 八十九になります

問 百二十に五を乗すれば

答 六百になります

問 汝の犯罪した當時のことを話せよ

答 昨年十一月八日頃より酒が飲み度くなりまして自宅で酒を飲み或は酒屋へ出掛けて大變酒を飲み犯罪をした十一日にも外で飲んで帰宅し尙ほ炬燵で酒を飲んで居りました此の日の私の娘の○子が學校から歸るのか遅いので私か多少小言を言ふて居つたそゝてすか私は覺へかありませぬ學校には度々修辭會がありまして此日も其會があることを承知して居つた積りてすから娘の歸宅の遅いことを腹立てることはない筈であつたらうと思はれますけれども酒に酔ふて居つた爲め忘れてそんなことを言

問 入監後に酒が飲みたくなりしことはなきや

答 飲酒の慾が發作したことは二度ありました最初は○縣監獄署に居つた時明治三十五年一月下旬に酒が飲みたくなりましたけれども酒を飲まなかつたからして一二日で酒の慾がなくなりました其後東京の鍛冶橋監獄署内で三月中旬でしたが或日の正午頃酒が大變飲みたくなりましたけれども夕刻には輕快しました其他には在監中に起つたことはありません

明治三十五年十月二十二日被告ハ神田警察署ニアリはがキヲ寄セテ來診ヲ乞ヘリ就キテ之ヲ診察シ事情ヲ尋テ問フニ被告ハ左ノ如ク答ヘタリ

「十月十九日早稻田大學生の行列があるので其を見ようと思ふて午後五時頃夕飯前に錦町一丁目の居宅を出まして三河町まで行きました所が酒店で車夫等が酒を飲んで居る所を見て胸の中が

むらくとして酒が飲みたくなつて仕様がありませんでしたから直ぐ鳥の焼いたのを少し許り
 買て早速雉子町の或る酒店へ這入て酒を飲たが何程飲みましたか其から後の事は餘り覺があり
 ませぬ昨日(十月二十日)朝五時半頃目醒めた所が初めて自分が警察署内に居ることを悟りまし
 たけれども如何なる理由で此所へ来る様になつたか私には少しも分りませぬ其理由を逡巡に聞
 き正した所が其前夜酒の上で非常に亂暴した爲めと云はれましたけれどもそんなことは少しも
 覺えがありません昨日は大變酒が飲み度くなり頭が痛んで精神がぼんやりして朝から午後迄寢
 て居りました別段夢も見ませんでした時々目が醒めました昨日は何となく氣が鬱ぎましたけ
 れども今日は大變元氣よくなりました』

就キテ診察スルニ姿態顔貌目視ニ著キ變化ナク瞳孔ヨク光線及調節ニ反應シ視力ニ變化ナシ舌ニ白苔
 アレドモ其運動ニ障礙ナシ耳鳴アリ心動脈搏呼吸ニ變化ナシ上下肢ニ震顛ナキモ上肢ニ輕度ノ運動失
 調アリ閉目時指頭ニテ耳或ハ鼻等ヲ速ニ正シク觸ル、コト能ハズ又直立時ニ閉目セシムレバ身體少シ
 ク動搖ス膝蓋腿ニ頭筋反射著ク亢進セリ
 觸覺痛覺ニ變化ナキモ溫感稍減弱セリ五官ニ無キモノヲ感覺シ(幻覺)或ハ錯テ知覺スルコト(錯覺)共
 ニナシ情調ハ僅ニ鬱變ニ傾ケリ觀念ノ構成及記憶ニ著キ變化ナキモ觀念聯合ノ經過稍遲滯シ諸種ノコ
 トヲ質問スルモ速ニ返答スルコト能ハズ考慮抑壓セララル殊ニ諸算セシムルニ著キ障礙アリ
 問 二十三から十四を減せば

答 (暫時考へシ後) 九

問 百三十七から十八を減せば

答 分らない

問 二百三十三から四十四を減せば

答 分らない

問 七に八を乗すれば

答 五十……五十六になります

問 十二に九を乗すれば

答 (永ク考へタル後)百〇八

問 百二十に五を乗すれば

答 分らない

問 娘は幾歳になるか

答 十六歳です明治二十年生れです

問 母の年齢は

答 六十……六十七……六十八歳になります

問 汝の生年月は

答 文久元年十二月二十八日で四十二歳になります

明治三十五年十一月九日ヨリ又飲酒ノ慾望ヲ發作セリ同日朝六時頃被告ハ朝食ヲ喫セズシテ神田區錦町一丁目ノ居宅ヲ外出セシモ其レマデハ精神ニ異狀ナカリシカ被告ハ其ヨリ午前八時頃淺草區小島町ノ知己ヲ訪問セルニ主人不在ナルニヨリテ其家ヲ辭シ去リ下谷區竹町邊ヲ徘徊シタルニ酒慾勃興シテ止マズ盡頃或酒舖ニ入りテ酒ヲ命ジ夕頃マデ飲酒ヲ持續シ大ニ酩酊シタル上再ビ小島町ノ知己ヲ訪問シ其家ニテ前後ヲ辨ヘズシテ睡眠シ夜十時頃他人ニ掖ケラレツ、漸ク車ニ乘リ日本橋區蠣殼町二丁目ノ知己田○善○方ニ送ラレタリ夜十一時頃知己宅ニ着キ泥酔シテ言語錯亂只管酒ヲ強請シテ止マズ爲メニ酒三合許ヲ與ヘタルニ熟睡シ翌十日午前九時頃蠣殼町一丁目ノ知己○屋ニ赴キ案内ナク家ニ入りテ『酒を飲ませろ』ト叫ンデ止マザルニヨリ三合許ヲ與ヘタリト云フ同日午後三時診察スルニ被告ハ頭ヨリ布團ヲ被リ肝聲ヲ發シ乍ラ睡眠セルモ余ガ聲ヲ發シテ被告ヲ呼ブヤ直ニ醒覺シテ余ヲ凝視セシガ忽又舊位ニ復セリ醒覺時姿態非常ニ不穩ニシテ静臥スル能ハズ四肢ヲ或ハ伸展シ或ハ屈曲シテ膝中ニ輾轉反側シ多クハ横臥或ハ仰向ス目視定マラズシテ諸方ヲ凝視シ恐怖ヲ抱クガ如ク顔貌皺皺ニ富ンデ不安ト悲愁トヲ表ハン眼ト口トヲ忽チ開キ或ハ忽チ閉チ苦悶遺ル方ナキガ如キ狀態ナリ言語少キモ時々『馬鹿野郎』『畜生』ト叫ブコトアリ語調ハ稍々感動性ニシテ衝突的ニ激甚トナレドモ澁滯或ハ吃訥スルコト多シ言語單純ニシテ系統ヲ追ヘル談話ヲナスコト能ハズ諸種ノコトヲ質問スルモ多クハ返答セズ感情刺戟性ニシテ些細ノコトヲ言フモ憤怒シ易シ

觀念ノ發成モ著シク障礙セラレテ複雑ナル概念ハ心頭ニ上ラザル如ク觀念ノ聯合著ク澁滯シ余ヲ正シク認識シテ名ヲ答ヘタルモ自己ノ臥スル場所ガ何處ナルヤヲ詳ニ悟ルコト能ハズ月日ヲ知ラズ意識著シク濁濁シ注意力減少シテ能ク他人ノ言ヲ了解スルコト能ハズ偏ニ只頭部ト腹部トニ疼痛ト苦悶アリト訴フルノミ瞳孔ハ中等大ニシテ光線ニ對スル反應微弱ナリ舌ヲ挺出センコトヲ命ズルモ之ニ應セズ呼吸心動共ニ中等ニ促進シ脈一分時九十至大ニシテ軟ナリ腹部ヲ壓スルニ到ル處疼痛アリト云フ指ハ稍微細ノ震顫ヲ呈シ歩行ハ蹣跚トシテ甚ダ不確實ナリ顔面胸部上肢ニハ痛覺大ニ減弱シ殊ニ腹部及ビ下肢ニハ痛覺殆ンド全ク缺クルモノ、如シ

觸覺 溫覺ハ到ル處甚シク減弱スルモノ、如シ握力亦減弱ス瘻孳ナク運動麻痺ナシ

他人ノ命令ニ從ハザルニヨリ運動失調ノ有無不明ナリ二頭筋三頭筋膝蓋腱ノ反射ハ却テ平素ヨリ減弱シアヘルレス腱反射及足現象ナシ

幻視及幻聽ナシ

輾轉反側シ乍ラ頻ニ酒ヲ強請シテ止マズ試ニ酒ヲ與フルニ杯ヲ手ニシ顔ヲ皺カメ眼ヲ閉チ乍ラ止ムナク強テ酒ヲ飲マントスルモノ、如シ美味ナリヤト問フモ『苦い』ト答フルノミ通常人ガ飲酒スルガ如ク之ヲ快トシテ飲ムニアラズ飲ミタル後モ爽快トナルコト毫モナシ酒ヲ飲ミテ後ハ復又反側シ且ツ猶ホ酒ヲ請求ス夜ニ入ルモ安眠セス尙四合許ヲ飲メリ

十一日 益々不安トナリテ苦悶増劇シ渴ヲ訴ヘ意識愈々濁濁シ聲中ニ排尿ス又酒ニ水ヲ加ヘテ與フル

モ之ヲ悟ラズ此日酒凡ソ五合許ヲ用ヒタリ酒中ニ針アリ或ハ毒物アリト言ヘリ或ハ實子ガ衰レナリトテ落膽スルガ如ク或ハ下婢ニ戯レテ『酒を飲ませろ』ト叫ビ或ハ『信州の某地の水を飲ませろ』ト云ヒ其言フ所殆ンド系統ナシ時々突然顔ヲ上グ眼ヲ開キ再ビ横臥ス

十二日 症状益々増進シ人ナキニ『己れをぶつならぶて』ト云フコトアリ酒六合許ヲ飲ミタリ

十三日 身體大ニ脱力シテ酒慾止マス『おーい』ト連呼シテ酒ヲ請求シ三四合ヲ與ヘタリ午後六時診察セルニ呼吸心動稍々沈靜シ精神濁濁シテ刺戟性ナリ此夜一時頃其寢室ニ隣レル勝手ニ行キ其所ニアリタル酒五合許ヲ飲ミ盡シタリ

十四日 酒四合許ヲ盡シ此日ヨリ腹痛劇キヲ訴ヘ舉動不穩トナリ看護人ヲ罵詈シ『足の下に犬が来た』

『大坊主が来て怖い』等ト叫ビテ夜間モ安眠セズ

十五日 症状前日ノ如クシテ酒五合位ヲ飲ミタリ

十六日 酒量六合

十七日 腹痛甚クシテ此日ヨリ吃逆ヲ發シ益々脱力ス酒量五合餘

十八日 時々睡眠スレドモ熟睡セズ又獨語スルコトアリ酒量七合許ナリ

十九日 腹痛吃逆止マズシテ時々嘔吐アリ診察スルニ瞳孔ニ異常ナキモ脈搏稍頻數ニシテ小軟ナリ酒量五合餘

二十日 嘔吐甚クシテ鶏卵ヲ食スルモ吐シ酒四合ヲ飲ミタルモ殆ド皆嘔吐セリ胸内苦悶アリ屢々目前

ニ人影ノ動クヲ見或ハ其來テ吾身ヲ壓迫スルガ如キヲ感覺シ尙時々足部ニ一種ノ感覺異狀アリテ『しぐりぐり』トスルヲ感ズト告グ

二十一日 朝ヨリ頓ニ酒ヲ嫌ヒ只ダ恍惚トシテ半醒半眠ノ狀ナリ

二十二日 精神大ニ清明トナリタリ診察スルニ感情尙稍々鬱ス能ク場所及時日ヲ識別スルモ思考力減衰シ簡單ナル暗算ヲナスコト能ハズ食慾尙進マス

二十三日 精神殆ド全ク清明トナリテ平素ニ復シ頭痛止ミ食慾亢進スルモ夜間尙安眠スルコト能ハズ

二十四日ヨリ食慾平素ヨリモ却テ亢進シ

二十六日ヨリ夜間初メテ安眠スルコトヲ得テ身神全ク平素ニ復セリ

故ニ今回ノ發生ハ九日正午頃ニ起リテ二十日マデ飲酒ヲ持續シ十二日間ニ七升餘(一日平均量六合許)ノ酒ヲ飲ミタリ

二十七日ニ至リ既往ヲ質問スルモ發作中ノ記憶甚ダ乏シクシテ其言フ所ニ據レバ

『下谷竹町邊で飲酒しましたけれどもドンナ家であつたか又何れ程飲んだかちつとも覺があまりませぬ大變酔つた上で小島町の知己へ行きました其後はどうしたか分りませぬ夜車で日本橋へ来たことは微かに覚えて居ります其後醫士が來られた事は能く記憶致しませぬが何時でしたか針で手を刺された様に覚えて居ります其他のことは分りませぬ』

右余等ノ實驗セシ二回ノ發作ヲ見ルニ第一回ハ發作ノ持續短暫ニシテ充分平素『ある』ト稱スル所ノ

發作ノ狀ヲ詳ニスル能ハザリシモ第二回ノ分ハ平素ヨリモ稍長ク持長セシ爲ニ其症狀モ從ツテヨク表
 ハレタリ即チ其當初ニハ被告ハ興奮シテ叫聲ヲ發シ之ニ次ギテ困臥昏憒ノ狀態ニアリ劇ク喚起スレバ
 醒覺スルモ直ニ又昏憒ニ陥ルノ有様ニシテ從テ意識濁濁(人事不省)シテ時日ト在所トヲ辨ヘズ心身
 不安ニシテ恐怖アル如ク憂愁アル如ク著キ苦悶ニ堪ヘ兼ヌルノ狀ヲナシ四肢ヲ靜置セシムル能ハズ軀
 轉反側シ言語少ナク多クハ問ニ應セス應ズルトキモ其言ニ秩序ナク唯時々短言ニテ憤怒シ罵詈スルヲ
 見且此際幻聽アル如ク又幻視アリ(犬、大坊主、人影ノ動搖シ又已ラ壓迫スルモノ)被毒妄想アリ其
 意識ノ濁濁ノ甚キ時ニ及ンデハ聲中ニアリテ排尿スルニ至リ身體症狀ニテハ呼吸脈搏ノ異常瞳孔反應
 ノ遲鈍手指ノ震戦上下肢腹部ノ痛覺ノ減弱乃至缺亡等アリテ之ト並存シ十日ノ後ニ至リテ意識漸次ニ
 清明トナリシモ猶ホ思考力ノ不充分ナル食思ノ不振ナル睡眠ノ缺乏又ハ不足ナルアリ全ク尋常ニ復セ
 ルハ凡ソ二週後ナリキ
 是等ノ症狀ヲ以テ之ヲ既往ノ症狀ニ比スルニ畧相一致シテ同ク興奮期苦悶期麻痺期アリ但興奮期ハ今
 同ハ甚ク微微ナリシト雖モ其痕跡ナキニアラズ且今回ノ發作ニヨリテ被告ノ意識ハ其發作中當初ヨリ
 シテ甚ク濁濁シテ其間ノ經歷ハ總ニ其概要ヲ記憶スルノミナルヲ知ルヲ得タリ而シテ之ニ由リテ其病
 症ノ定期性暴飲狂即チ嗜酒狂タルコトハ益疑フベカラザルモノトナレリ
 抑酒精飲用ノ爲ニハ諸種ノ精神病ヲ惹起スルコト甚多シテ之ヲ總稱シテ中酒狂ト名ヅク通常ハ酩酊ニ
 アリテハ發揚興奮シテ多言多動トナリ爽快ヨリ憤怒性ニ移リ其甚キ知覺ノ錯誤、思想ノ紛亂ヲ來タシ

運動障礙及ビ麻痺ヲ經テ全然人事不省トナルニ至レドモ其ノ酩酊ハ飲用セル酒量ニ比例シ且酩酊ノ經
 過短クシテ永クトモ一二日ノ後ニハ健康ニ復シ一週間以上モ持續スルコトナシ又疾病的酩酊ト云ヘル
 モノアリ是ハ遺傳素累アル者ニ見ルベキ者ニシテ少量ノ酒ヲ飲用スルモ直ニ烈ク酩酊シテ精神濁濁シ
 苦悶ヲ發シ指南力ニ乏クシテ記憶力ナシ尙幻視又ハ幻聽等ヲ發スルコトアリ今被告〇三郎ガ有スルモ
 ノハ此ノ如キ急性中酒症ナルカト云フニ此症ハ被告ノ病症ノ如ク整然トシテ發作的ニ反復スルモノニ
 アラズ又平素却テ酒ヲ嫌忌スルコトナシ
 慢性酒精中毒ハ精神病ノ原因トナルコト多ク其飲酒ニハ間斷ナク其精神症狀モ亦常久ニシテ整然タル
 期限ヲ制スルコトナク其症狀モ亦時ヲ定メテ起リ止ムコトナシ被告〇三郎ニ於テハ其飲酒ノ狀態既ニ
 異ナリ其症狀ノ起退モ亦之ニ異ナルガ故ニ其病症ハ慢性酒精中毒狂ニアラズ從テ又中酒性鬱狂、中酒
 性躁暴狂、中酒性妄想狂、中酒性麻痺狂等ト認ムベカラズ
 其他酒精中毒ニヨル酒客、譫妄ハ感覺ノ過敏、神經性不穩等身體症狀ノ他ニ精神上ニ於テハ憂愁不快ア
 リ刺戟性不安及ヒ苦悶アリ意識濁濁ニ加フルニ幻視幻聽ノ旺盛ニシテ且特有ナルモノアリ其病症モ特
 殊ニシテ容易ニ此被告ガ有スル病症ト區別スベシ
 之ヲ要スルニ被告ガ有スル病症ハ酒精中毒ニ因スルモノニアラズ換言スレバ即チ所謂中酒狂ニハアラ
 ズシテ前ニモ述シガ如ク所謂定期性暴飲狂一名嗜酒狂ト稱スルモノニ他ナラズ
 此所謂定期性暴飲狂一名嗜酒狂ハ家系ニ遺傳多キ者ニ來タル定期性精神病ニシテ其病ノ爲ニ抑ユベカ

ラザル劇キ飲酒ノ慾念ヲ發作シ來リテ其酒精ヲ飲用スルヤ尋常ノ豪飲ト異リ其嗜慾時期ヲ割シテ時々發作性ニ起リ其時以外ニハ飲酒ノ慾望ナク一滴モ口ニセサルノミナラズ却テ或ハ酒ヲ嫌惡スルヲ多ケレト唯其病期ノ襲來スルヤ或ハ不安ノ爲メ或ハ苦悶ノ爲メ或ハ是等ト同時ニ抑エントシテモ抑エヘカラサル殆ント強迫的ナル酒慾勃然トシテ起ルカ爲ニ時日ヲ問ハズ場所ヲ擇ハズ機會ヲ待ツコト能ハズ又他客ト其樂ヲ共ニスルコトナク從テ又酒ノ品性ヲ擇フコトナク唯タ量ノ多キヲノミ欲シ若シ善良ノ酒ナキトキハ醋樽等ヲ手ニシテ願ミサルニ至ル且ツ飲酒スルモ通常ノ飲酒後ノ如ク發揚シテ愉快トナルコトナク一時其苦悶ヲ減スレトモ暫時ニシテ其苦悶ハ又劇クナリテ愈飲ンテ愈苦悶ヲ増スノミナリ其酒量ハ此ノ如クニシテ頗ル過大ナルコトアレトモ而モ其割合ニ完全人事不省ノ度ニ迄ハ酌量セサルコト屢之アリ其間不眠、不安、食思不振等ノ伴ヘルアリ此ノ如クニシテ一定時期（數日乃至數週）ヲ過クレハ飲酒ハ忽チ止ミテ發作モ次第ニ弛ミ去ルヘク其時ニ至レハ患者ハ稍安靜トナリ幻覺譫妄等ヲ有スル虛脫状態ニ陥リ此ニ至テハ復全ク飲酒ヲ欲セズ惡心ノ劇キアリ或ハ只管睡眠ヲ催フシ多少分明ナル中酒症狀（嘔吐、食思不振、胃加答兒、運動ノ不確、振顫等）アリテ回復ニ移ルヲ常トスルモ猶ホ此間不安鬱愛全身ノ不快睡眠後ノ不愉快又ハ自悔自責酒精ノ癡忌等アルコト多シ

今是等ノ症狀經過ヲ以テ是ヲ被告カ自ラ（鑑定人ヨリ問ヒ又ハ促スコトナク）既往ニ就キテ語リシ所ノ既往症余等カ親ク被告ニ就キテ診察セシ所ノ成績ニヨルニ被告カ久ク患フル所謂酒癖ハ一々其詳細ヲ繰返ス迄モナク其症狀全ク嗜酒狂ノ症狀ト一致シ又其病症ノ所謂中酒狂ニアラザルコトハ明々白々

ナラン

扱又定期性暴飲狂ハ遺傳其他ノ精神病の素累アル者ニ發スルコト多クシテ此ノ如キモノニアリテハ屢生理的時期（月經妊娠又ハ月經ノ止ムトキ）又ハ劇キ感動又ハ心身ノ過勞等ニヨリテ此症ノ誘發セラレ、ヲ見且又嗜酒狂ハ屢體質性精神病（癲癩ひすてりー神經衰弱等）ヲ合併スルモノナリト云ヒクレベリン氏ノ説ニ從ヘバ嗜酒症ハ全ク癲癩ノ一種變形セルモノニ他ナラズト云フ今被告ニシテ定期性暴飲狂即嗜酒狂ナランニハ是等原因又ハ病症ニ附キテ果シテ如何ノ關係ヲナスヤ是レ又一考スベキノ點ナリト信ズ

抑遺傳ナルモノハ精神病ノ原因トシテ輕少ナラザル價值アルモノニシテ或ハ同病トシテ父祖ヨリ子孫ニ遺傳シ或ハ類病トシテ父祖ヨリ子孫ニ遺傳スルモノアレドモ殊ニ同病ノ遺傳ハ其家系ニ一種不拔ノ特別遺傳病アルヲ示スモノニシテ其後裔ニ於テ其身體精神ニ特殊濃厚ノ禍累トナルヘキハ論ヲ俟タス、シテ明ナリ右被告カ家累ヲ案スレバ父ト云ヒ内外祖父ト云ヒ父ノ一弟母ノ二弟ト云ヒ又被告ノ一弟ト云ヒ皆酒客ニシテ其中疾病性酪酊ニ類スル如キモノアリ或ハ他人ヲ殺害スルニ及ヒタルモノアリ或ハ爲ニ精神病又ハ神經症ヲ繼發シタルモノアリ其他母ノ姉モ妹モ内祖母モ女子ニシテ多少飲酒ヲナシタリト云ヒ且母ト内祖母トハ共ニ神經病家タリ外祖母ハ腦出血ニテ死シ母ノ姉ハ老癡狂ニテ死セリト云ヒ誰人モ其家系ヲ一見シテ重キ禍累ノ其家ニ遺傳シツ、アリテ酒客ノ偶然一家ニ輩出セシモノトハ見ルベカラズ必ズ深ク根底ヲ有シ殊ニ其家系ノ神經系ニハ重深ナル病質ノ相繼承シアラルヲ知ルコト

極メテ容易ナリ被告カ子女ノ死亡數著ク多キモ亦參考ノ一資トナルベシ
 又被告ノ既往症ヲ案スルニ被告ハ小兒時ヨリ刺激性ニシテ忿怒シ易ク睡眠不安ノ癖アリテ屢々夢ニ驚
 キ十二三歳ノ頃夢中遊行症アリテ夜隣家ニ赴キテ曰ノ上ニ正座シ傍人カ背部ヲ強打スルニ及ビ始メテ
 醒覺シ其迄ノ舉動ヲ更ニ記憶セザリシコトアリ其他三十六七歳頃ヨリ飲酒時外ニ屢々不意ニ事物ヲ忘
 却シ或ハ他人ト談話中ニ突然談話シツ、アリシコトヲ忘却シ眼ニ牽引スル如キ疼痛ト光輝アル小物幻
 視トアリ且耳鳴ヲ伴フコト少ナカラズ此異狀ハ暫時ナルコトアリ或ハ二三日間持續スルコトアリ以上
 ノ中夜中驚悸夢中遊行等ノ症ハ癲癇患者ニ多ク見ルノ病狀ニシテ卒然ニ時ヲ割シテ眼痛ト共ニ事物言
 談ヲ忘却スル如キモ恐ラクハ所謂癲癇小發作ニテモアルガ如シ要スルニ此ノ如キノ症狀ハ之ヲ他ノ神
 經病ノ症狀トシテ考フルヨリモ癲癇ノ症狀トシテ考フルヲ穩當トス且又癲癇ハ遺傳上又病歴上飲酒ト
 關係輕淺ナラザルモノニシテ癲癇者ハ多クハ(凡ソ四分ノ一)父母又ハ其一家ノ酒客ナルモノ、間ニ生
 ル、モノナリト云ヘバ此報告ノ如キ遺傳歴ノ深ク重ク且酒客ノ累代繼承セル家ニ生レタルモノニハ癲
 癇症ノ推測ハ甚ダ不當ニハアラザルベシ
 以上論述セル所ニヨリテ之ヲ見諸種ノ症狀ヲ綜合シ其經過ニ注意シ其遺傳史及ビ既往症ヲ參酌スルニ
 被告ガ定期性暴飲狂ヲ患フル者タルハ明白ナリトシ殊ニ明治三十五年十一月九日ヨリ二十一日ニ至ル
 十三日間ニ實見セル症狀ハ酒精中毒者ニ發セル定期性暴飲狂一名嗜酒狂ニ一致スルノミナラズ實ニ此
 精神病ノ模範的定型ヲ取レルモノニシテ此病狀ハ明治二十四五年ノ頃ヨリシテ發シ來リタルモノナリ

之ニ尋テ發スル問題ハ即チ「被告〇三郎ハ明治三十四年十一月十一日其妻ト〇ヲ毆打シテ死ニ至ラシ
 メタルトキニ於テ此ノ如キ發作的嗜酒症中ニアリシヤ如何」ト云フコトナルベシ今之ヲ取調ブルニ被
 告ノ自ラ語ル處ニヨレバ明治三十四年十一月八九日頃ヨリ例ノ發作始マレリト云ヒ他ノ關係者(丸〇
 氏鑑定書)ハ三日前ヨリ初マレリト云フモ其金錢出入帳ニヨレハ其九、十、十一月ニ於ケル買酒日記ハ
 左ノ如クナレバ

九月三日	七合 (被告自筆)	廿二日	(此日ヨリ自筆)
四日	二合	十月三十日	一合 (此日ヨリ代筆)
五日	二合	卅一日	一合
六日	(此日ヨリ代筆)	十一月六日	三合 (此日ヨリ代筆)
十五日	六合	七日	五合
十六日	一升五合	八日	五合
十七日	一升	九日	四合
十八日	一升	十日	三合
十九日	一升	十一日	兎行ノ當日ナリ

被告ハ被告ガ自カラ信ズルヨリモ二三日早ク即チ明治三十四年十一月六日ヨリ例月ノ如ク飲酒ノ發作
 ヲ來シ居タルモノ、如シ

此間ニ於テ被告カ如何ノ状態ヲ呈セシヤ近隣ノモノ、之ヲ知ルモノナク唯被告ノ自カラ余等ニ告クル處及ヒ藤○氏丸○氏ノ鑑定書ニ記スル處ニヨルニ被告カ有スル定期的飲酒慾念ハ明治三十四年十一月六日以來ヨリ起リシモノ、如シ

今試ミニ被告カ兇行前後ノ狀況ヲ詳細ニ記載スレハ左ノ如シ

被告ハ酒ヲ求メテハ時々少飲シ飲ミテハ眠リ眠ルカト思ヘハ復起キテ酒ヲ呼ヒ又ハ外出シテ酒舖ニ行キタリシカ其症狀未ダ甚シカラサリシカバ家事ニ從事シタリ然ルニ犯罪ノ前日偶々其住地ニ於テ學校生徒ノ野外運動會ノ舉アリ被告ハ元來家兒ノ教育ニ就テハ甚タ熱心ナリシガ被告ノ家兒モ其會ニ與ルニ付キ其狀況ヲ見ント欲シ午前八時該場ニ赴キテ參觀セルモ十一時頃其會ノ終ラサルニ既ニ飲酒ノ慾念盛ニ發起シテ制止セントスルモ能ハス途ニ其場ニ留マルコト能ハスシテ倉皇歸途ニ就キ或ル酒舖ニ入りテ直ニ大杯ヲ傾ケ尋テ尙一二酒店ニ立寄りテ五六合ヲ飲ミ漸クニシテ其慾念ヲ充タシ午後二時頃家ニ歸リテ褥中ニ投シ睡眠不安意識朦朧夢ノ如キ有様ニテ經過セリ翌日即チ兇行當日ニ於テハ身體上ニハ別ニ異常ナカリシガ只苦悶ノ感情ト飲酒ノ慾念依然トシテ前日ニ於ルカ如ク少シモ消失セス早朝家ヲ出テ或ル酒店ニ投シテ五合許リヲ飲ミ午後三時半頃家ニ歸リ炬燵ニテ温ヲ取り尙酒ヲ飲ミナカラ其娘(勳子)ノ學校ヨリ歸宅スルヲ待チシカ定刻ニ至ルモ歸ラサリケレハ如何ナル事情ニ由ルヤト配慮シ時間ノ遅キヲ語リツ、酒ヲ飲ミ居リシニ午後五時ニ近ツクモ尙歸宅セサリシニヨリ校紀カ嚴重ナラストテ大ニ之ヲ慨シ教師ノ處置其當ヲ得ス

トテ之ヲ怒リ怒氣ト苦悶トヲ抱キナガラ尙飲酒ヲ絶タズ酩酊甚シカリシ午後五時頃ニ至リ勳子漸ク歸宅セルニヨリ被告○三郎ハ之ニ向ヒ『今日は何故に斯く歸宅か後れたりや』ト詰問セリ勳子ハ『今日は修辭會がありましたから斯くは後れました』ト辯解セシモ被告○三郎ハ尙此辯解ニ満足セス『例令修辭會ありたりとて女子が學校にてさう歸宅の後の、筈はないさう云ふことなら明日から學校へ遣らぬから』トテ大聲ヲ放テ叱責セリ此時共ニ炬燵ニアリテ傍ニ横臥セル被害者妻と○ハ勳子ニ向ヒ『今日は御父さんが酔つて居られるから今そんなことを言はないでも酔か醒めた時に申せば宜敷い』ト言ヒタリシニ○三郎ハ益々憤怒シテ妻ニ向ヒ『何の爲に小供を學校へ出して置く教育する爲めではないが親か子供に尋ねるに何の差支がある』ト云ヒ乍ラ有合セタル長羅亭ノ煙管ヲ持テ妻ノ頭部ヲ打撃セリ(打撃ヲ反覆セサリシカ如シ)是ニ於テ妻ハ其非ヲ詫ヒテ二階ニ去リタリ此時隣家ノ與○末○ナル者○三郎ノ放聲ヲ聞キ之ヲ靜メントシテ○三郎方ノ庭ヨリ入り○三郎ヲ呼ヒ出シテ末○ノ自宅ニ連レ行キ種々説諭セルモ○三郎ハ強ク酩酊シテ其言ヲ所ヲ解スルコト能ハサリシニヨリ再ヒ○三郎ヲ其自宅ニ還シ炬燵ニ臥セシタリ此時二階ニ臥寐セル被害者と○ハ劇ク頭痛嘔吐ヲ催フシ容體悪キニヨリ看護者階下ニ降りテ醫士ヲ迎ヘントトヲ○三郎ニ相談スルモ意識溷濁シテ言辭要領ヲ得ス終ニ只タ炬燵ニ横臥シ乍ラ『兒○醫士を呼んで来て診察して貰へ』ト云ヒタルノミニテ醉倒セリ其夜ハ睡眠不安ナリシト云フ

越エテ翌日(即犯罪ノ翌日)ニ至ルモ醉氣尙去ラス酒慾尙止マス早朝家ヲ出テ、或ル酒舖ニ入り

數杯ヲ飲ミテ家ニ歸ル偶々隣人ノ來ツテ妻と○ノ病狀ヲ見舞ヒ昨夜吾妻カ自己ノ爲ニ毆打負傷セシメラレタリト聞キ直ニ階上ニ行キテ妻ノ寢室ニ臨ミ妻ノ頭部ニ損傷アルヲ認メタリ是ニ於テカ大罪ヲ犯シタリ一刻モ猶豫スベキニアラズトシ自ラ自首セントシテ家ヲ出テントセシモ隣人家兒ノ爲ニ制セラレテ外出スル能ハズ彼此論争中恰モ實兄ノ來ルニ際會シタルヲ以テ其理由ヲ告テ實兄ヲシテ自首セシメタリ依テ巡查ノ爲ニ拘引セラレタリ

被告ハ猶ホ其拘引セラル、ニ際シ飲酒ノ慾念又發起シテ禁スルコト克ハサルヲ以テ二階ノ梯子段ニ腰ヲ掛ケ井ニテ一杯ヲ飲ミ其ヨリ巡查ト共ニ警察署ニ伴ハレタリ當時警官ノ質問ニ應スルカト思ヘバ忽チ肝聲ヲ放チテ眠ニ就ケリト云フ次テ監獄署ニ護送セラレタリ

此兇行前後ノ狀況ヲ考フルニ其當時被告ハ實ニ每常ノ飲酒發作ニ惱ミ居リタルモノ、如ク其發作ノ開始ハ明治三十四年十一月六日ニシテ明治三十四年十一月十一日ニハ未ダ其終ヲ告グス且其發作ハ彼兇行ニヨル感動(驚愕)ノ爲メ又其後ノ飲酒中止ノ爲ニ忽チ中絶シタルモノ、如クナリ但憾ムベキハ長野縣○監獄支署ニ於ケル當初ノ症狀ノ記載ナキコトニシテ此當時ノ記載ニシテアランニハ被告ガ兇行後ノ精神狀態ノ如何ヲ探知ルコトヲ得テ其發作ノ終始ヲ明カニスベク又之ニヨリテ余等ノ認定ニ確乎タル證左ヲ與フベカリシニ

扱以上述ベシ所ノ如ク被告ハ是際全ク常例ノ發作ニ惱ミ居リタリトシテ次ニ緊要ナル事柄ハ被告ガ其兇行ノ時全然無意識ノ狀態(即俗ニ所謂人事不省又ハ夢中)ニテアリシヤ否ヤナリ

明治三十四年十一月十二日被告ハ長野地方裁判所○支部に於て陳述して曰ク

『娘勳子を高等女學校に出して置きますのですが昨日は何時にない歸りが遅う御坐いましたし夫に雨が降りますから自分で傘を持って迎に行こうと思ひましたけれども他の家の子供も歸りませぬから友達と一緒に歸て来るだろうと思ひ心待て居りました處其内に歸て來ました其より前私は寢酒に四合許を飲みて臥し居り妻も不快の爲め矢張炬燵に臥せり居りましたが私は勳子に對て『今日はどうして歸りが遅かつた』と尋ねましたら『何か談があつた』と申ました其時妻が娘に對て『今日は父さんが酔つて居るからそんなことは話さないでも宜い』と申しましたから私は妻に向て『何の爲に子供を學校へ出して置く教育する爲ではないか親が子供に尋ねるに何が差支がある』と云ひながら有合はせたる長羅苧の煙管を持って妻の頭を打ちました處雁首は折れて何處へか飛んで仕舞ました壹度限り打ちはしませぬ……妻を打ちたる時の位置は勝手炬燵に私は西側に妻は南側にて西向きに私の方へ頭を出して寢て居りましたので東側には妻の母が居りましたのですから打ち傷は右の方にあるだろうと思ひます』

明治三十四年十一月二十日被告ハ長野地方裁判所○支部に於テ陳述スラク

『娘は其の場に居りしも見ないかも知れませぬ自分も打つ者はありませんので打ちたることの覺なき程故小○ま○(妻の母)も打つた處を見たか如何か存しませぬ』

(隣家の與○末○方へ至り)勳子を叱責したる意旨を話して歸宅して炬燵に居りますと二階より

丸○松○及同人妻○が降り来りてと○は大層悪い容體だと申します故驚てぎうしたのかと尋ねましたら兩人が私に『御前が雁首の折れる程煙管て頭を打つたと云ふことではないか』と申しましたので初めて勳子を訓戒し居る際と○が口を出したるを黙て居れと云て振りし煙管か當たかと思ひました位です』

明治三十五年二月四日長野地方裁判所刑事部法廷ニ於テ陳述スル所ニヨレハ

『私は時々酒を飲み度なる癖があり其時も恰度其病氣が起り酒に酔ふて居つて何を云ふたのか何を致したのか碌々覺がないであります……何時頃(娘勳子カ歸宅セシカ)と云ふ覺えもありません……或は(歸宅ノ遅キヲ)詰りたるやも知れざるも兎角大醉致して居り能くは記憶致して居りません……私は酔つて居つた故何にもかも判然と記憶しては居りませんか(妻ノ言ニ)腹を立つて毆打するなと云ふ氣はなかつたのですが妻は直ぐ傍に居つたこと故私カ小言を云ひながら振回した煙管か一寸位は當つたかも知れませんが夫れや是れも其當時は酔つて居つて夢中で居ました後に至りて其當時は多分そうで在つたらうと追想致す位のものであります……私は打つた積はないのですが酒狂になつて居つた際振廻はして居つた時當りでもしたものと後に考へるのです……(其後ノコトハ)判然とは覺えて居りませんが其後隣家の與○末○宅へ參つた様に考へます酔つて居つて能くは知らないが與○か『私に一寸來い』と云ふて參り暫く參つて談を致して居り宅へ歸りました』

是等ニヨリ考フルニ被告ガ無意識ナリシコトヲ主張スルハ裁判ノ度毎ニ其度ヲ加フルガ如シト雖モ要スルニ被告ハ其當時全然人事不省ノ有様ニアリタルモノトハ認ムベカラズ然レドモ猶ホ此際被告カ隣家人ト談話セシ事ノ内容ニ就キテ『薄々は夢の様に覺えて居ります』ト云ヒ又妻ニ劊ヲ負ハシメタルニ就キテハ『翌日酔も醒めて見ますのに妻の頭に傷が出来て居りましたので……始めて或は酔の紛れに自分が毆つたのではないか知らんと氣が付いたのです』ト云ヒタルヲ見レバ被告自身モ亦其兇行當時ノコトニ付キ全ク記憶ナキニアラズシテ薄々ハ之ヲ記憶シ居ルコトヲ然認シ居リ猶調書中ノ他所ニ記載スル被告ノ陳述ニヨルモ傍人ヨリ話サル、トキハ被告自身モ亦其大略ヲ思ヒ出シ又ハ其カト思ヒ付クコトアルガ如ク稱道シ又其記憶ハ何事ニモ同様ニ存セスシテ或事ハ思ヒ出シ得ルモ又或ル事ハ思ヒ出シ得ザルナリ是ノ如キ有様ハ意識ノ全ク缺乏セスシテ甚ダ溷濁セルトキニ見ルモノニシテ之ヲ其言行ニ就キ概括性記憶ヲ有スルモノト稱ス然ラバ此事柄ハ所謂嗜酒狂ノ症狀トシテ當不如何ナルヤト云フニ嗜酒狂ニテハ患者ノ全ク無意識トナリ其間ニ罵詈暴行ヲナスコトアルモ亦意識ノ混濁ハ輕度ニシテ特ニ外觀上ニハ微醉セル者ト同ク或ハ傍人ニハ左程ニ思ハレザルモノアリ之ヲ要スルニ發作中ノ我言行ニ付キテ追想力ノ随分不明瞭ナル(即チヨクハ記憶シ居ラヌ)モノヲ多シトシ嗜酒狂ニ於テハ必ズシモ患者ガ全然無意識ノ状態ニアリ發作中ノ言行ヲ全ク知ラザルコトヲ要セズ今此場合ニ於テ被告ガ兇行前後ナル事柄ヲ想ヒ出シ得ズ又事柄ニヨリテ思ヒ出シ得ルト得ザルアルガ如キモ之ヲ嗜酒狂ノ一症狀トシテ認ムルニ差支ナカルベシ

余等ハ上文ニ於テ既ニ嗜酒狂者ガ其酒量ノ絶大ナル割合ニ人事不省ノ度ニ迄ハ酩酊セサルコト屢之アリト注意セリ要スルニ被告ハ此際平素ヨリノ飲酒發作中ニアリ數日以來既ニ其身體精神ノ常ヲ失シ居リタルモノニシテ當時ノ發作ハ十一月六日ニ初マリタルモノニシテ其酒量ハ帳簿上三合ヨリ五合ト一日毎ニ増加シ九日ト十日ニ於テハ再タビ減少セシモ是レ多分被告カ此時前文ノ如ク連リニ戶外ニテ酒ヲ仰ギタルニヨルモノニシテ一日酒量ノ總計ハ却テ前々ヨリモ多カリシナルベク是日被告カ酒量ノ多カリシコト及ビ酒精作用ノ著甚ナリシコトハ

證人與〇〇末〇ガ長野地方裁判所〇〇支部ニ於テ陳述セシ所ニヨルモ明ナリ
與〇〇末〇ハ即チ明治三十五年二月十三日〇〇地方裁判所ニ於テ陳述シテ

『末〇(十九歳平生被告を呼んで叔父さんと云ふ)が被告の襟先に至り之を呼ひしに障子に掴まつて來たが手を引て來る位ですから随分酔て居り足元も浮雲い位でした……手を離せば轉ぶ位でした』ト云ヒ又

明治三十四年十一月二十四日同所ニ於テ陳述シテ

『午後五時少し前より〇〇三郎が高聲を發して何事か言ふて居りましたが益々高聲を發します故〇三郎を呼出し自分宅に連來りて勳子を退校させると云ふ事に就て種々に詫ひましたけれども酔て居て一向要領を得ませんから『酔が醒めてから考へて退校させると言ふ様ことは止めた方が宜からう』と申しましたら『君の言ふことに従ふ』と申しました』ト云ヘリ

是ニヨリテ之ヲ觀ルニ被告ハ當時飲酒頗ブル多ク少ナクモ考慮ノ紛亂身體ノ運動ノ機能(直立、歩行等)不精確不十分ナルノ度ニ酩酊シ居リタルハ明ナリ之ヲ其月六日ヨリ買酒ノ升數ノ増加シタルニ比スルニ左モアルベキコトナリ

之ヲ既往ノ症狀ニ照スニ被告ガ明治三十四年十一月十一日刺戟性ニテ妻子ト紛争セシハ彼ガ發作ノ初期ナル與奮期ノ症狀タルニ相當シ而シテ其言談ノ要領ヲ得ズ歩行ノ確乎タラザル等其期ノ既ニ熟セルヲ見ルベク余等カ實驗セル第二回發作ガ其當初ヨリ殆ント完全ノ無意識狀態ヲ伴ヘルヲ考フレバ彼ノ明治三十四年十一月中旬ノ發作間ニモ外見上ヨリハヨリ較著ナル無意識(即人事不省)ノ狀態ニアリシモノト推察スベシ

之ニ由リテ是ヲ觀レバ被告塚〇〇三郎ハ明治三十四年十一月六日頃ヨリ同人ガ明治三十四年十一月十日長野縣監獄〇〇支署ニ入リシ當初ニ至ルマデノ間ニ於テ定期性嗜酒狂發作ニ罹リ居リシモノト認定スルヲ至當トシ

明治三十四年十一月十一日被告ガ其妻ト〇ヲ毆打シ死ニ至ラシメタルハ此發作中ノ所爲ニ出ヅルモノニシテ其間被告ハ知覺精神ノ喪失ノ狀態ニ陥リ其所爲ニ關シ責任ナキノ精神狀態中ニアリシナリ以上ノ説明ニヨリテ鑑定ノ要領ヲ總括シテ判事ノ提出セシ問題ニ答フレバ

- (一) 中酒狂ノ如何ナルモノナリヤハ前文中ニ參考シテ之ヲ了知セラルベク
- (二) 塚〇〇三郎ハ尋常中酒狂者ニアラズシテ定期性嗜酒狂ニ罹リ居ルモノナリ

(三) 塚〇〇三郎ハ明治三十四年十一月十一日其妻ヲ毆打死ニ至ラシメタル際ニ知覺精神ノ喪失ノ
状態ニ陥リ居リシモノニシテ其知覺精神ノ喪失ハ右定期性嗜酒狂ノ發作ニ基クモノナリ
此鑑定ハ明治三十五年十月二日以後數回被告塚〇〇三郎ノ居所及ビ東京府巢鴨病院內ニ於テ十數回診
査シ且ツ調書ヲ參照シテ編製セシモノニシテ其鑑定日數ハ明治三十五年十月一日ヨリ同年十二月二十
日ニ至ル八十一日間トス

明治三十五年十二月二十日 鑑定人 醫學博士 吳 秀 三
鑑定人 松 原 三 郎

右被告塚〇〇三郎ハ此鑑定書提出後明治三十六年一月十二日不問罪ニテ放免セラル

第十例 堀〇〇〇郎精神狀態鑑定書

明治三十六年一月廿二日東京區裁判所判事〇〇〇ハ〇區〇〇〇町〇〇〇番地堀〇〇〇〇郎ニ臨ミ堀
〇〇〇ガ堀〇〇〇郎ニ關シ申立シ準禁治產事件ニ付キ本人〇〇〇郎ニ就キ

一、本人〇〇〇郎ノ精神狀態ニ異常アルヤ
二、異常アリトスレバ其種類程度如何
ノ二問ヲ發シ之ガ鑑定ヲナス可キ事ヲ命セリ

被申立人

〇〇區〇〇〇町〇〇番地平民

堀 〇 〇 〇 郎

明治七年十一月生

既往症

血統 父方祖父ハ五十九歳ニシテ腸胃病ニテ死亡シ父方祖母ハ五十歳ノキ腦充血(中氣ナリト云)ニテ
死亡シ母方祖父ハ五十歳ニシテ胃癌ニテ死亡シ母方祖母ハ六十四歳ニシテ腸胃病ニテ死亡ス
父ハ五十七歳母ハ五十一歳ノキ共ニ肺癆ニテ死亡ス
父ニ異母兄一人(病名不詳)異母姉一人(痲病)アリシガ皆死亡シ弟一人ハ慢性腦充血ニテ五十七歳
ノキ死亡ス(子四人アリ第一男子ハ白痴ニシテ十八歳ノキ死シ第二女子ハ二十二歳白痴ニシテ準禁治
產中第三女子ハ腸胃病ニテ死亡シ第四女子ハ氣管支炎ニテ死ス)同母ノ妹一人健存(其子ハ男子一人
ニシテ五歳ノキ麻疹ニ死セリ)弟一人健存(五子アリ其中長子男兒氣管支炎ニテ死セリ)
兄弟十人(本人加算)中被申立人ハ第三子ナリ兄一人二十六歳ニシテ肺癆ニ死シ弟一人ハ腹膜炎ニテ

第一人ハ腦膜炎ニテ妹一人ハじふてりやニテ皆死亡セリ姉一人妹三人弟一人健存ス(以上堀〇〇〇ノ言)

既往病歴 被申立人ハ生後二年重症腦膜炎ニ罹リ辛ウジテ回復セルガ爾來兩眼失明シ時々痙攣發作アリ精神ノ發育甚ダ遲滯シ七歳以後モ時々痙攣發作アリテ多キハ一ヶ月二回以上ニ及ビ其都度一二日ヲ經過スレバ常態ニ復スト云フ又其間季候ノ變動ニ際シ頭痛頭重ヲ來タシ次クニ痙攣發作ヲ以スルヲ常トス十三四歳ニ至ル迄治療上必要ノ問診ヲナスモ應答ノ能力ナキヲ以テ常ニ看護ノ老婆ニ就キテ質問シ之ニヨリテ施治スルニ止マリシガ十五六歳以後ニ至リテ痙攣發作ノ回数及ビ病勢ハ稍輕減セリト雖モ精神機能ハ毫モ發達セズ殆ンド依然タリ(明治三十一年三月迄ノ主治醫〇〇〇次郎陳述書)

明治三十一年春以來ノ病歴ヲ見ルニ被申立人ノ身體ニハ別段故障ナキモ時々癲癇發作ヲ起シ爾後治療ニヨリテ癲癇症ハ次第ニ輕快シ現今ニ至リテハ略快復ノ狀態ナリ時ニ寒冒又ハ腸胃症等ニ罹リシモ何レモ一時性ノモノニシテ不日快癒ニ赴ケリ腦髓ハ其發達ヲ障害セラレ知識ハ幼稚ナリ眼ハ甚ダ視力ヲ障害セラレ稍失明ニ近キモ近距離ニ於テハ物色ヲ辨識スルヲ得(目下主治醫〇〇〇之助陳述書)

現在症

被申立人ハ妹〇〇ト共ニ其居室ニ正坐シ余等ノ入ルヲ覺エテ揖禮シ且ツ笑貌ヲナス

問 名前は

答 〇〇郎

問 苗字は

答 〇〇

問 年齢は

答 三十

問 生年月は

答 七年生れです

問 何月何日

答 十一月

問 何日

答 八日です

問 身分は

答 何んでもない今は何んでもない

問 華族か士族か何だい

答 ……………

問 平民か

答 へー

問 分らないか

答 えー

問 平民かい

答 えー

問 其れに違いないかい

答 そーです

問 住居は何處だい

答 こゝです (右手ニテ疊ヲタ、ク)

問 こゝとは何處なんだい

答 伊皿子

問 何番地

答 三十三です

問 御前の家かえ

答 えー

問 御前が主人かい

答 そーです (不正)

問 こゝは誰の家なの

答 こゝは○○○の○○○です

問 誰れが持てるんです

答 今は留守です

問 誰が

答 ○○です

問 他に主人はないの

答 他は留守居です

問 側に居る人は誰なんだい

答 そー (口中ニテ低聲ニ獨言ス)

問 知らないか

答 ○ちゃん

問 よく知らないかい

答 ○○です

問 御前の何に當るのだい

本人答フルヲ得ズ身ヲ傾ケテ妹ノ方ニヨリ手ヲ疊ニ突き問ハント欲スルモノ、如シ

問 親類かい

答 親類ぢやない

問 妹かい

答 えー

問 兄弟は何人あるか

答 澤山あります

問 何人あるえ

本人ハ答フルヲ得ズ身ヲ傾ケテ妹ノ方ニヨル妹ハ低聲短言ニテ本人ニ告グルコトアリ二人ニテ數度應接シ本人連リニ指ヲ折リ試ミテ後

問 何人だい

答 五人ですな

問 五人かい

答 六人位だねー (正)

問 皆なで六人かい

答 留守のも入れて

本人猶ホ指ヲ折リ考ヘツ、「六人」七人「八人」ト數ヘ又妹ト低聲ニテ應接ノ後

答 六人です

問 六人かい

答 六人の内一人留守なんです

問 ○○と言ふのはあなたの何んです

答 ……………

問 御父さんか

答 いーえ

問 何です

答 御父さんぢやーない

妹傍ヨリ「兄弟か何かと云はるゝのです」ト言ヒ

問 何です

答 えー兄弟です

問 ○○と言ふのは何歳です

答 十八……十九……つい忘れた……二十何歳でしたっけね……忘れてしまったっけ

妹ニ向ヒ「去年いくつでしたっけねー」ト言ヒ其ヨリ數ヘ初メ

「十八」「十九」「二十」「一ッ」「二ッ」「三ッ」「四ッ」「五ッ」「六ッ」「七ッ」「八ッ」「九ッ」「十」「十一」

『十二』ト連ヅク言ヒ終ニ 『去年十八でしやうだから十九です』

問 兄さんか弟か

答 兄さんです

問 御前の兄さんで何歳なの

答 今は十九です

問 それで兄さん

答 弟です

問 御父さんの名は何と言の

答 こーたんい(弘○院) (正)

問 生きてる時分には

答 ○○郎

問 それが御父さん

答 こーじゆいん(弘○院)て言ふのもこーしやういん(弘○院)て云ふのもある

問 皆父さんかい

答 いえこーじゆ院は御祖父さん (不正)

問 こーしやう院は

答 御祖母さん (不正)

問 代々の名前は

答 私はきかないそれはきかない

問 ○○郎と云ふのは

答 ○○郎と云ふのは今言つた○○です

問 御父さんが死たのは何時

答 戦争のあつた年……一人は十九年に死にました

問 誰が

答 御祖母さん (正)

問 戦争のあつた年に死んだのは

答 こーたいいんですとーさんです (正)

問 叔父がありますか

答 一人きやありません

問 何んと云ふ名でありますか

答 こーしやう院の方は十八年です (正)

問 叔父さんは

答 堀〇〇〇 (姉ノ夫ナリ)

問 其他には

答 其からまだ一人あるが是れはそーでない……〇〇町と二人だ

問 〇〇町は何んと言ふ名

答 堀〇〇〇と言ふのです

問 他に叔父さんはないかい死んだかい

答 それだけです (不正)

問 誰も死なないの

答 いゝえ (不正)

問 家を持てるかい

答 元は店に居た〇〇〇町の

問 御前は戸主になつていないのかい

答 それはあります

問 戸主と云ふとは分るかい

答 分りません

問 金はあるかい

答 えー

問 どの位

答 數は分りませんが……使ふ丈けある

問 多いのか少ないのかい

答 とつさりあるが此處にはない

問 どこにあるの

答 皆よそから取寄る

問 どこから

答 先には店から

問 今は

答 今はどこから取りよせるか分りません……それは掛りがあります

問 掛りとは誰だい

答 〇〇です

問 自分の金はないの

答 自分はない

問 少しもないの

答 有はあるが預てある

問 何處へ

答 方々へ

問 方々とは何處

答 よそへ

問 よそとは

答 方々の銀行へ

問 何と云ふ銀行へ

答 先には店の方の銀行ですが今はそんな事は聞ぬからつゝ

問 大凡幾らか分らないか

答 つゝきかない

問 何萬圓とか何十萬圓とか大抵は分て居ないかい

答 それは分らない店へ行かなくつては

問 印形はあるだろー

答 私の所にはない

問 なくしたのかい

答 なくしはしない

問 ぎーしたの

答 それは其方の掛りがある

問 夫れでは御前持ていないのかい

答 持てはいない

問 誰かに預てあるのかい

答 えー

問 何處に

答 〇〇へ

妹傍ヨリ『金庫云云』ト告グ

答 金庫の中にあるが今は出さぬ

問 金庫の明立では誰がするの

答 この人がやつてる (妹ヲ指サス)

問 店では何商賣をするの

答 先には色々しました〇〇屋の様にしてた

問 此頃は

答 今は何もしません (正)

問 反物の直段は知てますか

答 直段は知らない

問 何をよく知るの

答 菓子だのシャボンだの香水だの葡萄酒だの

問 菓子はいくらすのビスケットは

答 一斤がある二斤があるか直段の所は知りませんよいのもあり悪いのもあり去年
買つて来たのは〇〇さんが直段を知つています

問 本が讀めるかい

答 讀めないからよします…面倒くさいからよす

問 名前はかけるかい

答 書けないで一々書いて貰ふ

問 學校へ行った事があるかい

答 それはあります先に今はよした

問 何時いつたの

答 もーよっぽどです

問 何時

答 二十一年頃でしょう…二十一年と二十二年です跡はいやだからよした

問 何處の學校へ行ったの

答 築地です今はそーでない (琴ノ稽古ニ其頃通ヒシ事アリ)

問 何處から通つたの

答 店から通つたんです…〇〇〇町から

問 誰について行て貰て

答 それは先についてた人に

問 それは誰だい

答 先の上總から来た人です (正)

問 何と云ふ人だい

答 〇〇と云ふ人 (正)

問 目がわるいね

答 えー

問 ちつとも見えないかい

答 少しは見えます

問 どちらが

答 こっちです

問 右かい

答 ええ

問 左は見えないか

答 ええ

問 どの位見えるか

答 少しです

問 どの位分かるか

答 日が當つたり曇つたりする位は見える

問 字は見えるかい

答 細かく書いたのは分かりません

問 大きいのは

答 分る所と分らない所とあります

調書ヲ示シ書類ヲ目ヨリ大凡ソ十仙迷ノ距離ニ近ツケテ

問 是れは見えるかい

答 大變細かに書いてありますねー…黒く奇麗に書いてある
(書類中ノ一字ヲ指シテ) 此字は何んと云ふ字だい

問 御前は生れながら目が悪かつたかえ

答 えー

問 どーして目が見えなくなつた

答 落された…負つて貰て居たら (事實ナシ)

問 それから悪くなり其前はよかつたのかい

答 えー

問 其時に煩らつたか

答 えー今の様に悪くはなかつた…一昨年見て貰つたがいけないつて云はれた(赤十字社)…窓らないつて云はれた…遅れたのですつて…幾度もくも見て貰たのです

問 目が悪いと不自由だろー

答 えー

問 物を食つたり寝起には差支ないかい

答 えー

問 憚りえ行には

答 行けるが付ていつて貰ふ

問 頭は痛かないかい

答 今は痛かない

問 先には頭痛がしたかい

答 先にはあつた

問 頭に禿てる所があるねー

答 是れは發泡です (正)

問 目の他に故障はあるか

答 ……先にはありません……先には御腹を下したり……一昨年迄ですそんな風があつたのは

問 今は達者かい

答 えー

問 飯は甘いかい

答 えー

問 何時に起きて何時に寝るか

答 朝は八時に起きます夏はもつとはよい……寝るのは湯のあるときは八時過ぎで湯のないときは九時です

問 湯のないときに遅いのかい

答 他の人がいくらも入るから……私が先きえとゆー譯には行きません

問 三つを十合せると幾何

答 今其方の勘定はいやだからよした

問 二つと一つ

問 それもよした

碁石ヲ與ヘ次第ニ其數ヲ増シテ幾何ナリヤト問フニ一個ヨリ次第ニ石ヲ以テハ數ヲ言イテ三五個マデ正シク(時々考ヘ直シナガラ)數ヘシガ其レヨリ『六つ』『七つ』『八つ』『九つ』『十』ト云ヒ其四十ナル事ヲ忘レテ次ノ石ヲ『三十六』ト稱ヘテ數ヘ此ノ如クニシテ四十七個迄數フル事ヲ得タリ

問 二つと一つで幾分か分るだらう

被申立人ハ碁石ヲ取リ『一つ』『二つ』ト二個ヲ左ノ掌ニ取リ別ニ一ツヲ取リ之レヲ合セ『一つ』『二つ』『三つ』ト數ヘ『三つ』ト答ヘ猶ホ碁石ヲ一ツツ、取リ『三つ』『四つ』ト數ヘ居リシガヤ

ガテ『是れて四つです』ト又一個ヲ加ヘテ示セリ
問 三つと二つで

被申立人ハ碁石二個ヲ取り其他ニ手ノ旁ニナカリシカバ猶ホ『二つ下さい』ト請求シ之ヲ合セテ
一ツ宛數ヘ『五つです』ト答フ由テ余ハ石ヲ與ヘズ『指で勘定して御覽』ト云ヒ被申立人ハ『是れ
がなければこまる』ト言ヒ碁石ヲ請求シテ前ノ如ク一ツツ、勘定ス

問 三つに四つで

問 五つと五つでは

被申立人ハ又石ニテ勘定ヲ初メ『八つ』ト答フ

問 五つに幾何増すと八つになるの

被申立人ハ五個ノ石ヲ取り次ニ猶一個ヲ取り加ヘ『之れを入れると八つです』ト答フ

問 今日は何月何日ですか

答 廿二日

問 何月の

答 一月

問 年は

答 明治三十六年

問 一昨年は

答 三十四年

問 戦は何時

答 二十七年…八年…二十七年です

問 其他には

答 新聞で話は聞いたが其切りになつたから

問 何時此處へ來たの

答 三十一年…三十二年…三十年の六月です…六月の十五日です

問 此處に既に幾何位居ます

答 今は三十六年だから餘程になる

被申立人ハ頻リニ何年何年ト指ヲ繰リテ再タビ『餘程になる』ト云フ

問 山を知てますか

答 私がいやだと云ふ鎌倉位なものです

問 鎌倉は何故いやなの

答 長く留めて置かれて咳嗽などか出たんです (正)

問 日光はどこです

答 い、

問 日光へ行た時他へ行と云ひましたか

答 松島へ行きました

猶被申立人ノ身體ヲ檢スルニ

被申立人ハ身材中等ニシテ榮養佳良ナリ頭ヲ稍々左肩ノ方ニ傾ケ且ツ輕ク前ノ方ニ傾ケ目位ハ左右共多ク右毗ニアリ時々肩ヲ舉ケテ前方ヲ定矚スル如ク兩手ヲ膝ニシテ稍々考へツ、アル狀ノ如シ

頭部ヲ檢スルニ

周 圍	五五・〇	耳前頭圍	二七・五
耳後頭圍	二四・五	耳顛頂圍	三四・五
耳下顎圍	三〇・五	前後徑	一八・〇
左右脛	一五・〇	鼻根後頭圍	三五・〇
耳 高	一三・七	前頭骨額骨突起徑	一一・〇
耳孔徑	一二・五	前後徑示數	八三・三

頭部ヲ檢スルニ前頭頂部ニ直徑八仙迷大ノ毛髮疎生部アリ(發泡膏貼用ノ跡ナリト云フ)眉弓能ク發育シ衡部ハ著シク壓平セラレ且ツ稍凹陷スルガ如シ耳廓ノ舟狀窩扁平トナリテ窩狀ヲナサズ口部異常ナク上顎ニ於テ左右下顎ニ於テ右方ニ第一第二小白齒第一大白齒ハ人工填充法ヲ經テ左顎ニ於テハ大

小白齒盡ク然カナリ

眼ヲ檢スルニ外見上異常ナシ左眼角膜ノ外上廓外少許ニ形狀不正ナル半仙迷徑大程ノ帶黒灰白色ノ小斑アリ兩眼球不安ニシテ定視セズ且横平ナル震盪症アリ爲メニ瞳孔ノ反射及ビ眼底ヲ檢査スルヲ得ズ視力ハ微ニ右眼ニ存シ明暗ヲ區別シ赤黒白等ノ色ヲ識別ス然レモ視力ハ薄弱ニシテ眼前六仙迷ノ近クニ於テ指數ヲ辨スルヲ能ハズ

呼吸器消化器其他ニ異常ヲ認メス

皮膚ノ諸感覺ニモ運動機能ニモ異常ナシ但シ握力檢査ハ理解不十分ノ爲メニ之ヲ施スヲ得ズ

以上余ハ被申立人ノ精神身體ノ證候ヲ列記シ殊ニ其精神症狀ニ關シテハ被申立人トノ問答ヲ掲ケ其間答ノ大部分ハ判事自身ノ提問及ビ之ニ對スル被申立人ノ返答ナリ之ニヨリテ見レハ被申立人ハ現下ノ時日、其年齡、生年月日、其住地及ビ周圍ノ關係、傍人ト自己トノ位置等ニ就テ指南力ヲ備ヘタリ從ツテ其知覺力認識力領會力等モ又略備ハリ身邊ノ事ヲ察知シ之ニ對シテ考慮ヲ廻ラス事ヲ得然レモ以上諸智力ノ不十分ニシテ考察ノ完備ナラズ尋常人ニ甚ダ劣リタルモノナル事ハ明白ナリ被申立人ハ戶主又ハ主人ナルモノ、何タルヲ解セズ我財產金錢所有ニ就キテ其多少ノ個額所在ヲ知ラズ兄弟父母叔姪等ノ關係ヲ明ニスルヲ能ハズ殊ニ算數ノ事ニ至リテハ其思想殆ンド皆無ニシテ基石ヲ數ヘテ四十七ニ至ルニ夥多ノ時ヲ要シ弟ノ年齡ヲ數フルニ數多度ビ『二〇』『二〇』ト反復セサレバ之ヲ數ヘ出シ得ズ

カノ殆ント缺如セルヲ見ルベシ被申立人ノ記憶ハヤ、之アリト雖モ又只日常反復シテ多ク聞キ多ク言
 居ル事ニ限リタルモノ、如ク以上ノ諸點ハ皆吾人ヲシテ被申立人ノ精神發育極メテ不十分ニシテ相
 當年齡者ノ尋常程度ヲ去ルヲ甚ダ遠キヲ知ラシムベク其智力ハ大凡ソ之ヲ子供ニ比較スルニ七八歳發
 ノモノニ匹敵スベク計算能力ノ如キハ殆ント六歳ノ小兒ト選フベキナキモノト謂ツベシ此ノ如キ精神
 育不全ノ病症ハ之ヲ稱シテ白癡ト言フ

白癡ナルモノハ生來ナルモノアリ或ハ生後久シカラズシテ餘病ニヨリテ之ヲ來タスコトアリ被申立人ノ
 既往症ヲ按ズルニ遺傳上ニ於テハ叔父一人及ビ其子女ノ他ニハ禍孽ヲ貽スベキ疾病ヲ見ズ結核ノ系統
 ニハ白癡者多シト唱フル學者アレハ確乎タル根據ナシ要スルニ其系統ノ子孫ニ身體ヲ羸弱ナラシメ之
 ニヨリテ病ニ罹リ易キ地ヲナス事ハ之アラン然ルニ被申立人ハ其三歳ノ時ニ腦膜炎ニ罹リ爾後兩眼失
 明症（右眼ハ微ニ視力アルモ）及ビ癩癩症ヲ將來セリト言フヲ見レバ被申立人ノ白癡ハ恐ラクハ此ノ
 腦膜炎ノ結果ナルベク腦膜ノ疾病ガ屢々腦質自家ニ禍ヲ及ボシテ遂ニ白癡ノ基ヲナスコトハ吾人ノ歴々
 多ク實驗スル所ニシテ且之ニ附帶シテ癩癩病ヲ起スコト少ナカラズ被申立人ガ既往症ニ掲ゲアル所謂癩
 癩症モ又恐ラクハ癩癩症ナラン余ハ親ク其所謂發作ナルモノヲ目撃セズト雖モ明治三十一年以後被申
 立人ヲ診療スル〇〇〇助ハ明ラカニ之ヲ癩癩症ト診斷シタリ蓋シ白癡ト癩癩トハヨク合併シ來ルモ
 ノニシテ白癡者ノ三分ノ一數ハ癩癩症ニ惱ムト言ヘル程ナリ又其眼病ハ充分ナル検査ヲ施スヲ得ザリ
 シヲ以テ其何物タルヲ知ル能ハザレハ外見上異常ナクシテ視力ノ此ノ如ク甚シク障礙セラレ一眼ニハ

全ク失明シ居リ且ツ三歳ノ時腦膜炎ニ罹リテヨリ此ノ如シト稱スレバ恐ラクハ其當時腦膜炎ニ罹リ同
 時其證狀ノ一タル急性水頭症其他ノ結果トシテ視神經炎ヲ患ヒ由リテ遂ニ之ニ至リタルモノナルベク
 但其症ハ一眼ニハ劇甚ニシテ一眼ニハ左程ナラザリシカ或ハ劇甚ナリシモ本病ノ退症スルト共ニ次第
 次第ニ極僅カニモセヨ視力ヲ恢復シタルモノナルベシ腦膜炎ハ小兒ニ少ナカラサル疾病ニシテ白癡、
 癩癩ノ原因トナリ又視神經炎ヲ伴發スルモノナリ若夫レ其所謂腦膜炎ナルモノ、性質ニ至リテハ之ヲ
 詳ニスルコトヲ得ザルモ堀〇〇〇ノ言ニヨレバ其發生ハ急性ニシテ持續數日ニ互リ其間發熱意識濁濁癩
 癩發作等ノ症狀アリ一年餘ヲ經テ眼症ノ他ハ退キ去レリト云ヘバソハ恐ラクハ化膿性又ハ結核性ナド
 ノモノニテハナク漿液性其他ノ割合ニ良性ナルモノニテアリシナラン是レ固ヨリ空想ニ過ザルノミ之
 ヲ要スルニ余ハ以上ノ説明ニヨリテ被申立人ノ病症ハ白癡ニシテ生後三歳ノ時ニ患ヒタル腦膜炎ニ繼
 キ發シタルモノト診定ス

鑑 定

以上被申立人ガ現在ノ精神能力ニヨリテ按スルニ被申立人ガ白癡ト言ヘル精神病症ニ罹リ居ルコトハ明
 白ニシテ疑フベキナク其既往症モ又之ニ相當シテ且益々之ヲ明カニスルニ足レリ但所謂白癡ナルモノ
 ハ極重キモノヨリ極輕キモノマデノ總稱ナルヲ以テ一事件毎ニ必先其本人ニ付キ其智力ノ程度如何ヲ
 講究セサルベカラズ然ルニ今此ノ被申立人ニアリテハ智力薄弱ノ最幼時ニ發シタルコトニ疑ナク且其智
 力ノ程度ハ之ヲ小兒ニ比シテ大凡ソ七八歳ノモノト匹敵スベク或ル事柄ニ付キテハ中流世界ノ六歳ノ

29/1/39

小兒ノ既ニ辨スル事ヲモ辨ヘヌコアリ然ラバ即チ被申立人ハ民法第七條ニ所謂心神喪失ノ常況ニアルモノニシテ其ノ民法第十二條ノ義ニ於テ心神耗弱者タルコトハ勿論ナリト云フベシ
余ノ鑑定ノ要旨ハ之ヲ約言スレバ左ノ如シ

- 一、被申立人堀〇〇〇ノ精神状態ニハ異常アリ
- 二、其病症ハ白癡ト稱シ最幼時ニ發シタルモノニシテ其中程度ノ稍重キモノニ屬ス
- 三、堀〇〇〇ハ民法第十二條ノ義ニ於テ心神耗弱者ト看做スベキモノナリ

右之通り鑑定候也

明治三十六年二月四日

醫學博士 吳

秀 三

右被申立人堀〇〇〇耶ハ明治三十六年三月二十五日準禁治産ヲ宣告セラル

精神病鑑定例 第一集終

精神病鑑定例第一集與附

明治三十六年四月十四日印刷
明治三十六年四月十九日發行

正金六拾五錢

著者 吳 秀
發行所 東京市本郷區四片町十番地

印刷者 仁 衛
東京市日本橋區藥研町三十三番地

印刷所 厚 信 舎
東京市日本橋區藥研町三十三番地



發行所

東京市本郷區龍岡町三十四番地

吐鳳堂書店

〔電話下谷一六七二番〕

醫學博士 吳 秀三纂譯

精神病學要略

全一冊

正價 一圓參拾錢
郵稅 拾 貳 錢

吳先生精神病學集要ノ著アリ大ニ世ニ行ハル而モ卷帙稍浩瀚ニシテ通讀ニ便ナラサル所アルヲ以テ更ニ之ヲ節抄シテ此書ヲ著述セラルル眞ニ要略ノ名ニ背カス簡潔ニシテ能ク要義ヲ盡セリ法學者醫學者諸氏ノ坐右ニ具ヘザルベカラザルノ良書ト云フベシ

醫學博士片山國嘉 醫學士江口 襄 著
醫學博士柳 醫學博士吳 秀三 纂譯

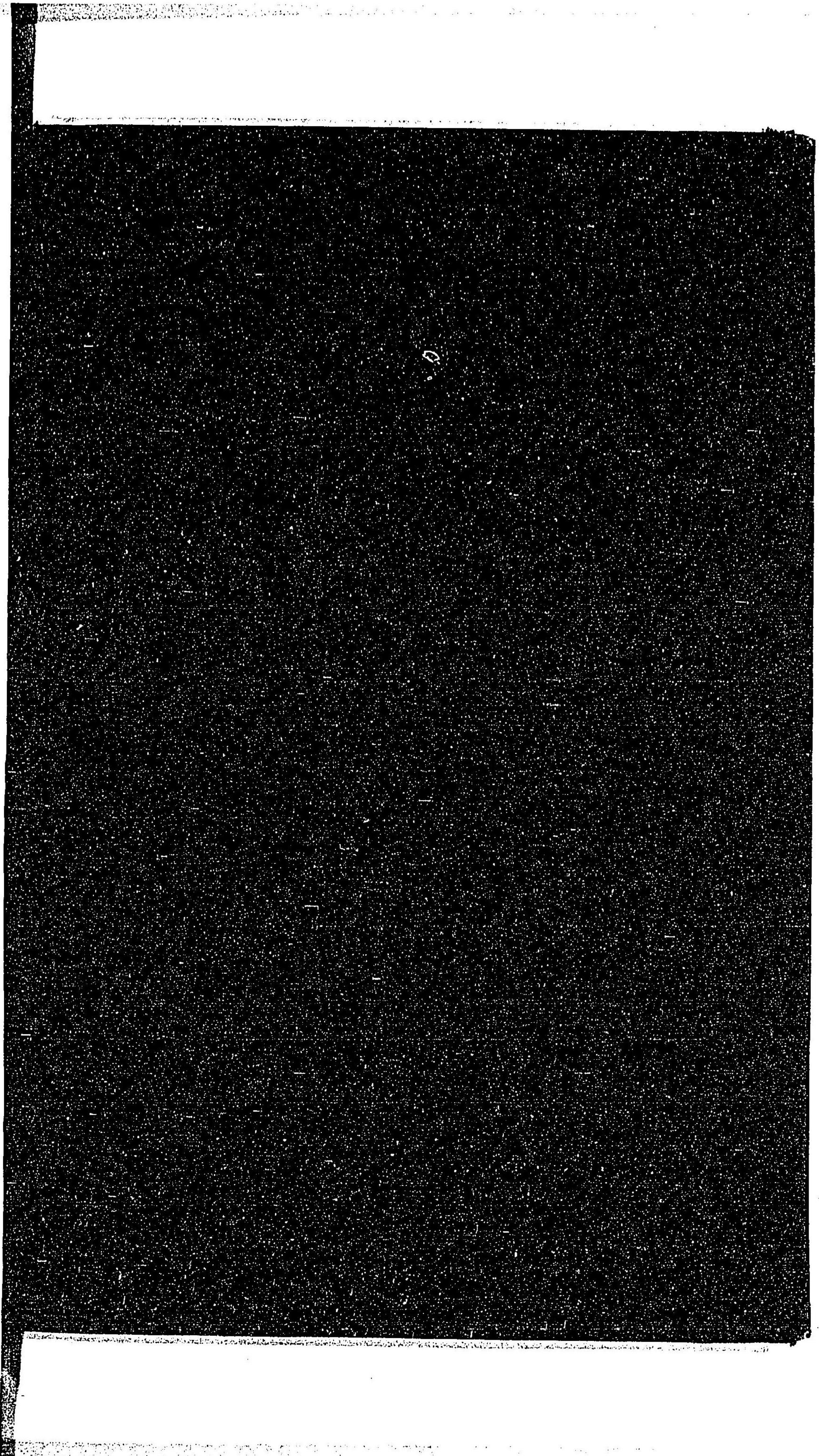
改訂 法醫學提綱

全三冊

賣價 五圓貳拾錢

賣價上卷貳圓八錢 中卷壹圓拾錢 下卷貳圓 郵稅各冊拾錢
右ハ裁判醫學提綱ヲ改題シ深ク我國ノ新舊法典ト日新醫學トヲ對照シ專ラ其實用ニ著目シテ增訂セラレ全ク其面目ヲ一新セリ

61
27



61

27

(M)

059149-001-6

61-27

精神病鑑定例 第1-4集

吳 秀三/著

M36-42

CBE-0038



